## 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 9 月 4 日

岩出市議会

## 議事日程(第1号)

平成29年9月4日

開 会	午前9時30分	}
日程第1	会議録署名請	<b>養員の指名</b>
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	市長の行政幸	<b>设</b> 告
日程第5	議案第60号	平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第61号	平成28年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
		について
日程第7	議案第62号	平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
		いて
日程第8	議案第63号	平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
		定について
日程第9	議案第64号	平成28年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
		ついて
日程第10	議案第65号	平成28年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
		いて
日程第11	議案第66号	平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
		決算認定について
日程第12	議案第67号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第68号	ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例
		の制定について
日程第14	議案第69号	平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第70号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1
		号)
日程第16	議案第71号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第72号	市道路線の認定について
日程第18	議案第73号	和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につ
		いて
日程第19	議案第74号	岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第20	議案第75号	岩出市教育委員会委員の任命について

開会 (9時30分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成29年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第60号から議案第73号までの議案14件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第60号から議案66号までの決算議案7件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告、議案第74号及び議案第75号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、田中宏幸議員及び 松下 元議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの19日間と決しました。

日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。 次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案16件と 報告3件であります。

次に、平成29年第2回定例会から平成29年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成29年度市議会議長会関係につきまして、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成29年7月13日木曜日、大阪市中央区のシティプラザ大阪で近畿市議会議長会第1回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、各役員の紹介に引き続き、平成29年4月19日から7月12日までの会務報告があり、議案審議では、平成28年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算報告、平成29年度近畿市議会議長会行事予定、理事会の運営方法、各種会議の運営、事務の引き継ぎ等について、審議を行いました。

その後、次期理事会の開催予定日と開催市について協議を行い、10月17日火曜日、 城陽市において開催することを決定し、次期総会開催市である城陽市議会議長の挨 拶が行われ、第1回理事会が閉会されました。

次に、平成29年8月8日火曜日、東京都千代田区の全国都市会館で全国市議会議 長会第159回建設運輸委員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、委員長補欠選任を行いました。その後、国土交通省総合政策局政策課政策調査室長の九鬼氏による「国土交通行政の最近の動向について」、また、内閣府政策統括官付参事官の黒田氏による「我が国の災害対策について」と題して説明がありました。その後、委員会に関する会則、規程等の説明。また、平成29年5月24日から8月8日までの事務報告がありました。その後、要望書案の作成、要望活動、今後の運営について協議を行い、第159回建設運輸委員会が閉会されました。閉会後、政府などに対して要望活動を行ってまいりました。以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 市長の行政報告

- ○吉本議長 日程第4 市長の行政報告を行います。 市長。
- ○中芝市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

爽やかな秋風が吹く季節、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のことと お喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成29年第3回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員

各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。 まず初めに、平成28年度一般会計歳入歳出決算についてでありますが、平成28年 度の我が国の経済状況は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、 一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いていることから、徐々に地 方へ波及しつつありますが、まだまだ厳しさを感じる状況であります。

このような経済情勢の中、本市の財政状況は、歳入の根幹である市税が増加傾向にあるものの、歳出では、扶助費を初めとする社会保障関係経費が年々増加していることから、厳しい状況となっていますが、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を来さないように行財政運営に取り組んだ結果、平成28年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、4億3,862万2,225円の黒字決算となりました。

次に、市政懇談会についてでありますが、本年度は7月1日から7月29日までの間、市内18会場にて開催いたしました。議員各位におかれましては、各会場へのご参加をいただき、ありがとうございました。市政懇談会でいただいた、意見・要望につきましては、過日、国・県等、関係機関に要望したところであり、市政にも反映させてまいります。

次に、岩出市地域防災訓練についてでありますが、今年度も市内 6 小学校と船山 地区公民館において、10月22日に実施いたします。

今年度の訓練は、平成27年9月の台風による北関東、東北地方での水害、また、本年7月の九州北部豪雨による水害など多発する記録的大雨による水害から身を守るため、風水害を想定した訓練を予定しており、訓練当日は、自主防災組織を初め、市民の参加と関係機関の応援を受けて、緊密な連携のもと、自主防災意識の高揚と、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の確立に向け、有事即応型の訓練を実施いたします。

次に、職員採用についてでありますが、9月17日に、技師、保健師、保育士の採用に係る1次試験を実施いたします。受験申込者は、技師に1名、保健師に3名、保育士に5名となっております。それぞれ面接等の2次試験を実施した後、合格内定者につきましては、後日、議会に報告をさせていただきます。

次に、子ども医療についてでありますが、小中学生の通院につきましては、8月から岩出市内の医科・歯科・調剤薬局の窓口で、1割を負担する現物給付の取り扱いを開始し、現在、岩出市内の医療機関などで取り扱いが可能となっております。

今後、順次、県内近隣市の医療機関等にも取り扱いを拡大し、対象者の利便性の 向上を図ってまいります。

次に、敬老会についてでありますが、高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、 長寿をお祝いするため、9月18日、敬老の日の正午から市民総合体育館で開催いた します。今年度は、昭和19年12月31日以前に生まれた方々6,226名をご招待してお ります。当日は、議員各位のご臨席を賜りたく、よろしくお願いをいたします。

次に、岩出市住宅耐震化促進事業についてでありますが、南海トラフを震源地とする大規模地震が懸念される中、住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、本年度から補助対象となる住宅を拡充するなど、多くの家屋の耐震化が図れるよう努めております。

なお、昨年4月に発生した熊本地震の影響もあり、市民の住宅耐震に対する関心が高まり、補助事業に関する問い合わせが増加していることから、今議会に補助事業に要する補正予算を計上してございます。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてでありますが、本年7月から道の駅「ねごろ歴史の丘」の建築工事を着工しており、新たに団体客向けトイレ、案内休憩施設、物産販売所などを整備し、年内には、改めてグランドオープンする予定としております。

また、旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)につきましては、去る5月19日に国の文化審議会から答申を受け、重要文化財としての指定が待たれていたところでありますが、7月31日付で重要文化財として指定を受けました。

次に、教育関係についてでありますが、教育委員会では、平成29年度の重点目標の1つに「安全・安心な教育の推進」を掲げ、関係機関などとの連携をより密にしながら取り組んでいるところであります。

毎年夏休みに、中学校3年生全員を対象に、防災訓練と中学生の希望者を対象に 防災ジュニアリーダー講習会を実施しており、有事の際、地域防災の担い手として、 みずからの安全を確保するとともに、進んで地域の災害対策に役立つことができる よう訓練を行っています。

また、各小学校においても、さまざまな自然災害などを想定した避難訓練や、家庭と協力した引き渡し訓練などを実施しているところであります。

次に、市民運動会についてでありますが、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、市民の交流を深めることを目的に、10月9日、体育の日に大宮緑地総合運動公園で開催いたします。

次に、文化祭についてでありますが、文化活動の振興と普及を図り、文化への理解と市民の触れ合いを深めることを目的に、「ひろげよう文化の輪」をキャッチフレーズに、10月28日及び29日の両日、市民総合体育館をメーン会場に開催し、市民表彰式を文化祭開会式前に行います。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

○吉本議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させてい ただきます。

日程第5 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議 について

○吉本議長 日程第5 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の 件から日程第18 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協 議の件までの議案14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

ご審議をお願いします案件につきましては、平成28年度決算認定の案件が7件、 条例案件が2件、平成29年度補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件、一 部事務組合に関する協議案件が1件の計14件であります。

まず初めに、平成28年度決算認定の案件について説明いたします。

議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてでありますが、 歳入総額が166億6,861万7,132円、歳出総額が159億786万1,907円で、歳入歳出差引 額は7億6,075万5,225円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は4億 3,862万2,225円となります。

次に、議案第61号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついてでありますが、歳入総額が67億3,511万7,553円、歳出総額が67億1,143万7,064円で、歳入歳出差引額は2,368万489円となりました。

次に、議案第62号 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額が29億3,183万8,591円、歳出総額が28億7,782万1,460円で、歳入歳出差引額は5,401万7,131円となりました。

次に、議案第63号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 についてでありますが、歳入総額が7億5,834万3,083円、歳出総額が7億4,581万 7,727円で、歳入歳出差引額は1,252万5,356円となりました。

次に、議案第64号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額が30億5,342万1,083円、歳出総額が30億30万9,205円で、歳入歳出差引額は5,311万1,878円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は1,971万1,878円となります。

次に、議案第65号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入総額、歳出総額ともに3,433万7,697円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてでありますが、まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が3億2,124万7,994円で、減債積立金に5,758万6,856円を、建設改良積立金に1億810万1,174円を積み立てるほか、資本金に、減債積立金取り崩し分として5,564万4,688円、建設改良積立金取り崩し分として9,991万5,276円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が9億8,562万6,171円、収益的支出額が7億7,506万5,667円で、収入支出差引額は2億1,056万504円となりました。

一方、資本的収入額は3億1,434万6,323円、資本的支出額は8億2,997万4,038円で、収入支出差引額は5億1,562万7,715円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をいたしました。

続いて、条例案件について説明いたします。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでありますが、 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするもので あります。

次に、議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の 制定についてでありますが、ねごろ歴史の丘に新設する物販・情報施設の設置及び 管理について必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、平成29年度補正予算案件について説明いたします。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)についてでありますが、既決の予算の総額に8,994万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を153億7,250万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、ねごろ歴史の丘新施設に係る使用料及び諸収入のほか、事業費に伴う国庫及び県支出金の事業財源、各一部事務組合前年度負担金の返還金等について補正するものであります。

一方、歳出では、番号制度等に伴うシステム改修委託料、前年度精算による返還金、国民健康保険特別会計繰出金、ねごろ歴史の丘新施設に係る運営及び維持管理費、岩出市住宅耐震化促進事業費、那賀消防組合負担金等について補正するものであります。

次に、議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) についてでありますが、既決の予算の総額に6,210万8,000円を追加し、補正後の予 算の総額を70億3,288万1,000円とするものであります。

主な補正の内容は、国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金への予算計上に伴う国の特別調整交付金予算からの予算組み替え及び平成28年度療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金に要する額等の一般会計からの繰り入れについて、歳出では、前期高齢者関係事務費拠出金及び過年度交付金等の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算 (第2号) についてでありますが、既決の予算の総額に687万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億7,247万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第72号 市道路線の認定については、開発行為による帰属道路 5 路線 を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでありますが、紀の海広域施設組合より、平成30年4月1日から、和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理したい旨、また、有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組

合及び有田衛生施設事務組合より、同日から和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理したい旨の申し出があり、同日から共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○吉本議長 これで、市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〇安居代表監査委員 平成28年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査について、ご報告申し上げます。

平成28年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見 地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された 平成28年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用 状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されて おり、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、平成28年度岩出市水道事業会計決算審査について、ご報告申し上げます。 平成28年度岩出市水道事業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度岩出市水 道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしまし たところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営 成績及び財政状態を適正に表示していることを報告いたします。

今回、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については、7月12日から7月21日にかけて、また、水道事業会計決算については6月13日に、審査に付された歳入歳出決算書等をもとに、各課の担当者に説明を求め、平成28年度決算審査を実施いたしました。

審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容として、1点、収入未済額については、その縮減を課題とし、収納対策 の充実強化により、収納率は、厳しい経済状況の中にありながらも、向上が見られ ます。

しかし、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われているものの、依然として厳しい経済状況にあり、今後の収納率の向上は厳しくなるものと考えられるところであるが、収入の確保と住民負担の公平性の観点からも、さらなる収納対策の充実強化に取り組まれたい。

不納欠損処分については、多くの市民が納税の義務を果たしていることから、負担の公平性を保つためにも、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講じ、安易な不納欠損処分とならないように努められたい。

また、水道料金の未収金についても、その解消に向け、法にのっとった手続を推 し進め、未収金の解消に努められたい。

2点目、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定をされるように努められたい。

4点目、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目、各種施策の遂行に当たっては、その効果と必要性を十分に認識、検証しながら、真に必要な事業を厳選し、限られた財源を適切に配分するなど、より一層、効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、職員一人一人が常にコスト意識と幅広い視野を持って事務事業に携わるよう、職員の資質・意欲の向上に力を注がれたい。としてございます。

なお、平成28年度決算審査での指摘事項は、特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○吉本議長 これで、決算の審査報告を終わります。

日程第19 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○吉本議長 日程第19 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員 会委員の選任についてご説明をいたします。

現委員であります増田充孝氏が、平成29年11月6日をもって任期満了となります

が、同氏を引き続き、岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方 税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

増田充孝氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとと もに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

議案第74号について、質疑を行います。今回、ご提案をされております固定資産 評価審査委員会の委員について、2点にわたって質疑を行います。

議会の同意を求めるに当たり、1点目は、住所、氏名、生年月日、学歴及び職歴 等示されておりますが、その人柄や考え方等、もっと議会側が賛否を判断でき得る ものを示すべきではないかと考えております。

2番目に、他市においては、当該者に対して、所信を紙ベースで提示している自 治体がございます。これについて、岩出市についてのご答弁をいただきたいと思い ます。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 ただいまの尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の、その方の人柄や考え方をということでございますが、まず、本議 案につきましては、現委員を再任させていただく議案となってございます。固定資 産評価審査委員会委員に適任である人柄、考え方を持った方、これを自信を持って 提案させていただいております。

なお、人柄や考え方となりますと、どうしても主観的なところが出てきてしまいますので、議案としましては、住所、氏名、生年月日、学歴、職歴などの客観的な事実をお示しさせていただくのが適当であるというふうに考えてございます。

次に、所信を紙ベースで提示してはということでございますが、委員の選任に当 たっては、委員としての職務内容、これを十分説明させていただき、ご理解をいた だいた上で承諾をいただいております。承諾いただいた限りは、その職務に精いっ ぱいご尽力いただけるものと考えてございますので、改めて文書で提示するという ようなことは、現在のところ考えてございません。

なお、県内他市の状況について確認いたしましたけれども、固定資産評価審査委員会委員の選任に当たって、所信を提示しているというようなところはございませんでした。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきましたが、この委員については任期がございます。 任期以降については、新たに選任をされるということになるわけですから、その時 点で、過去行ったこととか、その人自身の評価委員としての考え、その分について、 議会議員が判断し得る内容を提示し、市民がこの人であれば賛同できるというよう なものであるべきだと思っております。

その点について、今後もこの考えについては、対応していかないということなのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、2番目には、紙ベースでということでご提案をしておるわけでありますが、和歌山県下ではなく、全国的な視野に立ちますと、今日、委員になられる方の人柄や考え方、所信、これらについては全て市民に公開をして、市民の判断を得た後に選任をするというのが、当然あるべき姿であろうと思うわけであります。

なお、議会においては、議会議員が市民の代表でありますので、その間で判断するいうことになるわけですが、この紙ベースでの提示についても、積極的にしていくというお考えはあるのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

今後も変わらないかということでございますが、繰り返しの答弁になろうかと思いますけれども、人柄や考え方というふうになりますと、主観的なところが出てきます。議案といたしましては、現在の状況が適当であるというふうに考えてございますので、今後も、人柄、考え方というところをお示しするというようなことは、現在のところは考えてございません。

所信を紙ベースで提示してはということですが、これも同様、今後実施する考え はございません。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

これをもって、議案第74号に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第74号に対する討論はありませんか。

討論がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回、74号で提案されております委員の提案については、先ほども質疑で述べましたが、判断する材料が乏しく、私としては、議会として、この賛否についての判断が不可能であります。

よって、反対をしたいと思います。

- ○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 梅田議員。
- 〇梅田議員 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について、私は 賛成の立場で討論いたします。

増田氏は、平成20年11月7日に同委員に選任され、現在は、委員長職務代理を務められております。同氏は、委員として、長年にわたり卓越した見識と誠実さをもって職務に尽力されております。

また、和歌山県庁職員として長年勤務し、行政全般にも精通されており、人格、 見識も高く、地域からの信望も厚いと伺っております。

以上のことから、今後も中立的・専門的立場から固定資産の価格の適否について、 審査されるものとして、賛成の討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 ないようですので、以上で、議案第74号に対する討論を終結いたします。 議案第74号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。 この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり同意されました。

日程第20 議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命について

○吉本議長 日程第20 議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命 についてご説明いたします。

現委員であります中村 嵩氏が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き、岩出市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

中村 嵩氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとと もに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。 質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案第75号、教育委員会委員についての議案に対して質疑を行います。 議会の同意を求めるに当たっては、住所、氏名、生年月日、学歴及び職歴等しか 示されておりません。その人柄や考え方等、もっと議会議員が判断をできる材料を 示すべきであると考えております。これについてご答弁をいただきたいと思います。

2番目に、今回の委員の選任に当たって、委員の構成はどのような状況にあるの

か。

3番目に、議案に同意することは議会議員も選任や任命に責任の一端を負うものであり、慎重に判断すべき議案であります。これについてどのようにお考えなのか。 4番目に、最後に、他市においては、当該者の所信を紙ベースで提示をし、議会の議員の判断をいただいているということがされております。これについてどのようなお考えを持っておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員のご質疑に、通告に従いお答えいたします。

まず1点目の、その方の人柄や考え方をということでございますが、先ほどの固 定資産評価審査委員会委員の選任と同様、本議案は再任議案であります。教育委員 に適任である人柄や考え方を持った方を自信を持って提案させていただいておりま す。

次に、2点目の委員の構成でありますが、本議会で同意をいただいたと過程して、 再任案件でありますので、同人を含め、4名の委員が就任されることとなります。

次に、3点目の慎重に判断すべき議案であるということにつきましては、先ほど お答えしたとおり、教育委員としてふさわしい人物でありますので、慎重審議の上、 ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、所信を紙ベースで提示してはということでありますが、委員の任命に当たっては、委員としての職務内容を十分に説明し、ご理解いただいた上で承認いただいております。承諾いただいた限りは、その職務に精いっぱいご尽力いただけるものと考えておりますので、改めて紙ベースでの提示する考えは、現在のところございません。

なお、県内他市においても、教育委員の任命に当たっては、所信を提示していないというであります。

- ○吉本議長 再質疑ありませんか。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 教育委員会の委員の同意についてでありますが、もちろん私も現在の委員で再任をされるということについては知っております。しかし、過去における同氏がやられている内容については、全く、我々議員としても、その内容については熟知をしていないのが現状であります。そういう意味から、その都度、再任のときには提示をして、議員が公平に中立的な立場で判断し得る材料を示すべきであると、

私は考えております。

それから、2番目の内容でありますが、委員会の構成については、年齢や性別、職業等、著しい偏りがないようにすべきであるということがうたわれております。 その内容について、現在、同氏が委員としてなられた場合には、どのような構成になっているのか、お聞きを再度したいと思います。

それから、この議案についての考え方でありますが、もちろん私も、人事案件については、慎重に同意すべきかどうかについての考え方をまとめているわけであります。議会が選任をして任命した以上、その後の責任は我々議会と行政にあるわけであります。そういう意味から、これは事を慎重に、慎重に重ねて判断すべきであるというふうに考えておりますので、このお考えについて、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、教育長選任に当たっては、口頭で執行部のほうから所信が述べられたことが、現在の教育長のときにはありました。もちろん教育長も教育委員会の委員も同様でありまして、所信をこの議会において公開をして、述べることによって、私たちの判断し得る材料の1つになるわけですから、これについても、今後は、和歌山県下でしてないからということやなくして、積極的に、教育委員会の委員として適任かどうかの判断を求めているわけでありますから、積極的なそういう一歩前へ進んだ形でのご提案をいただきたいと思っております。ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

1点目の人柄等につきましては、先ほど述べたとおり、紙ベース等での作成者の 主観的なところが出ないように、客観的な事実に基づく、住所、氏名、学歴、職歴 などを提示させていただいております。

2点目の委員の構成につきましては、4名の委員の年齢構成ですが、50代、1名、60代、1名、そして70代、2名となっております。4名のうち3名が男性、1名が女性というふうになっております。

続きまして、3点目につきましては、これも繰り返しになりますが、慎重に判断 していただきますよう、そして、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

4点目の部分につきましては、教育長の選任に当たっての所信表明等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、

以前、参議院文教科学委員会において、新教育長を担う重要な職責に鑑み、任意同意に際し、議会においては所信表明等、丁寧な対応することを行うこととの附帯決議がされていることから、今後も可能な限り、本人の所信表明を行ってまいりますが、教育委員につきましては、現時点では考えておりません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 以上で、尾和弘一議員の質疑を終わります。

これをもって、議案第75号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第75号に対する討論はありませんか。

討論がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命について、私は反対の討論を 行います。

教育委員会は、地方自治法第180条の8で、「教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されております。

今回の教育委員会委員に対して、どのような考えの人がなるのか、全くわかりません。岩出市の教育行政に大きく影響するこの委員の任命に当たって、議会の同意を得て市長が任命することになっているのでありますが、私は責任を負うことはできません。

具体的には、1番目に、住所、氏名、生年月日だけであり、これは学歴と職業等の2つ項目が追加されるのみであります。これは教育委員会委員だけでなく、監査

委員も公平委員会委員も同じであります。この人柄や考え方等々、もっと議会側が 賛否を判断できるものをすべきであると思います。

教育委員会の設置の根拠とされるのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律です。その4条には、教育の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すると規定されております。

そこで、この第4条の委員の年齢、性別、職業等が、現在と新しく任命された後 と比較した場合、同様であるということが答弁がありましたが、具体性がないとい うことであります。

3番目に、こうした人事案件については、提案された本会議初日に議決され、その人柄について調べる時間もなく、まともな判断ができません。選任や任命は市長の権限ですが、それに議会の同意があって初めて選任や任命ができるというのが、現在の自治法の仕組みであり、議会も選任や任命の責任の一端を負うということであります。

他市では、教育委員会委員について、紙ベースで所信を述べていないということを今答弁をいただきましたが、私は、少なくとも教育委員会の委員については、所信を議会に呈し、市民に提示をして、判断をして、まず、これを第一歩前進させるべきであると考えております。

人物を知るというのは、どこまでやればわかるのか、簡単ではありませんが、今以上の情報を議会側に提供すべきであることは明らかでしょう。今後、こうした改善がなされることを求めることと同時に、この議案については反対をさせていただきます。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

〇山本議員 議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命について、私は賛成の立場で 討論をいたします。

中村氏は、平成25年10月1日、教育委員に選任され、その間、平成27年度から2年間は教育委員長、また、本年4月1日から教育長職務代行者を務められています。このように教育行政のかなめとして活躍されている上、青少年の健全育成や地域での諸活動にも熱心に取り組まれています。

さらに、教育行政はもとより社会経済情勢にも精通され、豊富な知識と経験による幅広い見地に基づいて、教育行政を推進されています。

以上のことから、同氏は、今後もきめ細やかな教育行政のため、力を尽くしてい

ただけるものと確信し、賛成討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 ないようですので、以上で、議案第75号に対する討論を終結いたします。 議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり同意されました。

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月8日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月8日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (10時30分)

## 議会定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 8 日

岩出市議会

## 議事日程(第2号)

平成29年9月8日

開	議	午前 9 時 30 分	}
日程第	1	諸般の報告	
日程第	2	報告第7号	岩出市国民保護計画の変更の報告について
日程第	3	報告第8号	専決処分の報告について (訴えの提起)
日程第	4	議案第60号	平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第	5	議案第61号	平成28年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
			について
日程第	6	議案第62号	平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
			いて
日程第	7	議案第63号	平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
			定について
日程第	8	議案第64号	平成28年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
			ついて
日程第	9	議案第65号	平成28年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
			いて
日程第	10	議案第66号	平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
			決算認定について
日程第	11	議案第67号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第	12	議案第68号	ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例
			の制定について
日程第	13	議案第69号	平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
日程第	14	議案第70号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1
			号)
日程第	15	議案第71号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第	16	議案第72号	市道路線の認定について
日程第	17	議案第73号	和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につ
			いて

開議 (9時30分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第7号及び報告第8号の報告2件につきましては、質疑、議案第60号から議案第66号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第67号から議案第73号までの議案7件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

受理した請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり厚生文教常任委員会へ付託します。 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第7号 岩出市国民保護計画の変更の報告について

日程第3 報告第8号 専決処分の報告について (訴えの提起)

○吉本議長 日程第2 報告第7号 岩出市国民保護計画の変更の報告の件及び日程 第3 報告第8号 専決処分の報告について(訴えの提起)の件の報告2件を一括 議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、一括して報告ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、報告第7号について質疑をさせていただきます。

今回、岩出市の国民保護計画の変更が報告されております。その中から、6点に わたって質疑をさせていただきます。

まず第1点は、テロ対策を口実に、国民を戦争が起きるムードにさせていないの

か、不安をあおる内容になっていないのかであります。

2番目は、米軍自衛隊の軍事行動に巻き込まれはしないのかについて、質疑を行います。

3番目に、自然災害との住みわけについて、可能かどうかについてお聞きをした いと思います。

この計画の主体本部はどこになるのか。どこから指揮命令が出されるのかという ことであります。

次に、この保護計画案については、県が公開している計画案と全く同様であり、 一部手直しをされて、岩出市の該当するところを修正されて、提案されているとい うように理解をしていますが、これについてどのようなお考えなのか。

それから、この計画に市民が従わない場合、罰則という規定はあるのかどうか。 以上、6点について質疑を行います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 おはようございます。

尾和議員ご質疑の1点目につきまして、岩出市国民保護計画は、武力攻撃やテロなどから住民の保護を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法、これや国民の保護に関する基本方針、和歌山県国民保護計画に基づき策定したものでございます。テロ対策を口実に、国民を戦争が起きるムードをあおるものではございません。また、不安をあおるものではなく、武力攻撃等が万が一起こった際の市の責務を明らかにするものでございます。

次に、2点目についてですが、本計画は、武力攻撃やテロなどから住民の保護を 的確かつ迅速に実施するためのものであり、軍事行動に巻き込まれるものではござ いません。

次に、3点目につきまして、本計画の対象となる事態としましては、武力攻撃事態及び緊急対策事態を対象としており、自然災害を対象としたものではございません。

次に、4点目について、岩出市が主体の計画となってございます。

次に、5点目につきまして、本計画は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律や国民の保護に関する基本方針、和歌山県国民保護計画に基づき策定したものでございまして、県の計画に沿ったものとなってございます。

次に、6点目、本計画は市民への罰則を規定するものではございません。 以上です。

- ○吉本議長 再質疑ありませんか。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。これは非常に重要な問題ですので、再度 お聞きをしたいと思うんですが、武力攻撃というのを受ける可能性がある。それは どこを想定して、その武力攻撃が起きると岩出市は考えているのか、まず、その第 1点、お聞きをしておきたいと思います。

それから、今回の行動については、戦争に巻き込まれることはないと。軍事行動に巻き込まれることはないというご答弁でありましたが、この計画案を見ますと、全てが市民に誘導する場合とか、行動する場合には、そこから出てくる指示なり指令というのは、まさしく軍事行動に伴った市民への行動規制というんですか、それに付随ものであるというふうに、私は認識をしておりますが、これについてどうなのか。

それから、最後に、罰則規定はないということでありますので、市民にとっては、 この行動計画については、ただの報告だけであって、それについての市民の拘束性、 これについては存在しないというように理解していいのか。

それから、4番目の行動主体の本部をどこに置くのかについては、ご答弁が具体的になかったんですけども、誰が指揮をして、誰に対して行動計画に沿って動いていくのかについて、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、武力攻撃、どこを想定しているのかということですけれども、これはどこと特定の場所を示したものではございません。岩出市にそういう事態が起こった場合となってございます。

戦争に巻き込まれない、また、市民への行動の規制ということなんですけれども、この計画につきましては、あくまでも国民を守る計画となってございます。罰則の規定がないということで、市民へのただ示すだけのものかというものでございますが、これは市民の命を守るためにするものでございまして、あくまでも市民が自主的に動いていただく、そういうものを協力を求めるものでございます。

誰が指揮ということになりますが、こちらの本部長につきましては市長となりま

す。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。 尾和弘一議員。

○尾和議員 1番目の武力攻撃という想定の中で、どこも想定をしてないんだという ことを言いながら、Jアラートに見られるような行動について、その場合に、岩出 市はそれに従って行動されると思うんですが、そういうことの想定もされなくて、 この保護計画というのが提案されること自体、私たち市民にとっては理解ができな いんですけども、再度、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、市長が本部長になられて、この行動計画に従ってするということでありますが、いつの時点で、この本部を設立をするのか、これについて、どういう状況になれば本部を設立するのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

それから、一番最後の罰則規定もなければ、この計画案については、市民が自主的に判断して、自主的に行動すればいいんだということですから、拘束性もなければ市民をそれによって誘導したり、先導したりすることはないということで理解していいのか、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、国民保護計画を策定することで、戦争が起きるムードにして不安をあおるとか、軍事行動に巻き込まれないかと、こういう発想が理解できません。今回の報告は、市のデータ変更、上位計画の変更に伴う修正について、保護法第35条第6項の規定によって報告するものでございます。

どこを想定してというようなお話でございましたが、有事を想定して、市民の生命・財産を守るために必要なことを計画として持っていくこととは、危機管理として重要なことと考えてございます。

それから、本部の立ち上げの件ですけども、国から県へ指示が参ります。県から 指示が来た段階で本部を立ち上げるということでございます。

それから、国民保護法第4条、国民の協力ということが規定されてございまして、 この第2項におきまして、「国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、そ の要請に当たって強制にわたることがあってはならない。」と、このようにされて ございます。

○吉本議長 続きまして、報告第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 報告第8号について、お聞きをしたいと思います。

この専決処分でありますが、給食費の未納に対して、過去から現在まで訴えた件数と実績について、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、訴えに至る経過について、具体的にご答弁をいただきたい。

それから、この専決処分に当たっては、ご本人から分割で納付するということでありますが、計画案について、いつまでに完納を求めていくのか、どういう話し合いをしていくのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員のご質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目につきましては、議会報告の必要な案件につきましては、過去5年間で、この1件のみでございます。

2点目につきましては、今日に至るまで、再三の督促にもかかわらず、納付に結びつかなかったため、今回、裁判所へ支払い督促申立書の提出を行いました。相手方につきましては、支払い督促の内容について認めておりますが、一括納付ではなく、分割納付を希望するという異議を申し立てております。

3番目につきましては、本人は毎月2,000円ずつの支払い希望しております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 過去5年間で1件のみだということですが、これはちょっと精査をして みないとわからんと思うんですが、実績としても1件のみで、この件のみだという ことであるそうなんで、それについては、また次の機会にこちらも精査をして、質 疑をしたいと思います。

2番目の訴えに至る経過について、ご本人と何回ぐらいお話をされて、本人の理解が得られないまま、この訴えの提起まで至ったということでありますが、その訴えに至るまでの市側の努力、これについて十分本人の理解を得ながら、未納そのものが問題があるんですけども、諸事情によって未納になるということも考えられますので、その経過について、何回ぐらいご本人と協議をされて、今日に至ったということをお聞きをさせていただきたい。

それから、分割納付で毎月2,000円ということでありますが、この児童について

は、もう卒業されて、現在は在席されていないのか。それから、2,000円となりますと、残高が19万7,750円ですか、それと手数料とか、申し立て手続費用3,444円というふうになりますと約20万、2,000円でいきますと、1年で2万4,000円ですよね。いわゆる10年近い返済期間になると思うんですが、それでも納めてくれたらいいという考えなのか、もっと短縮して返済金額をふやしていくというお考えがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

1点目の件につきましては、督促状等送付につきましては、49回実施しております。毎月1回ですので、その回数行っております。また、現在、その生徒、お子さんにつきましては、中学校を卒業しております。

2点目の債務金額は、全額で20万2,650円でありますので、全額回収していきたいというふうに考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総額をご答弁いただきましたが、延滞損害金の5%は加味されているんでしょうか。

それと、督促49回やったんだということであるんですが、ご本人に直接会われて、 市民の人の立場に立って、具体的な行動計画というのはとられてこなかったのか、 きたのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、ご本人、当人につきましては、面談等は実施しております。過去にも児童 手当のほうからも中学校卒業時までは、回収しております。

5%につきましては、それも実質の経費のみとなっております。

○吉本議長 以上で、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第7号及び報告第8号に対する質疑を終結いたします。

日程第4 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入 支出決算認定について

○吉本議長 日程第4 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の 件から日程第10 議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収 入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。 質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案 を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第60号について、質疑をお願いします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

日本共産党として質疑通告に基づきまして、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第60号、この議案においては6点質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、この間、経済対策として、国のほうにおいてはアベノミクスの経済対策、これが一番有効なんだということが言われており、それが実施をされてきました。この点においては、この28年度決算の上において、岩出市における波及効果や影響、この面においては、計算上、どのような点にあらわれているのかということをまずお聞きしたいと思います。

2点目においては、常々、市長におかれましては、市民との対話と協調、これを モットーにされてきています。28年度の施策面の上において、市長が掲げてきた対 話と協調面、これはどのようなところに反映をされてきたのかと、この点もお聞き したいと思います。

3点目においては、今、少子化対策としても、この岩出市、県下一若いまちとして、子育で支援の充実というものが求められると思います。同時に、日本の将来人口の減少対策としても、こうした若者対策、子育で支援面、非常に大切だと考えます。この点においては、年間を通じて、医療面や教育面、この点において、市当局としてどのような議論を行い、また、事業の改善策が進められてきたのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目に、岩出市民への健康対策、健康増進面においては、28年度において、どのような点が前進をして、何が課題として残されたと認識をされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

5点目においては、28年度においても事業の見直しというものがされてきています。この28年度に廃止した事業と見直して新しく新規事業として取り組まれてきたという、こういう事業に対して、検証面、こういう点においては、市としてはどのような認識、これをされているのかという点、これもお聞きしたいと思います。

最後に、6点目として、ごみの減量化対策面、この取り組みについては、岩出市においても非常に大事な面があると思うんです。特に言われているのが事業系のごみ、このごみの対策が急務だと、この間、言われてきました。28年度においては、どのような施策を講じてきたのか。実績面と効果面、これはどのようなものであったのかという点、これもあわせてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員ご質疑の1点目と5点目について、答弁をさせていただきます。

まず1点目です。市長の行政報告において報告をさせていただいたとおり、平成28年度の我が国の経済状況は、経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善し、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いていることから、徐々に地方へ波及しつつありますが、まだまだ厳しさを感じる状況であり、このような経済情勢の中で、本市の財政状況は、歳入の根幹である市税が増加傾向にあるものの、歳出では、扶助費を初めとする社会保障関係経費が年々増加していることから、厳しい状況であると認識しています。

それから、5点目です。5点目についてですけれども、事業の見直しについては、 事業計画の策定や予算編成時において、事業目的及び費用対効果を十分検証し、P DCAサイクルのもと、常に改善に取り組んでいます。

なお、平成28年度決算における各事業の反省及び改善点については、主要施策の 成果説明書に掲載しているとおりでございます。

以上でございます。

- ○吉本議長 市長公室長。
- ○湯川市長公室長 2点目、対話と協調の反映のご質疑にお答えいたします。

ここ数年の市政懇談会等における市民、地域からの意見、要望につきましては、 道路拡幅、歩道設置等の道路関係、下水道早期完成、信号機設置等の交通安全対策、 集中豪雨による浸水対策、また防災対策につきましては、各地で大規模地震が発生 している中、より具体的な対策を求める声が多くなっております。

市民ニーズという面においては、身の回りの安全・安心を求める要望が多く、こ こ数年、大きな変化はございません。

平成28年度においては、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備等を重点事業と 位置づけ、事業実施をしてございます。

それから、浸水対策、渋滞対策、交通安全対策など、国・県・警察等の協力が必要な事業については、市民要望を受けて、それぞれ関係機関に要望を行っているところでございます。

- ○吉本議長 保険年金課長。
- ○井辺保険年金課長 増田議員の質疑の3点目にお答えいたします。

医療面における子育て支援施策として、主なものに子ども医療費助成事業がございます。これにつきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、子供の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に、平成27年8月から助成対象を中学生まで拡大し、あわせて保護者の所得制限を撤廃しております。この対象者の拡大部分に係る平成28年度扶助費は、4,061万9,738円となっております。

また、小中学生の通院分については、対象者の利便性の向上の観点から検討し、 医療機関等の窓口で1割を負担する現物給付化が有効と考え、平成28年度に関係機関との調整等の準備を進めてまいりました。その結果、ことし8月から岩出市内の 医療機関等において、現物給付の取り扱いを開始しております。

以上です。

- ○吉本議長 教育総務課長。
- ○柏木教育総務課長 増田議員のご質疑の3点目、子育て支援施策の教育面につきま して、お答えいたします。

各小学校において、放課後子ども教室を開催したり、各中学校で土曜学習教室を開催したりして、体験活動の提供や学力保障の機会の提供とともに、放課後、土曜日における子供の居場所づくりに努めております。

- ○吉本議長 保健推進課長。
- ○広岡保健推進課長 4点目の市民への健康増進施策についてですが、健康は、全て の住民の願いであり、一人一人が生活の質を向上させ、充実した毎日を過ごすため

の条件であることから、「住民が健康で、生き生きと安心した生活ができるよう に」を方針として、平成28年度も事業を行いました。

健康教育として、健康講座やげんきアップ教室、歯周病疾患検診の開催、健康相談の実施により、生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する正しい知識の普及を図り、市民に対して、みずからの健康はみずからで守るという認識と自覚を高める啓発ができたと考えます。

また、健康診査事業として、日本人の死亡原因の1位であるがんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診事業を重点事業として実施しております。平成28年度単年度で見ると、各種がん検診の受診率は下がっておりますが、ここ5年で見ますと、受診率は少しずつですが、上昇してきており、これが前進した点だと考えます。また、さらに受診率を向上させていくことが課題であるとも考えております。

- ○吉本議長 生活環境課長。
- ○牧野生活環境課長 6点目についてお答えします。

事業系ごみの平成28年度の実績といたしましては、平成26年度創設した岩出市エコショップ・エコオフィス認定制度に継続して取り組み、事業所と面談を行い、エコオフィス認定事業者として、新たに4事業者を認定しております。

そのほか岩出クリーンセンターにおいて、事業者からの持ち込みごみに対して、 多量排出や不適正排出の監視を強化し、減量化に取り組んでいます。

また、事業系のごみの調査といたしまして、収集運搬許可業者が収集する事業者の数やごみ量の調査を行ったことにより、業種ごとのごみ量やごみ種など、それぞれの状況に応じた減量啓発に取り組めるものと考えております。

効果といたしましては、さきの認定制度と調査分析をあわせて、事業所、市民及び市が連携し、ごみの減量化等の一層の推進が図れるものと考えております。

なお、事業系ごみの1人1日当たり排出量の推移を見ますと、直近3カ年においては、ほぼ横ばいであり、一定の抑制が図られているものと考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

增田浩二議員。

○増田議員 何点かお聞きをしたいと思います。

アベノミクスですね、このアベノミクスに対しての効果という点においては、今、 市当局のほうから、厳しい状況だという、そういうお答えをいただきました。つま り、この岩出市において、国が進めるアベノミクスの効果、これはほとんどその影 響が、岩出市、恩恵を得ていないというような答弁だったと思います。 こういう点においては、もしわかるのであれば、金額的な面、これは市当局としてこういう厳しい状況のもとで、実際には影響額という面においてはどのぐらいあったのかというものをもしつかんでおるのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、子育て支援面、こういう点においては、先ほど、医療の分野においては、27年度の8月から、この間、改善、所得制限の撤廃なんかも行ってきたんだと。そして、課題として、28年度において1割を検討する、こういうようなことを対応とられてきたということをおっしゃられました。

教育面において、1点お聞きをしたいと思うんですが、こういう点においては、 実施してきた、そういう面においてはお答えをいただいたと思うんですが、教育面において、教育環境面ですね、こういう教育環境面の課題として、今の岩出市、今後どのような対策をとっていかなきゃいけないのかという点、これがどのように議論をされて、今後において進められようというふうに考えておられるのか、教育環境改善のための課題、これをどのように、28年度、認識をされたのかという点、これを改めてお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再質疑にお答えをいたします。

1点目のアベノミクスの関係ですけれども、まず、岩出市における平成28年度一般会計における個人市民税あるいは固定資産税は増収となっていますけれども、この要因が経済対策の効果と限定できるものではなく、平成28年度決算においては、いわゆるアベノミクスの影響は顕著にあらわれているという認識は難しいというふうに考えております。

ご質疑の中で、数字的なことをおっしゃられてましたので、少しあらわれている 点についてご報告をさせていただきますと、まず、株価のほうから話をさせていた だきます。アベノミクスの経済効果を日経平均株価でいいますと、日経平均株価は、 平成24年から平成27年まで4年連続で上昇しております。

岩出市における影響ですけれども、まず法人市民税、法人市民税につきましては、 平成27年中の株高あるいは平成27年に実施されたプレミアム商品券の好影響などを 受け、平成28年度の調定額が増加しております。平成28年度の法人市民税の収納額、 決算書を見ていただければわかりますけれども、2億5,761万8,300円、こういうふ うになってございます。

それから、個人市民税のほうですけれども、これにつきましては、納税義務者数が平成28年度までずっと伸びてきております。これにつきましては、納税義務者数が伸びているということは、納税する方がふえておりますので、好影響が出ているというふうに考えてございます。個人の市民税につきましても、決算書に載っておりますように、23億9,186万6,435円、この税収を得ていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

- ○吉本議長 教育総務課長。
- ○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑の教育環境につきまして、お答えいたします。 現在、教育に関する本市の課題の1つに、家庭・地域・学校の連携強化とそれぞ れの教育力の向上が上げられます。中でも、家庭の教育力の向上について、教育行 政として家庭にどう切り込んでいくのかということが大きな課題として議論を続け ているところでございます。

現在、これらに対する切り口として、それぞれの発達の段階に即したしつけのポイントや学習時間の目安などを示した家庭学習啓発資料「いわでのこ」を発行し、スマートフォン等の利用等も含めた家庭教育の支援に努めています。

また、岩出図書館では、読書活動の活性化と家庭での触れ合いをふやすことを目的に、うちどくノートの取り組み等も進めているところであります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 これで、議案第60号の質疑を終わります。

続きまして、議案第61号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第61号、国保会計で4点お聞きをしたいと思います。

決算を見ますと、収入未済額、これが 2 億 4,000万円以上となってきています。 決算ベースにおいて、この間の滞納件数、また滞納額の推移、これについては年度 ごとで、どのような状況となっているのかという点、これをまずお聞きしたいと思 います。

それと、2点目には、国庫補助金で財政調整交付金、ここにおいて1億2,000万円補正があります。予算査定時と比べて、大きな額が生まれてきているんですが、こういう額が生まれた理由ですね、違いがなぜ生まれたのかと、この点お聞きした

いと思います。

3点目に、その一方で、共同事業交付金、ここにおいては保険財政共同安定化事業交付金、ここでは逆に8,700万円減額となっています。この減額の要因はどういう理由で、こういうふうになったのかという点、これをお聞きしたいと思います。

最後に4点目として、人間ドック、脳ドックにおいて、特に脳ドックの面においては、前年度において申込者、これが本当に多数オーバーしたという状況がある中で、28年度においては改善を進める上では、どのような議論を行ってきた中で、次年度における人数ですね、これを決めてこられたのか、どういう議論がされてきたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えをいたします。

1点目、決算ベースで滞納件数、滞納額の推移についてでありますが、過去3年間では、平成26年度において3万161件、金額が3億9,567万3,082円、平成27年度の件数については2万4,920件、滞納額が3億1,280万3,716円、平成28年度の滞納件数が2万477件で、滞納額が2億4,690万5,795円となってございます。

2点目の歳入増の要因についてでありますが、国庫補助金の財政調整交付金には、 普通調整交付金と特別調整交付金があります。普通調整交付金は、市町村間の財政 力のばらつきを調整するため、その年に必要となった医療費のおおむね6%相当分 が国から交付されるものです。当初の見込みより医療費が伸びたことにより、この 普通調整交付金が増額されることになったものでございます。

一方、特別調整交付金は、災害等の特別事情のほか、保険者、市町村の経営努力 や保険者努力支援制度前倒し分の取り組み等に対して交付されるものであります。

岩出市においては、平成28年度国保事業の取り組み実績により増額され、補正を 行ったため、当初予算額との違いが生じています。

次に、3点目の保険財政共同安定化事業交付金8,700万円の減額要因ですが、この事業は県内の市町村国保間の保険税の平準化や財政の安定化を図るために、県内市町村からの拠出金を財源として、交付金を交付するものであります。

この拠出金の当初算定に当たっては、和歌山県国民健康保険団体連合会が不測の事態に備え、あらかじめ余裕を持って積算した上で、全市町村に通知した金額をもとに予算計上しておりました。年間医療費が確定した結果、実際の交付金額が予算計上額を下回ったため、予算額を減額したものであります。

続いて4点目、人間ドック、脳ドックにおいて、改善策を進める上ではどのような議論を行ってきたのかについては、脳ドックの受診枠については、平成27年度は35名で実施いたしましたが、申込者が増加していることから、平成28年度は50名に拡大し実施いたしました。なお、平成29年度は、募集人数を60名に拡大し、実施しているところであります。

人間ドックにつきましては、生活習慣病の早期発見・予防を目的に実施している ものでありますが、市の重点事業であります特定健診とがん検診をセットで受診し ていただければ、人間ドックとほぼ同等の効果があるものと考えております。

市としては、特定健診とがん検診のセット受診を推奨するため、平成28年度は特定健診の個別検診の受診期間をがん検診と同一期間に合わせ、セット健診の推進を図ってきたところです。

今後も特定健診の受診率の向上、がん検診とのセット健診の推奨など、保健事業の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

增田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いします。

今、人間ドック、27、28、29と、非常に人数的な面でいうと、伸ばしているんだというお答えでしたけれども、あわせて、この27、28、29年度、申込者、この人数、改めて、人間ドックと脳ドック、この点についての数字、申込者人数、これをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑、人間ドックの申込者数ということでありますけれども、28年度におきまして申込者が231名でございます。人間ドックにつきましては、申込者は先着順でございますので、定員までということでさせていただいております。

失礼いたしました。平成27、28、29、3年間の脳ドックの申込者数、改めて発表いたします。27年度、脳ドック申込者が167名、28年度が231名、29年度が228名。 以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

增田浩二議員。

○増田議員 1点だけお聞きします。

脳ドックですね、今、最終的な申込者数というのをお答えいただいたんですが、35名の募集に対して167人、28年度では50名に対して231人、29年度では60名に対して228人と、市が想定されている人数よりもはるかに多い、そういう方が、自分の健康を初めとして、この脳ドックなんかにおいては、特に受けたいというお気持ちがあると思うんですね。

やはりこういう点においては、こういう状況がある中で、なぜ、岩出市として年次別に15名ふやしてくる。その次の年は10名と、今年度においては10名の枠ということしかされないのか、これだけオーバーされているにもかかわらず、そういう人数の枠に抑えた理由というのが、どういうところから、特に28年度なんかにおいても、決算の中でそういう考えをとられてきたのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えをいたします。

ご指摘の脳ドックの定員につきましては、わずかながらでありましても、年々増数させているところでございます。今後の申し込み状況、あるいは他の保健事業とのバランスなどを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、議案第61号の質疑を終わります。

続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。

增田浩二議員。

○増田議員 下水道事業会計の決算で、2点お聞きをしたいと思います。

下水道とも関連して、合併処理浄化槽支給対象世帯ですね、この間、こういう合併処理の浄化槽を設置されている方に対しては、3年以内までに水洗化という形で接続してくださいと、こういうもとで市としても取り組みがされているんですが、この点においては、水洗化助成金の実績というものが、この間、接続率という部分においては、速やかに接続してくださいという規定があるんですから、当然、接続されていると思うんですが、この点における実績面、これはどうなっているのかという点、これを1点お聞きしたいと思います。

もう1点は、繰越明許として6億6,800万円計上されています。この上においては、当初計画との関係で、おくれというものなどは生じてきていないのか。また、

全体計画としての進捗面、これは28年度においてどのようなものになっているのか という点、この点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

- 〇梅田上下水道業務課長 増田議員の1点目の合併処理浄化槽支援対象世帯における 水洗化助成金の実績は。についてでございますが、平成28年度の合併処理浄化槽か ら公共下水道へ接続された実績は172件でございます。金額にして1,192万円でござ います。
- ○吉本議長 下水道工務課長。
- 〇安田下水道工務課長 増田議員の2点目のご質疑にお答えさせていただきます。 現在、公共下水道事業は、短期目標といたしまして、第4次事業認可区域の691 ヘクタールを平成31年度完成を目指し、事業を進めているところでございますが、 民主党政権下におきまして、コンクリートから人へと公共事業費の大幅な削減により、本市の下水道事業におきましても、事業計画が大幅におくれておりました。しかしながら、平成26年度から事業費の積み上げを行いまして、現在、ほぼ計画どおりに事業を進めているところでございます。また、全体計画の1,420ヘクタールにつきましても、平成42年度の完成を目指し、年次計画を立て事業を進めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。 増田浩二議員。

- ○増田議員 この間、下水の区域、どんどん広がってきている中で、水洗化助成金、 この部分においては、全てのこれまでの区域に設置されている合併浄化槽設置の世 帯の方というのは、全員の方がこの水洗のほうに、市が助成金を出した、そういう 世帯については全て接続されてきているという、そういう認識でいいんでしょうか。 また、その状況というのはどんなものなのかという点、ちょっとお聞きをしたいと 思います。
- ○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

水洗化助成金につきましては、3年以内に接続した方に助成されるものでありまして、合併浄化槽の方であっても、3年を経過していますと、助成金というのは出

ないようになってございます。

浄化槽についても、水洗化助成金につきましては、1年目、2年目、3年目の接続によって金額が変わるものでございまして、浄化槽からの接続であるとか、くみ取りトイレからの接続であるとかいうことは、助成金を支払うことに対しては何ら必要のない事項になりますので、特に、その点については、こちらのほうでは把握する必要はないと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

增田浩二議員。

- ○増田議員 合併処理浄化槽、その設置の際には、下水が来たときには速やかに接続しますという状況のもとで、合併処理浄化槽に対しての助成金というのが出ていますわね。そういう部分においては、この合併浄化槽に対する助成金、これが出ていた家庭については全て、岩出市では接続されているというふうな形が当然だと思うんですが、その点においては、そういう速やかに接続しないという、そういう家庭なんかもあるのかどうか、また、そういうふうなのがあった場合については、違約金というような形をとられているのか、その辺の実態だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。
- ○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

合併浄化槽の設置する場合の助成というのは、それはまた別の生活環境課のほう で行っているものでございます。

下水道のほうでは、水洗化助成金、下水道への接続工事、宅内工事の改造に対しまして補助金が出るものでございます。よって、下水道のほうでは、先ほども申しましたけども、合併浄化槽だから補助金が出ていると、前に合併浄化槽の補助金をいただいているとか、いただいていないというのは関係ございません。

ですから、1年から3年以内につないでいるかということが助成金の対象になりますので、そういった合併浄化槽の補助金をもらっているかどうかというのは、こちらのほうでは調べる必要がないと考えております。

それと、3年以内、速やかに設置しない場合の違約金ということですけれども、 下水道法的には、速やかにということになっておりますけども、特にすぐに罰則を 与えるということはございません。ただ、下水道が進んでいく中で、ほぼ九十何% という接続になった時点で、下水道が嫌やからといって、いつまでも接続しない場 合には、改造命令というのを出すことができるようになっております。

○吉本議長 これで、議案第64号の質疑を終わります。

続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 66号、水道事業会計では、2点お聞かせいただきたいと思います。

この間、岩出市の水道事業におけるこの純利益というのは、毎年莫大な額が出てきています。28年度においては1億6,000万円を超えるものとなってきています。このような毎年多額の純利益を生んでいる状況、これはどこにあると当局は認識をされてきたのか。

また、2点目において、審議会において、水道料金の改定の議論というようなものなんかはされてこなかったのかどうか、この2点お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の1点目の水道事業における純利益1億6,000万円を超えるものとなっている。毎年、多額の純利益を生んでいる状況はどこにあるのかと認識されているか。についてでございますが、平成26年度の地方公営企業法の改正に伴い、会計制度が変更され、事業収益に現金を伴わない収入として、長期前受金戻入1億5,874万9,066円が計上されるようになりまして、将来の更新事業費として蓄えるべき資金である減価償却費3億4,270万1,451円と相殺され、差額の1億8,395万2,385円しか蓄えることができなくなり、純利益1億6,568万8,030円となっておりますが、旧会計制度に置きかえますと、平成28年度の純利益は693万8,964円、平成27年度では2,118万3,059円の赤字、平成26年度も2,546万9,707円の赤字となります。

2点目の審議会において水道料金改定の議論はされてこなかったのか。についてでございますが、平成27年度の審議会では、水道ビジョンの策定について開催されたもので、水道料金改定の議論は行っておりませんが、水道料金の現状と課題については、水道料金について、和歌山県内9市で比較すると、2番目に安価となっていることから、市民生活を支える水道の役割を十分果たしている考えられ、老朽化施設の増加による資本的収支の赤字額増大など、今後の経営環境を踏まえた水道料金のあり方について、研究する必要があるとの答弁を得ております。

また、今後の更新事業に伴い、水道事業の財政状況を見ますと、平成33年から34年に赤字へ転落することが見込まれ、その際は水道料金の値上げ、あるいは企業債

の借り入れによる資金の確保が必要になると考えています。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 これで、議案第66号の質疑を終わります。

以上で、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 それでは、28年度決算について質疑を行います。
  - 議案第60号について行います。
- ○吉本議長 済みません。尾和議員、監査意見書についての質疑をお願いします。
- ○尾和議員 岩出市監査委員、第21号について質疑を行います。

今回の監査委員意見について、1年間、ご苦労さんでした。

私としては、この監査委員の監査した際に、具体的指摘事項についてなかったの かどうか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、不納欠損金についてですが、債権について調定されなければ、その不納欠損金に計上されないというように私は理解しておるんですが、その調定されていない金額について、監査委員はどのような認識でおられるのか。

それから、3番目に、財産管理についてなんですが、帳簿上のチェックなのか、 それとも現物をアトランダムに抽出をしてやっておるのか、全然やっていないのか、 これについてお聞きをしたいと思います。

それから、補助金関係に関してですが、交付団体の会計事務も監査をしてきておられるのか。もし監査をしているのであれば、その監査の内容について報告を求めたいと思います。

それから、監査委員の所見のところ、一番後段に、職員のコスト意識を培養する ため、今後も果たしていただきたいということで、市長宛てに答申をされておりま すが、その具体的な指摘について、具体的にこうしてすべきだというお考えがある のかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の具体的指摘事項はないのかについてでありますが、議会初日にも報告させていただきましたとおり、指摘事項は特にございませんでした。

次に、2点目、不納欠損について調定されていない金額はどうかについてでありますが、お話ございましたように、調定されていないものについては、不納欠損で処分ができないと考えております。ただ、未収金解消のための収納対策を初めとして、課税客体の捕捉や新たな財源の発掘など、歳入確保に向け努力をされていると認識してございます。今後も歳入の確保と住民負担の公平性の観点からも、市当局におきましては、引き続き収納対策や課税客体の捕捉などの実質強化に取り組まれることを期待いたします。

次に、3点目、財産管理について、帳簿上のチェックか現物を確認しているかについてでありますが、基本的には、帳簿や証書などの書類による確認と、担当者からの聞き取りを行ってございまして、全ての現物についての確認は行ってございません。

次に、4点目、補助金に関して、交付団体の会計事務も監査したのかについてでありますが、交付先団体の会計事務について、監査は実施しておりません。

5点目でございますが、職員のコスト意識を培養するために、具体的に求めてきたのかについてでございますが、業務の遂行に当たっては、職員一人一人が常にコスト意識を持って取り組むようにという、一般的なことを決算審査あるいは定例監査、例月検査等において、機会を通じまして、常々申し上げているところでございます。

以上でございます。

- ○吉本議長 再質疑ありませんか。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 監査委員の皆さん、岩出市の場合は2名でありますけども、非常に重要な役割を果たしておられますし、果たしてもらわなければならない要職ではあります。

そういう意味からいって、1点目の具体的指摘事項はないということでありまし

たが、月例監査及び年度末の監査について、やはり監査委員として、係数のみではなくして、これはたびたび私は指摘しておるんですけども、行政監査を含めて実施をすべきだということをお願いをしておりますが、これについてご答弁をいただきたい。

それから、不納欠損金についてですが、債権を含めて、調定していない金額については、この決算の中に不納欠損金として計上されてないというご答弁でありました。まさしくそのとおりやと思います。その金額について、調定されていない金額について把握をされているのか、監査委員として。事務方が持ってきて、調定したものだけを見ているのか、それとも、今、私が指摘している不納欠損金について、しているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、財産管理についてですけども、それは全てのものを私はすることは、 非常に現在の業務からいってできない。物理的にも時間的にも不可能だと思うんで すけども。例えば、その中からアトランダムにチェックをして、今月はこれにしよ うと、来月はこの問題についてやろうということであれば可能だということになり ますので、これについては前向きに、監査委員としてやるべきではないかというよ うに思っておりますので、ご答弁をいただきたい。

それから、補助金団体の交付団体についてですが、これもあわせて全て毎月やるということじゃないんですが、二、三団体をピックアップして、実数がどうなっているのか。補助金を出した支出先で不正に使われていないのか、この点についても、やっぱりやるべきだというように考えておりますので、監査委員の所見をお聞きをしたいと思います。

それから、職員のコスト意識ですね、これは常に、毎回毎回指摘をされております。指摘をされている中で、今後、コスト意識、各原課における課長が、一日職員が働いたら、例えば、土木課で働いたら幾ら要るんだという認識を持っているのかどうかという非常に重要な問題であります。ここら辺については、税金の無駄遣いとあわせて、チェックをしていくべきであるというように思っていますので、このご見解についてもお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の具体的指摘事項に関しましてでございますが、私、常々申し上げておりますとおり、例月あるいは定期監査あるいは決算審査につきましても、行政

監査的な視点を持ちながら、単なる係数的なものではなしに、職員の皆さん方には、 ある面では厳しい指導をしながらやっているつもりでございまして、今後ともそう いった方向でやっていきたいなと考えてございます。

それから、2点目の調定されていない金額、これにつきまして、私ども監査委員としては、非常に把握をしにくい問題がございまして、把握をしているかと質問については、把握をしてございませんと答えざるを得ません。ただ、もしそういったことが、調定される必要があるものが調定されていないということが私どものほうでわかれば、そういった指導はしていきたいなと考えてございます。現在のところ金額あるいは客体についての把握は特にしてございません。

3点目の財産管理についてでございますが、例えば、具体的には、土地に当たっては登記簿なり、あるいは公用車にあっては車検証、基金にあっては金融機関の残高証明書など、あるいは起案書等、常に見てございますので、物品については契約書の中身、あるいは支出証書、あるいは特には現物写真ですね、そういったものを提示いただきながら、確認を行ってございます。

なお、現在のところ、先ほど申しましたように、書類の確認と聞き取りにおいて やってございますが、疑義が生じることはございませんでしたが、疑義が生じた場 合につきましては、現物確認ということも、今後必要になってくるかと、このよう に考えてございます。

それから、次が補助団体の監査についてでございますが、地方自治法第199条第7項において、監査委員は、必要があると認めるとき、または普通公共団体の長から要求があった場合、普通公共団体が補助金、交付金等、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政援助に係るものを監査することができるとされており、必ずしも実施すべきものではないと考えてございます。

また、財政的援助を受けているものは、それぞれ自主的に活動を営むというのが原則でございまして、また、その団体におきましても、何らかの自己監査の機能を用いるのが通常でございます。したがって、そのことも十分配慮しながら、やっていきたいなと思いますし、そういったことも逐条解説でもそういう説明をされてございます。

例えば、全ての補助金等ではございませんが、平成27年度、前年度の定例監査に おきましても、市の補助金の交付事務に関して、担当者から事務手続の内容を聴取 するとともに、関係書類の監査を実施したところでございまして、適正に処理され ておりましたと認識してございます。また、常々例月検査等についても、そういっ た視点で職員が関係団体等に十分報告、連絡をとりながら、事務的なそごとか、そ ういった疑義が生じることのないようにということを指導しているところでござい ます。

次に、コスト意識についてでございますが、今後とも決算審査あるいは定例検査、例月検査、出納検査、あらゆる機会におきまして、職員がコスト意識を持って事業に取り組むように申し上げていくとともに、改善すべきところが認められれば、当然、具体的な指導も行ってまいりたいと考えておりますし、私、常に申し上げておりますが、まず、一番に法令とか、あるいは条例、規則、根拠、これが一番基本ですよと。それをまず最初に意識して、それに基づいて行政というのはやっているという前提のもとに、しっかりとそういう意識を持って取り組んでいただきたい。基本的な考えについては、常に各審査あるいは監査等を通じまして、お話を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほども冒頭、私どもお話をしたんですが、監査委員の業務というのは 非常に重要であり、大切な業務ですので、これは公平・中立な立場から切り込んで もらいたいというのが願いなんですが、1番目の具体的指摘事項の中で、厳しい指 導もしてきているんだと。これについては議事録をとっておられるのか。その都度、 その指摘した厳しい指導をしたというのであれば、議事録をとってまとめられてい るのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、不納欠損金については、上がってこないからじゃなくして、上がってこない部分についても、担当が不納欠損に調定してない分についてはどうだろうということを監査委員みずからが求められて、チェックをするということをこれはやるべきだというふうに私は思っております。

それから、財産管理についてですが、全てとは言いません。全ては不可能ですから、物理的にも時間的にも現在の状況では難しいかと思いますので、何点かチェックを入れていくという姿勢をとって進めるべきだというふうに思っておりますので、その点。

それから、交付団体の補助金については、強制ではないんだと言われておりますが、実際、交付団体の補助金のところで不正が生じた場合については、これは問題が出てくるわけですから、ここら辺についても監査の対象としてやるべきだという

ふうに思っていますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

指摘事項の件についてでございますが、指摘ではございませんが、私、指導と申し上げています。あるいは指導なり注意、これはその都度行ってございまして、それにつきましては、会計管理者あるいは監査でいう総務部等を通じまして、次の幹部会議なり、そういったところでも十分職員の指導を徹底するようにということで申し上げてございまして、軽度のものについては口頭等で行ってございますし、少し全体的に取り組まなければいけないことについて、そのような公表の中での言葉の中で、きっちりと指導、職員に伝達するようにというような方法をとってございます。

それから、ちょっと聞き漏らしている点があったかもわかりませんが、収入確保の問題、調定さらに歳入の関係で、例えば、固定資産税における償却資産調査や法人市民税における申告法人調査などの各種課税調査ほか、使用する予定のない土地の売却、売り払いなどについても当局のほうで取り組まれていると、このように認識してございます。

また、財産管理につきましては、抽出的に、今後おっしゃられるとおり、その都度、必要なもの、あるいは特に大きなものについては現物確認も行っていきたいと、このように考えてございます。全てにわたっては無理かと思いますが、考えたいと思います。

それから、補助金の団体監査でございますか、それにつきましては、私のほうの 監査におきまして、この補助金や助成の交付に関して疑義が生じた場合や、ほかの 市町村においても問題が発生した場合、あるいは本市においても同様の問題が発生 が考えられること、そういった場合には必要かなと、このように考えてございます。

そして、職員のコスト意識につきましても、今後とも十分に指導して、一助となればという形で、積極的に指導等に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

指摘事項について、議事録ということでございますが、特に軽微なものでありますので、口頭によるということでやってございまして、その伝達については、先ほど申しました、関係者を通じて徹底するようにということは申しております。

以上でございます。

- ○尾和議員 議長、議事録はとってないということでいいんですか。
- ○吉本議長 そうですね。

続きまして、議案第60号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第60号について質疑を行います。

多種多様なところがありますので、項目だけ、時間の関係でやります。質疑をしたいと思います。

まず、昨年の比の実績、これは堀口プールと東公園プールの件ですが。

それから、登録件数の実績はどのようになっているのか、全て捕捉をしているのか。

それから、法定外公共物の不動産売買収入について、明細と何筆分か。

それから、ふるさと寄附金について、12万円の納付があったんですが、これは何件分か。もしわかるんであれば、ふるさと寄附金をしている出身の地方自治体を教えてください。

それから、職員等とあるが、具体的に求めたいと思います。58ページです。

ページ数は94ページ、弁護士委託料21万6,000円については何を委託したのか。

それから、108ページ、議会選出で予算と6,000円の差があるけども、その理由はなぜか。

それから、118ページの老人クラブ連合会助成金の支給内訳等についてお聞きを したい。

それから、132ページのいわで御殿運営及び入浴者数の推移について、現在はど うなっているのか。

それから、134ページの手話通訳等の委託先についてはどこか。

それから、148ページの包丁研磨料の支出先についてはどこか。

それから、150ページの私立保育園運営費、実利用者数と延べ利用者数の区分は どこでしているのか。

それから、172ページの那賀病院分担金の決算書類について精査をしているのか。 それから、予防接種助成補助金22万521円について、これはどこの補助金なのか。

それから、174ページの妊婦教室の参加者及び発達相談数については何件か。

それから、176ページの不妊治療助成による懐妊した実績についてはどうなっているのか。

それから、178ページのごみ袋販売手数料、1袋当たり幾らについて、種類別に

求めたいと思います。

それから、179ページの自転車等整理委託料の支払い先。

182ページの那賀衛生環境整備組合分担金の根拠について。

それから、196ページの青年就農給付金、対象者は何人であるのか。

それから、198ページの多面的機能支払交付金、これについてはどういう交付金 なのか。

202ページの65万の不用額がなぜ発生をしたのか。

それから、204ページの補助金の内訳について。

それから、206ページの奨励金先、これは企業別にご答弁をいただきたい。

それから、210ページの観光農園の委託料、効果と実績についてどうなのか。

それから、214ページの真田丸負担金の効果と実績について。

それから、同じページなんですが、和みわかやまキャンペーン負担金についてで すが、これはどこへ支出をしているのか。

それから、218ページの側溝浚渫土砂回収費用についての実績について、お聞き をしたい。

それから、230ページのさぎのせ公園委託料、この委託料における部屋の使用数、 使用頻度についてどうなっているのか。

それから、語学指導助手についての増員計画はあるのかについてお聞きをしたい。 それから、256ページの産業医報酬、これは校医報酬と産業医報酬という二段構 えになっているんですが、この業務というのは何をしているのか。

それから、258ページの水質検査料及び簡易専用水道検査料というのは、どうい う支出なのか。

それから、委託料、健康診断と心電図を区別をしている理由は何なのか。通常、 健康診断の中には心電図が入っていると思うんですけども、これについて。

生徒健康診断の内容について。

それから、教育振興補助金について。これは特別活動費補助金について。

それから、264ページの私立幼稚園奨励金の内訳とその根拠。

それから、292ページのスポーツ少年団指導補助金の支出先はどこか。体育協会、スポーツ少年補助金もあわせてご答弁をください。

それから、302ページのパン加工委託先、これについてはどこか。

それから、財産管理のほうで、上岩出小学校で126平米、上岩出保育所で18平米 がマイナスになっているんですけども、これはどういう理由か。 それから、323ページの船戸山古墳群、これは4,148平米が増加をしておるわけですが、なぜこういうことになるのか、昨年比ですね。全体として、横断的なこととして、超過勤務の実績、昨年比、時間と金額及び課別に求めたいと思います。

それから、電力使用量、施設ごとに、昨年比と実績の中で、どういう実態になっているのか。

それから、公共施設で、今年度、公共下水道に接続した実績はどうなっているのか。まだ残っている公共施設についても、あわせてご答弁いただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑の超過勤務の実績について答弁いたします。

まず、課別の平成28年度の超過勤務時間、手当額、対前年度比の超過勤務時間、 手当額の順に申し上げます。課別にということで、答弁がちょっと少し長くなりま すが、ご了承いただきたいと思います。

まず、議会事務局、69時間、10万61円、26時間の増、4万4,888円の増となって ございます。

市長公室、407時間、61万6,997円、894時間の減、104万1,017円の減。

総務課、2,451時間、459万3,776円、39時間の減、5万79円の増となってございます。

財務課、296時間、50万1,326円、313時間の減、48万7,180円の減。

税務課、3,273時間、572万9,536円、485時間の増、68万1,719円の増。

市民課、638時間、78万1,650円、33時間の増、11万294円の減。

出納室、160時間、37万7,720円、149時間の増、35万4,903円の増。

福祉課、1,795時間、328万6,209円、1,445時間の減、359万2,552円の減。

子育て支援課、1,125時間、203万1,192円、261時間の増、50万9,385円の増。

保育所、798時間、155万7,512円、292時間の増、61万3,446円の増。

保険年金課、3,378時間、605万1,960円、457時間の増、75万9,410円の増。

長寿介護課、1,781時間、391万9,678円、910時間の減、147万1,427円の減。

保健推進課、965時間、141万2,609円、249時間の増、25万3,407円の増。

生活環境課、323時間、65万6,319円、191時間の増、37万9,668円の増。

クリーンセンター、8,178時間、1,956万6,346円、618時間の減、145万272円の減。 農業委員会、8時間、3,112円、6時間の増、340円の減。

産業振興課、1,722時間、280万6,023円、102時間の増、48万7,435円の減。

都市計画課、162時間、18万1,913円、62時間の増、12万589円の増。 土木課、2,802時間、505万2,018円、162時間の減、36万1,730円の減。 教育総務課、597時間、93万3,051円、303時間の増、46万3,163円の増。 生涯学習課、1,987時間、295万5,854円、276時間の減、54万5,234円の減。 岩出図書館、478時間、69万4,480円、210時間の減、47万1,839円の減。 民俗資料館、118時間、29万8,649円、60時間の減、15万5,806円の減。

一般会計の計としまして、28年度、3万3,511時間、金額にしまして6,410万7,991円、対前年度比で2,311時間の減、金額にしまして594万4,469円の減となってございます。

以上です。

- ○吉本議長 行政委員会事務局長。
- ○中西行政委員会事務局長 尾和議員ご質疑の108ページ、2、6、1、1、監査委員費の議会選出委員の報酬が、予算比で6,000円減のその理由ということでございますが、委員報酬につきましては、月の中途で就職し、または離職した場合は、その月の現日数を基礎として、日割りにより計算して支出するというふうに、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条において規定されてございます。議会選出の委員について、議員としての任期であります平成29年2月14日に任期満了となって退任されてから後任の委員が就任された平成29年2月21日までのこの間が空席となっており、その日数に係る分が不用となったものでございます。
- ○吉本議長 総務部長。
- ○藤平総務部長 43ページ、不動産売却収入の詳細についてでございます。

筆数は11筆です。内訳です。里道7筆、396万4,547円、水路3筆、107万8,217円、 道路1筆、399万412円でございます。

それから、58ページの職員等とあるが、具体的にという、職員等の内容ですけれども、職員、臨時職員、小中学校の教職員、非常勤職員、シルバー人材センターの職員、社会福祉協議会の職員、岩出図書館で業務を請け負っている株式会社図書館流通センターの職員のことでございます。

それから、全体としてということで、電力使用量の内容でございます。施設名を申し上げて、その後に、平成28年度の電気使用量、単位はキロワットアワーで申し上げます。最後に、対前年度比ということで申し上げさせていただきます。

まず、庁舎、28年度ですけれども、43万2,190、それから対前年度で3.88%の減

でございます。

続きまして、サンホール、1万8,873、2.79%の増。

いわで御殿、13万3,601、それで2.95%の増。

保育所、17万5,437、4.54%の増。

児童館、9,687、3.98%の減。

老人いこいの家、4万9,429、7.56%の増。

総合保健福祉センター、42万4,641、6.77%の増。

それから、小学校、61万8,479、3.02%の増。

中学校、30万8,493、9.63%の増。

学校給食共同調理場、22万182、マイナスということで0.59%の減。

それから、公民館、集会場、13万6,756、1.29%の増。

市立体育館、12万7,756、6.57%の増。

総合体育館、16万95、16.31%の減。

若もの広場、4万286、7%の増。

岩出図書館、17万7,902、1.73%の増。

駅前ライブラリー、4万1,406、4.48%の増。

民俗資料館、6万7,288、2.13%の減。

産業振興課、1万5,916、4.57%の減。

クリーンセンター、635万6,776、3.22%の減。

水源地、浄水場、273万4,366、30.1%の減。

合計、全体としまして1,224万9,559キロワットアワーで、対前年度比が9.84%の減となってございます。

以上でございます。

- ○吉本議長 税務課長。
- ○松本税務課長 4点目のふるさと寄附金については5件分です。5件分の内訳は、 和歌山市の方が2件、岸和田市の方が1件、横浜市の方が1件、それから東近江市 の方が1件でございます。

次に、6点目の弁護士委託料21万6,000円は、平成28年1月26日付で和歌山地方裁判所に提訴された、平成27年度固定資産税・都市計画税の賦課決定処分取消等請求事件に係る弁護士委託料でございます。

以上です。

○吉本議長 福祉課長。

- ○寺西福祉課長 ページ134、3、1,14、13、手話通訳委託先はどこかでございますが、社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟です。
- ○吉本議長 子育て支援課長。
- ○福田子育て支援課長 148ページ、包丁研磨料の支出先はどこかにつきましては、 馬場光華園になります。

続いて、150ページ、私立保育園運営費、実利用数と延べ利用数の区分はどこかにつきましては、私立保育園運営費に係る主要施策成果説明書の64ページ記載の実利用数につきましては、月ごとに利用者数が異なるため、各月合計の平均値を表記しております。延べ利用数につきましては、年間の延べ利用者数になります。

264ページの私立幼稚園奨励費の内訳とその根拠につきまして、和歌山中央幼稚園、3,087万6,942円、おのみなと紀泉台幼稚園、2,146万1,125円、智徳幼稚園、42万1,600円、安原幼稚園、46万8,070円、さくら幼稚園、21万120円、愛の光幼稚園、20万1,308円、愛徳幼稚園、15万7,250円、野崎幼稚園、9万7,920円、さつき台幼稚園、15万7,250円、信愛附属幼稚園、9万7,920円の合計5,414万9,505円となります。

また、根拠につきましては、国の要綱に基づく岩出市私立幼稚園就園奨励費補助 金交付要綱を制定し、交付しております。

317ページの上岩出保育所、マイナス18につきましては、財産に関する調書の上岩出保育所の面積ですが、県道新田広芝岩出停車場線の拡幅工事に伴い、用地売却するために、普通財産に移管したため減少したものです。

以上です。

- ○吉本議長 生活環境課長。
- ○牧野生活環境課長 22ページ、登録件数の実績はどうかについて。

平成28年度末時点では2,650頭でありますが、全ての方が登録されているわけではございません。

次に、178ページ、ごみ袋販売手数料は1袋当たり幾らかにつきましては、ごみ袋の種別を問わず、総括取扱店手数料として、ごみ袋1枚当たり1円、取扱店手数料として、ごみ袋1枚当たり3.5円となっております。

次に、179ページ、自転車等整理委託料の支払い先につきましては、公益社団法 人岩出市シルバー人材センターとなっております。

続きまして、182ページ、那賀衛生環境整備組合負担金の根拠は、当組合の構成 団体である岩出市と紀の川市との協議で定めており、那賀衛生環境整備組合規約第 13条の規定に基づき、均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額で ございます。

- ○吉本議長 保健推進課長。
- ○広岡保健推進課長 議員ご質疑の保健推進課所管部分について、お答えさせていた だきます。

172ページ、那賀病院分担金、決算書類を精査しているのかについてですが、那 賀病院分担金については、交付税算定額及び総務省が示す病院事業への繰出基準に 基づき支出しておりますが、決算状況についても精査しております。

次に、172ページ、予防接種費用助成補助金とは何かについてですが、和歌山県外の医療機関で予防接種法に基づくワクチンを接種した場合及び和歌山県風疹ワクチン接種緊急助成事業として、岩出市、紀の川市以外の医療機関で接種した場合の接種費用の償還払い分です。

次に、174ページ、妊婦教室の参加者数及び発達相談件数は何件かについてですが、妊婦教室の参加者は延べ78人、発達相談件数は延べ530件です。

次に、176ページ、不妊治療助成により懐妊した実績はどうかについてですすが、 懐妊された方は6人です。

- ○吉本議長 長寿介護課長。
- ○長倉長寿介護課長 118ページの老人クラブ助成金の支給内訳はどうかについてでありますが、助成金301万8,000円につきましては、岩出市老人クラブ連合会助成金交付要綱に基づき、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的に、岩出市老人クラブ連合会に助成しております。

内訳は、会員数や連合会を構成する単位クラブ数の規模に応じた基準額をもとに 算定した額であります。

次に、132ページ、いわで御殿運営及び入浴者数の推移についてでありますが、 入浴者数の推移は、過去3年の実績を申し上げますと、平成26年度で6,384人、平成27年度で5,962人、平成28年度では6,524人となっております。

運営面については、利用者状況を申し上げますと、入浴の利用だけでなく、高齢者介護予防の「シニアエクササイズ」自主グループの活動の場や高齢者交流事業の「ゆったりカフェ」を開催するなど、高齢者の交流の場や介護予防に資する場所となっております。

以上です。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 198ページ、多面的機能支払交付金事業についてですが、農地や農業用施設、農道、水路を地域ぐるみで保全・管理する活動や施設の老朽化へ対応するため支援を行い、集落を支える体制を強化する事業です。

続きまして、218ページ、側溝等浚渫土砂収集運搬及び回収処分業務委託料の実績についてですが、区自治会等229団体から申請を受けまして、浚渫土砂は851立米、雑草等処分は64トンです。

- ○吉本議長 都市計画課長。
- ○松見都市計画課長 230ページ、さぎのせ公園委託料の部屋使用数はどうかにつきまして、使用許可申請は129件です。
- ○吉本議長 産業振興課長。
- 〇今井産業振興課長 196ページ、青年就農給付金対象者でございます。 2 人でございます。

次に、202ページ、65万円の不用額でございます。鳥獣被害対策実施隊の不用額でございますが、有害鳥獣の捕獲駆除、被害防護措置、被害発生地区の調査、巡回、指導等、これを実施隊員2名体制で150日、延べ300名の出動を見込んでおりましたところ、28年度につきましては、イノシシの有害鳥獣捕獲頭数が、例年に比べて大きく増加したことによりまして、実施隊として活動できる日数が減少し、実績として、延べ40名の隊員の出動となったためです。

次に、204ページです。補助金303万2,000円の内訳についてでございますが、イノシシ1頭当たり8,000円、これの379頭分の有害鳥獣捕獲事業等補助金でございます。

次に、206ページ、奨励金先はどこかにつきまして、奨励金の支出先につきまして、藤本コミュニティー株式会社でございます。

次に、210ページ、観光農園の委託料、効果と実績につきまして。岩出市観光農園事業の効果と実績につきましては、市内保育所の体験として、5月16日にイチゴ狩り、9月29日にはサツマイモ掘りを実施いたしました。それぞれ収穫体験を行うことにより、農業に触れ合い、食育や地産地消及び都市住民と農村の交流の推進に資することができたと考えております。

次に、214ページでございます。真田丸負担金の効果と実績はどうか。真田丸負担金の効果と実績につきましては、大河ドラマ「真田丸」・戦国わかやま誘客キャンペーン全体として、紀北エリアにおける年間観光入り込み客数が、対前年比で約12%増加いたしました。岩出市内では、パンフレットに根来寺を掲載したほか、ス

タンプラリーに市内飲食店等5店舗が加盟し、年間観光入り込み客数として、対前年度比で約23%増加いたしました。

次に、和みわかやまキャンペーン負担金はどこに支出しているのかということで ございます。和みわかやまキャンペーン負担金は、和みわかやまキャンペーン推進 協議会に対しての支出でございます。

以上でございます。

- 〇吉本議長 上下水道業務課長。
- 〇梅田上下水道業務課長 平成28年度の公共施設の下水道への接続実績は、山崎保育 所の1件でございます。
- ○吉本議長 教育総務課長。
- ○柏木教育総務課長 248ページ、語学指導助手、増員はあるのかにつきましては、 平成27年度から平成28年度への増員はなく、1名でございます。

続きまして、256ページ、産業医報酬、どのような業務をしているのかにつきましては、教職員への健康相談やストレスチェックにおいて、高ストレス者への面接 指導などを行っております。

続きまして、258ページ、水質検査料及び簡易専用水道検査料とは何かにつきましては、水質検査料につきましては、学校保健安全法第6条及び学校保健安全施行規則第24条に基づく飲料水、プール水の水質検査に係る費用でございます。簡易専用水道検査料については、水道法第34条の2第2項及び水道法施行規則第56条に基づく検査費用でございます。

続きまして、260ページ、委託料、健康診断と心電図、区別している理由は何かについてでございますが、教職員健康診断委託料につきましては、検査項目の中に心電図検査を含んだものとなっておりますので、区別しておりません。なお、心電図検査は中学1年生対象の検査であります。

続きまして、262ページ、教育振興補助金は何に使用されているのか。特別活動補助金とは何かについてでございますが、教育振興補助金は、学校教育振興を図るための補助金であり、部活動のための交通費等、部活動授業引率のための交通費等、引率教職員の修学旅行に要する経費の一部補助に使用しております。特別活動費補助金とは、体育祭や文化祭、文化部、クラブチーム、学級活動に必要な経費の補助でございます。

続きまして、302ページ、パン加工委託先はどこかにつきましては、合資会社マルトパン舗でございます。

317ページの上岩出小学校、マイナス126は何かについてでございますが、こちらは県道新田広芝岩出停車場線の拡幅工事に伴い、用地売却するために普通財産に移管したため、減少した面積でございます。

- ○吉本議長 生涯学習課副課長。
- ○吉末生涯学習課副課長 22ページ、昨年比実績は、につきましては、堀口プールは 12万3,400円の減、利用者数1,758人の減です。東公園プールは15万5,000円の減、 入場者数で708名の減です。

続きまして、292ページ、補助金の支出先については、スポーツ少年団指導者協議会補助金は、スポーツ少年団指導者協議会会長に、体育協会補助金は、体育協会会長に、スポーツ少年団補助金については、スポーツ少年団事務局長に交付しております。

323ページ、船戸山古墳群については、岩出市船戸地内で個人から寄附を受けた土地の面積4,148平米となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、まず、94ページの弁護士委託料についてですが、訴訟に至った際における支出だと。これは実際上、解決しているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、いわで御殿の運営及び入浴数の推移ですけども、これ、今、賃貸で貸しておられる入浴者、高齢者の皆さんが含まれているのか。その方の入浴料については徴収しているのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

それから、包丁研磨の件ですが、これは月何回程度出していて、1丁当たり幾らとして算出しているのか。包丁によって、出刃と普通の包丁と違いますから、これについての費用についても区別があると思うんですが、それとも包丁1丁について幾らということでされているのか。

それから、予防接種の助成金についてですが、紀の川市と岩出市以外のところで接種したものについてということなんですが、紀の川市、岩出市以外の予防接種契約というのは交わされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、ごみ袋の件ですけども、これは1枚1円と、手数料3.5円、いわゆる リッター別じゃなくして、1袋、販売店に合計で4円50銭ですか、支出していると いうことでいいのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀衛生環境整備組合分担金の金額でありますけども、これはし尿処

理における公共下水道の接続者によって減少しているわけで、それは加味して試算 をされているのか、それについて再度ご答弁をください。

それから、202ページの60万の不用額、これは先ほどご答弁いただきましたが、 予算が75万計上されて、65万も不用が発生していると。当初の予算額に問題がない のかというふうに思っておりますので、これについてご答弁をください。

それから、観光農園、これについて、押川地区の現状なんですけども、この支出 について、ほんまに効果と実績の点からいって、何名参加して、観光農園のこの事 業をしていたのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、真田丸の負担金なんですが、今ご答弁いただいて、紀北エリアで23% アップをしたということなんですけども、既に大河ドラマは終了しておりまして、 この負担金については継続して、今後も支出をされるのかについて、お聞きをした いと思います。

それから、218ページの浚渫土砂収集運搬1,300万円の支出ですけども、64トンあったということなんですが、各自治会が浚渫土砂を一定のところに保管をして回収するという作業やと思うんですけども、最近、これ、収集したその日ぐらいに回収するんですよね。そうしますと、水が切れてないし、水分を非常に含んでいるということで、64トンの中で必要以外に支出をしている可能性があるんではないかと私は思っているんですけども、二、三日置いて看貫をして処理をするというほうがよりベターではないかなと。そんなに二、三日置いたとしても問題はないと思いますので、当日に回収する必要性は、私は緊急的にはないと思うんですが、看貫実績として64トンあるということなんですけども、そこら辺の手順はどのようになっているのか。

それから、さぎのせ公園の部屋の使用料ですが、129件ということですけども、3日に1回ぐらいしか、実質的には使用されてないと。もっと広報して、使用頻度を上げる手だてをしていかないと、設備の維持管理費含めて、1,000万から委託先に払っているわけですから、これの収入もばかにならないと思いますので、ここら辺についてどのような施策を講じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、語学指導助手の件ですけども、グローバル化によって、今後もなお一層、英語教諭以外も考えていく必要性があるんではないかなと。中国語なり、韓国語を含めて、その啓発も含めた取り組みが求められるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺のお考えがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、258ページの簡易専用水道、これについては何件ぐらい、簡易水道と

して使用しているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、体育協会スポーツ少年団補助金、その事務局なり会長なりに支払っているということですが、その使途について的確なチェックをしているのかどうか、 これについてお聞きをしたいと思います。

それから、船戸山古墳群の、これは寄附によってということなんですが、これは 誰からいつ寄附をされたのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、超過勤務の実績についてですけども、今ずらずらっと言われましたんで、控えも漏れておりますので、また次の機会にこれはやりたいと思います。

それから、電力使用量についてですが、電力使用量については、総体的にそんなに際立った減少が見られないと思うんですけども、特に水道関係で30%減少ということで、企業体として努力をされたことだと思うんですが、それについてどういう要因で30%からマイナスしたのか、ご答弁をください。

○吉本議長 しばらく休憩いたします。

午後1時10分から再開いたします。

休憩 (11時55分)

再開 (13時10分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

電気使用量の関係でございます。水道施設についてですけれども、送水ポンプの 効率的な運転に取り組んだ結果でございます。なお、先ほど答弁をいたしました電 気使用量についてですけれども、質疑の趣旨が施設ごとの昨年比ということであり ましたので、27年度と28年度の比較のできる施設を対象として申しました。28年度 中に稼働した施設については加味をしておりませんので、その点は申し添えておき ます。

以上でございます。

- ○吉本議長 税務課長。
- ○松本税務課長 94ページに係る尾和議員の再質疑ですが、この事件については、平成28年11月25日に判決が言い渡され、完結しております。

以上です。

- ○吉本議長 子育て支援課長。
- ○福田子育て支援課長 148ページ、包丁研磨料についての再質疑にお答えいたします。

1本当たり1,944円になります。各保育所、年間4回で、それぞれ16本研磨し、4保育所で、延べ64本、合計12万4,416円となります。 以上です。

- ○吉本議長 生活環境課長。
- ○牧野生活環境課長 178ページの再質疑にお答えします。

ごみ袋1枚当たりの分につきまして、4円50銭のうち3円50銭は販売した店舗に 支払われるもので、1円は取りまとめ事務を行う事業者となります。

次に、182ページの再質疑についてでございます。

那賀衛生環境整備組合の負担金につきましては、処理量が減少すれば加味されるのかということでございましたが、先ほども申し上げたとおり、運営事業費の負担割合で、利用割50%ということで、あらかじめ定められておりますので、利用量の減少が直接影響するものではございません。

失礼しました。ごみ袋につきましては、大きさ、リットルについては関係ござい ません。

- ○吉本議長 保健推進課長。
- ○広岡保健推進課長 172ページの再質疑についてお答えいたします。 予防接種費用助成補助金につきましては、個人への予防接種費用の償還払い分と なっておりますので、契約はございません。
- ○吉本議長 長寿介護課長。
- ○長倉長寿介護課長 再質疑、御殿の入浴料の徴収についてでありますが、高齢者の 方であっても入浴される方については、入浴料をいただいております。
- ○吉本議長 土木課長。
- ○田村土木課長 218ページ、収集運搬の日について、その日に回収、二、三日置いてからにつきましては、収集運搬日につきましては、事前に区自治会長等から申請書に収集日を設けていただき、土木課で一覧表を作成し、請負業者に渡しております。その中で、業者から区自治会長に連絡を行い、トラブルがないよう収集日及び収集箇所の確認を行っております。収集箇所につきましては、区自治会のごみ集積場所を指定するところが多くありますので、極力、地元の指定した日に収集を行ってございます。

- ○吉本議長 都市計画課長。
- ○松見都市計画課長 230ページ、さぎのせ公園多目的室の利用率向上につきましては、指定管理者に対し、ホームページ、パンフレット及び園内掲示板等を活用し、 広報に努めるよう協議・指導してまいります。
- ○吉本議長 産業振興課長。
- 〇今井産業振興課長 202ページ、65万円の不用額、鳥獣被害対策実施隊員でございますが、こちらの事業、平成27年度途中からの事業でございまして、当初予算の編成におきましては、国から提供された資料に基づき、有害鳥獣の捕獲・駆除、被害防護措置、被害発生地区の調査・巡回・指導等を実施隊員2名体制で、150日という形で計上させていただきましたところ、28年度につきましては、イノシシが有害鳥獣捕獲のほうで多量に379頭とれたことに伴いまして、それで自治体として活動できる日数が少なくなって、予算との差異が生じたものでございます。

次に、210ページです。岩出市観光農園につきましては、5月16日のイチゴ狩りで、山崎保育所が56名、9月29日のサツマイモ掘りで、根来保育所が58名です。

引き続きまして、214ページ、真田丸の負担金でございますが、こちら、負担金 につきましては、28年度で終了しております。

失礼いたしました。観光農園につきまして、効果ということでございますが、観光農園につきましては、押川地区の耕作放棄地の解消活用のために、観光農園として農業環境の改善と収入の向上を図っているものでございます。しかしながら、高齢化に伴う離農というものが、依然として進んでおりまして、未作付地の農地の解消には至っておりませんので、地域住民への例示として、市が観光農園として農地を貸借し、運営しているところでございます。

なお、イノシシの食害が重大であることなど、営農効率が悪いことなどから、実際のところ苦戦しているところでございます。

- ○吉本議長 教育総務課長。
- ○柏木教育総務課長 248ページ、語学指導助手の再質疑につきまして、新しい学習 指導要領には、外国語科においては、英語を履修させることを原則とすることとな っております。

続きまして、258ページ、簡易専用水道の件数についてでございますが、岩出中学校、岩出第二中学校とも簡易専用水道となっております。

- ○吉本議長 生涯学習課副課長。
- 〇吉末生涯学習課副課長 292ページ、スポーツ関係団体の補助金の使途の確認につ

いては、でございますけども、岩出市補助金等交付規則に基づき適正に審査しております。

続きまして、323ページ、船戸山古墳群の寄附につきましては、平成28年9月1 日に三木照子氏から寄附をいただいております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 後ろから行きまして、上岩出小学校と上岩出保育所、行政財産から普通 財産に国へ開放したということなんですが、普通財産のところで252平米というこ とですけども、合計がですね、6平米合わないんですけど、これについてはどうい う計算をしたらいいのか。私の計算では、6平米というのは、高塚市営住宅のとこ ろが114減って、普通財産が108になっているんですけども、その差であろうかなと 思うんですが、これはどういう理由でこうなっているのか。

それから、包丁の問題ですけども、これ、研磨については、1丁当たり1,940円ということですけども、出刃包丁、普通の包丁と刺身包丁とかによって値段は変わらないのか、もう全て込みで1丁幾らということなのか、ちょっと確認をさせてください。

それから、予防接種の助成補助金については、紀の川市、岩出市以外、契約をしてないと。契約しないまま補助金を出すことについては問題があるんじゃないかというふうに思っておりますが、接種された人からの還付請求があった際に給付しているということですけども、その金額は、紀の川市、岩出市との契約と同じではないのか、それとも違うのか。契約しないまま接種をして、そのことを岩出市のほうから金を出すことについては瑕疵があるんではないかと思うんですけども、それについてご答弁をください。

それから、奨励金の藤本コミュニティーということで言われましたが、これは私の記憶では、3年間ということですけども、何年間ということなのか、いつまで奨励金を支出するのか、再度聞かせてください。

それから、浚渫の問題で、私はこの質疑の中で言うたのは、浚渫の土砂については、二、三日置いてから回収するのが一番ベターではないのかと。64トンというのは、その日に回収しますと、水分も非常に含んでおりますから、看貫すると、それだけ立米数がふえるわけですから、その必要性はないと思うんで、そこら辺の処理のやり方について質疑をしたんですが、そのことが答弁なかったんで、再度お聞かせください。

それから、電力使用量のとこなんですが、水道事業会計のところで水道で30.1%ということなんですけども、この水道の関係でいいますと、当初予算が1億4,900万余り、決算で7,400万、ですから、少なくとも半額以上になっているんではないかなと、実数が。1億4,900万が7,400万、実績ですから、30%というのは、私はちょっと理解できないんですけども、それについて30%減であれば、予算との対比で言えば、ちょっと誤差があるんではないかなと思っておりますが、それについてご答弁ください。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質疑で、普通財産の関係ですけれども、ちょっと質問の主旨がわからなかったんですけども、上岩出小学校のマイナス126と上岩出保育所のマイナス18につきましては、普通財産の調書ということで、325ページにその数字が載っておりますので、それについては、特に問題はないと思います。

(「いえいえ、114というのを317ページに計上してあるんですけども、これは普通財産に移行したときに、108になっているんですよ。」と発言する者あり。)

○藤平総務部長 済みません、何ページ。

(「317ページ、マイナス114になっていますよね。それが普通財産に移行 したときに108になっているんですよ。そのことを指摘しているんで す。」と発言する者あり。)

○藤平総務部長 市営住宅のことをおっしゃっておられるんですか。

(「合計数が合わないんでね。」と発言する者あり。)

○藤平総務部長 わかりました。ちょっとそしたら、その分は後ほどということにさせていただきます。

それから、先ほど、水道の使用料の話と料金の話を今されておりましたけれども、今、質疑の中で。水道の使用量ですよね。水道じゃないですね。電気使用量ですね。電気使用量、私、申しておりますのは、量というのは、かさのほうで申し上げさせていただいております、答弁は。尾和議員は、料金のほうをおっしゃっておられますんで、若干そこのパーセントは違ってくるかと思うんですけれども。

(「電力ですよ。」と発言する者あり。)

○藤平総務部長 電力の使用量、かさと、料金を言っておられますよね。私の答弁は

量は、ボリュームのほうを私は答弁させていただいていますので。

(「それでも、ちょっと金額が合わないです。後で精査するけども。」と 発言する者あり。)

○藤平総務部長 私、ボリュームのほうで話しておりますので、料金の関係につきま しては、水道局のほうで、そしたら答弁させていただくようにしますので。

済みません、電気料金のほうの話ですけれども、ちょっと今の質疑は一般会計の 決算について答弁させていただいておりますので、申しわけないですけれども、水 道の決算のときに再度質疑をしていただくということでよろしいでしょうか。

(「もう時間ないんでね、関連して聞いておるわけです。」と発言する者 あり。)

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

- 〇田村土木課長 行政財産、高塚市営住宅が114平米減で、普通財産108平米のその差なんですけども、一部を市道として認定してございます。
- ○吉本議長 子育て支援課長。
- ○福田子育て支援課長 包丁研磨料の再々質疑にお答えします。 1本当たり、一律1,944円になります。
- ○吉本議長 保健推進課長。
- ○広岡保健推進課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

予防接種費用助成補助金につきましては、先ほど申しましたように、岩出市、紀の川市以外の医療機関で接種した場合の接種費用の個人への償還払い、つまり契約のしてない医療機関、県外ですとか、そういうとこで受けられた方に、その分を直接本人さんにお返しするという制度になっております。ただ、金額につきましては、県医師会との契約に基づいた金額を上限にしております。

- ○吉本議長 土木課長。
- ○田村土木課長 収集運搬が二、三日置くと軽くなるというご質問なんですけども、 先ほどもお答えしましたとおり、集積場所がごみ集積場所になってございます。収 集日につきましては、日曜日が大半を占めてございます。したがいまして、月曜日 の朝のごみ集積場所が確保できないということで、地元からの要望で、素早く撤去 してくださいという意見と、浚渫土砂を放置していますと、においとか、また雨降 ったときに流れるとか、そういう問題もございますので、自治会からの要望で、素 早くということで実施してございます。

- ○吉本議長 産業振興課長。
- ○今井産業振興課長 工場設置奨励金につきまして、藤本コミュニティー株式会社に つきましては、奨励金の期間3年でございます。3年目で、28年度で終了となって おります。
- ○吉本議長 上水道工務課長。
- ○福山上水道工務課長 尾和議員のご質疑の電気料金の削減についてでございます。 電気料金の大半を占めております送水ポンプの効率的な運転に取り組んだ結果と、 また、平成28年度では4月から供用開始をしております第三浄水場の送水ポンプの 運転と第一浄水場の送水ポンプ運転の最適化を図っております。それとともに、電 気料金の安価な夜間料金を活用し、電気料金の削減に努めております。

それから、また関西電力さんと電気料金の交渉を行いまして、平成28年12月17日から高圧電力の法人評価割引、現在、13.3%の割引の適用を受けたことによる削減でございます。

- ○吉本議長 続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第64号について質疑をさせていただきます。

下水道の関係なんですけども、接続件数及び接続率の向上のために、具体的な施策をしてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、448ページの補償の具体的な理由についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

- ○梅田上下水道業務課長 尾和議員の1点目の接続件数、接続率向上のための具体的な施策についてでございますが、平成28年度の接続件数は472件です。接続率向上の具体策といたしましては、工事着手前の地元説明会、供用開始前の地元説明会、下水道の日やふれあい祭りなどでの啓発活動、相談窓口の設置や工事完了後にできるだけ速やかに供用開始を行うことで、早期の接続率向上に努めてございます。
- ○吉本議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○安田下水道工務課長 尾和議員の2点目のご質問にお答えいたします。

補償費の具体的な内容といたしましては、下水道管の埋設工事に伴い、支障となる水道管及びガス管の移設補償費として支出しております。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。 尾和弘一議員。

- ○尾和議員 接続件数の向上もそうなんですけども、それに関連して、補償する際の 補償先というのは、これは具体的にどこになるんでしょうか。それについてお聞き をしたいと思います。
- ○吉本議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○安田下水道工務課長 再質疑についてお答えさせていただきます。

水道管につきましては、本市水道の工務課のほうにお支払いしております。ガス につきましては、占用しているガス会社になります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。 尾和弘一議員。

- ○尾和議員 特別会計で、上水道と下水道、分かれておるんですけども、結局は、下水道の補償金を水道の特別会計に回しておるだけですよね。プラスマイナスゼロになる、全体としてはね。そういう意味では、その必要性というのは、何か法的にうたわれているんですかね、これ。ちょっと確認のためにお知らせください。
- ○吉本議長 質疑時間30分を経過いたしましたので、質疑を終了いたします。 質疑の途中でありますが、答弁願います。 下水道工務課長。
- ○安田下水道工務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。 公共補償基準にのっとって、お支払いのほうさせていただいております。
- ○吉本議長 上下水道業務課長。
- ○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

水道会計のほうは企業会計となってございまして、独立採算で運営してございま すので、そちらのほうに、移設の場合は、移設の補償費を下水道の特別会計から出 していただくということになってございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第60号から議案第66号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第66号までの議案7件につき

ましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査 特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第66号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第60号から議案第66号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第66号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、 歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査 特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっておりますので、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員会委員に、

井神慶久議員、梅田哲也議員、田中宏幸議員、松下 元議員、三栖慎太郎議員、上野耕志議員、奥田富代子議員、増田浩二議員、以上8人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。本日、本会議終了後、 決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選を お願いいたします。

日程第11 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について~ 日程第17 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議 について

○吉本議長 日程第11 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件 から日程第17 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議 の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号の条例改正について質疑を行います。

まず、この条例改正による対象者については、岩出市において何名おられるのか。 2番目に、現在、育児休暇使用実績、対象者数及び各年度別でご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、対象者についてですが、この条例に対しての対象者は、非常勤職員ではゼロ、正職員では16名となってございます。

次に、2点目の現在の育児休業の使用実績についてですが、平成29年9月1日現在で10名となってございます。平成28年度は12名、平成27年度は17名となってございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 対象者についてですが、非常勤職員ではゼロだということなんですけど、 現時点でゼロだという認識でよろしいでしょうか。 ○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

非常勤職員の対象者ですけれども、岩出市には、この条例に該当する非常勤職員はございません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- ○吉本議長 続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第68号、条例改正についてですが、対象となる施設、これについて は指定管理者制度ということですが、その導入時期ですね、これについていつなの か。それから、この施設の完成時期、これについてもご答弁をください。

施設において、販売した利益については市の歳入になるのかという問題が出てくるんですけれども、これについてご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

まず対象となる施設、指定管理者制度とするのか、その時期はということでございますが、条例の制定に当たりましては、指定管理者制度の導入が可能なように条例の制定を行っておりますが、現時点では、指定管理者制度の導入は考えておりません。しかしながら、状況に応じて、指定管理者制度の導入も視野に入れて、最善の方法を検討してまいります。

いつ完成するのかにつきましては、12月中にオープンすることを目指し、建築を 進めております。

施設において販売した利益は、市の歳入となるのかにつきまして、市では物販施設を直接経営することは考えておりませんので、市の歳入とはなりません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ご答弁をいただきましたが、このねごろの施設については、当面は指定 管理者では運営しないということでありながら、そこにおける土産物とか、そうい うものについての販売については、そうすると、その利益が上がったものについて は誰の所有になるのか、誰が利益を財布の中に入れるのか。市の施設を使いながら、

その業者に丸々あれするのか、よくわからないんですけども、市の歳入とはならないということです。ちょっと理解できないんですが、それについてご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 販売の施設につきまして、市が直接販売しないのに、誰の利益 になるのかというご指摘でございますが、支出全体の管理業務としては、市の直接 管理として、指定管理でなく、一部の施設、案内等の業務のみを業務委託する。こ れは現在の形のとおりでございますが、この形で、現時点では検討しております。

物販施設の経営につきましては、市と一体となって観光振興を図っております、 ねごろ歴史の丘観光推進協議会、こちらと連携して、運営事業者を選定するところ でございますが、こちらのほうは市の財産、行政財産の使用料という形で、市に収 入が入る形になります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- ○吉本議長 続きまして、議案第73号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第73号について質疑を行います。

まず、今回新たに共済のほうに入られる紀の海広域施設組合、これはどこにあるのか。それから、組合長は誰なのか。組合員数については何人おられるのか。現在、 市町村組合の全加入者数というのは何名おられるのか、ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

紀の海広域施設組合はどこにあるのかということで、これは紀の川市桃山町最上 1290番地の94にございます。

組合長であります管理者につきましては、紀の川市長中村愼司氏となってございます。

組合員数につきましては、正規職員1名でございます。

続きまして、市町村組合の全加入者数は何人いるのかについてですが、平成29年4月1日現在で、退職手当に関する加入者は8,287名、公務災害補償事務に関する加入者は2万2,552名となってございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第67号から議案第73号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第73号までの議案7件は、お 手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月19日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月19日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (13時55分)

## 議 会 定 例 会 会 議 録

平成29年9月19日

岩出市議会

## 議事日程(第3号)

平成29年9月19日

開	議	午前9時30分	}
日程第	等 1	諸般の報告	
日程第	等 2	議案第67号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第	等 3	議案第68号	ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例
			の制定について
日程第	等 4	議案第69号	平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
日程第	等 5	議案第70号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1
			号)
日程第	9 6	議案第71号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第	<b>等</b> 7	議案第72号	市道路線の認定について
日程第	等 8	議案第73号	和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につ
			いて
日程第	等 9	請願第3号	年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請
			願書
日程第	<b>第10</b> 議員派遣について		
日程第	等11	委員会の閉会中の継続調査申出について	

開議 (9時30分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

田畑昭二議員から病気療養のため、本日、欠席の届けがありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、諸般の報告、議案第67号から議案第73号までの議案7件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第3号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。



日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月8日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に梅田哲也委員、副委員長に田中宏幸委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について~ 日程第 8 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議に

ついて

○吉本議長 日程第2 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件から日程第8 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての外議案4件です。

当委員会は、9月12日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定について、議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)所管部分、議案第72号 市道路線の認定について、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第68号、議案第69号の所管部分及び議案第73号は可決、議案第72号は認定しました。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、討論の後、 賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでは、非常勤職員と言われている人の概念とは、どういうものか。また、正職員以外で該当する職員は。特別職の非常勤職員ではなく、一般職の非常勤職員、臨時職員に枠を拡大したものではないのか。について。

議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定についてでは、附則で根来さくらの里設置及び管理に関する条例を改めているが、その理由は。ねごろ歴史の丘について、管理者及び使用者は誰になるのか。また、運営形態は。物販・情報施設の詳細について。また、駐車場から施設までの経路の安全性は。について。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)所管部分についてでは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内容は。観光使用料の行政財産使用料の内容は。ねごろ歴史の丘施設電気・水道代は、それぞれ別に請求しているのか。について。

議案第72号 市道路線の認定についてでは、根来89号線に接道する道路が狭いため、南北の水路にふたをする考えはないのか。相谷30号線と西側の道路を接続しない理由は。について。

議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでは、 事務組合に関して財政的には問題ないのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算 (第2号) 所管部分の外議案2件です。

当委員会は、9月13日水曜日、午前9時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)所管部分、議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第69号の所管部分、議案第70号及び議案第71号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)所管部分についてでは、国民年金関係費、システム改修委託料の内容は。また、事務的にどのように変わるのか。について。

議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでは、過年度償還金の返還金について、それぞれの内訳は。また、なぜ返還金が生じたのか。当初想定していた計算について、どのように考えているのか。について。

議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の整備内容は。現在、スプリンクラーを設置していない施設はどれぐらいあるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定の件、議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第2号)の件、議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件、議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、議案第72号 市道路線の認定の件、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、以上議案6件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案6件に対する討論を終結いたします。

議案第68号から議案第73号までの議案6件を一括して採決いたします。

この議案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第71号及び議案第73号の議案5件は、原案のとおり可決、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告 がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、私は 反対討論を行います。

今回の改正について、第2条に、非常勤職員の子供を育児する際、休業をすることができるとある。私は、この条文を素直に読むと、岩出市職員の非常勤で仕事をされている者に適用されるものと理解し、正規に比べて労働条件が悪い人の向上につながるものであり、当初、賛成の立場でありました。

しかし、9月8日の本会議及び9月12日の総務建設常任委員会において、この条例に該当する者は何名かとただしたところ、岩出市役所にはゼロであるとの、こともあろうに該当者なしであると破廉恥な答弁をしてきた。

また、臨時等で雇用されている数は、現在、約130名からおられれば、この条例 に適用されないという、全く理解できません。

地方自治法の改正は、劣悪な労働条件で働いている者の底上げを求めていると解するのが、素直な解釈であります。法第1条、目的には、継続的な勤務を促進し、 もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営を資する ことを目的とする。育児休業をすることができる非常勤職員の範囲として、任命権者を同じくする官職に引き続き在職した期間が1年以上であること。子の1歳誕生日以降も引き続き在職することが見込まれること。1週間の勤務が3日以上及び1年間の勤務が121日以上であること。と言われております。

しかし、一般職、非常勤職員の育児休業制度に関する条例は、市町村では42.7% しか制定されておりません。さきの総務大臣である高市氏は、あくまでも地方自治 ですから、総務省からは各地方公共団体の実情を踏まえながら助言を重ねることし かできず、条例制定については、地方公共団体の長と地方議会の判断となりますが、 働いておられる方々が出産・育児をしやすい環境づくりに向けて尽力していただく ことを願っておりますと発言をしております。

岩出市が独自に考えて、育児に関して条例を制定することは可能であります。今回提案されている条例の改正により、適用者がいない条例など、無用の長物であると言えます。市の政策や制度の改正は、本来どうあるべきか、提案者の中芝市長は考えるべきであります。市の独自性を示して、適用枠を拡大すべきであると考えております。

よって、この条例には、非常勤で働いておられる職員を除外するものであること は明白であり、よって、私は反対といたします。

- ○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 梅田哲也議員。
- 〇梅田議員 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、私は 賛成の立場で討論いたします。

この条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。内容としましては、非常勤職員の育児休業の期間が、最長2歳までと緩和されるほか、職員の育児休業の再取得ができる事情の明文化するもので、保育所などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぎ、育児をしながら働く職員等が育児休業を取得しやすくするものであり、子育てと仕事の両立に寄与するものであります。また、今回の条例の一部改正につきましては、法に沿った改正であります。

以上、述べました理由によりまして、私は、本案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 以上で、議案第67号に対する討論を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める 請願書を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。 9月8日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第3号 年金削減 の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書です。

当委員会は、9月13日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行いました。討論の後、賛成者少数により、請願第3号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願についての審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書について。

マクロ経済スライドの適用を廃止した場合、または全額国庫負担とした場合の財源は、どのように考えているのか。最低保障年金により年金が保障され、年金保険料を支払う者が少なくなるおそれがあるのではないか。現役世代の方の給料が上がらないのに、年金だけが上がるということについて、どのように考えているのか。について。

以上が、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書の採決に当たり、私は反対の立場から討論を行います。

平成28年12月に将来世代の給付水準を確保するための年金額改定ルールの見直しなどを盛り込んだ年金制度改革関連法が成立いたしました。この見直しは、限られた財源の範囲内で、現在から将来までの給付を賄う年金制度の持続可能性を高めるものであると考えます。

年金の支え手である現役世代の賃金が下がるような不測の経済状況になった場合、 それに見合った年金額となるよう改められたものであり、将来の給付水準や世代間 の公平を確保し、公的年金制度の持続性を高め、将来の世代の給付水準を確保され るものであります。

また、年金財政の悪化を避けるため、一定の調整を決めて、年金の支給額から差し引き、支給額の伸びを賃金や物価の上昇分より抑えることで、長い年月をかけて年金給付の水準を調整するよう、マクロ経済スライドの調整の見直しが行われました。

今回の改定により平成30年度からは、デフレ時に見送った抑制分を翌年度以降に繰り越し、物価や賃金が上がって、年金額がふえる景気回復期に繰り越し分も含めて、年金の伸びを抑える調整を行うものであり、決して「年金カット法案」などというものではありません。

さらに、平成28年10月からは、短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用対象者が拡大される仕組みを導入、また、平成29年8月からは、年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮されたことで、新たに年金を受給できる方は、約64万人が見込まれております。

そして、平成31年4月には、国民年金に加入している女性を対象にした出産前後4カ月間の保険料免除制度も導入されることに伴い、免除期間は、満額の基礎年金が保障され、対象者は、年間約20万人と見込まれております。

今後もそれを支える財源を確保することが必要不可欠であります。

よって、今回、提出された請願について、1点目、「マクロ経済スライドを廃止し、年金カット法の年金額改定新ルールは実施しないでください。」については、 先ほど述べたとおりであり、年金の保険料負担の公平性だけではなく、将来世代への給付水準を確保するなど、持続可能な年金制度として必要であると考えます。

2点目、「全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。」については、実施に当たり多額の財源が必要となります。しかし、平成29年4月予定であった消費税10%への引き上げについては、平成31年10月まで2年半先送りされた現在の経済情勢では財源確保に問題があり、現実的な政策とは考えられません。

3点目、「年金支給開始年齢の引き上げはやめてください。」については、少子 高齢化などの社会情勢を踏まえて決定されたものであり、高度経済成長が望めない 日本の将来を考えた場合、子や孫の世代まで年金制度を安定的に維持・運営してい くためにも必要だと考えております。

4点目、「年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めてください。」については、現行制度を変更するには、システム整備、改修、人件費等多額の費用が見込まれますので、現在、定着している隔月支給を継続すべきであると考えます。

以上のことから、年金受給者の担い手である生産世代の割合が減少する中、年金、 医療、介護などの社会保障費の安定財源の確保が重要な課題であると考えます。

また、国では改定に当たって、さまざまな観点から議論をなされていると考えま すので、この請願書については反対といたします。

- ○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 増田浩二議員。
- ○増田議員 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書。 賛成討論を行います。

小泉内閣以来の構造改革路線によって、医療、年金、介護など、日本の社会保障 はあらゆる分野で危機に瀕しています。年金制度への国民の信頼は揺らぎ、医療崩壊、介護難民など社会保障の基盤そのものが大きく崩され、国民の暮らしや命が脅かされています。壊された社会保障は再生することこそ一刻を争う課題となっています。

委員会では、現行の年金制度を維持する必要があるから、また、少子高齢化のため財源が必要だから、国に対して意見書を上げることは適切でないと、議決されました。

以下、意見書を上げる必要がある賛成の理由を述べたいと思います。

この間、100年安心年金なる年金改革が行われ、保険料固定方式、マクロ経済スライド制の導入がされました。保険料の負担は増大させ、給付額は自動的に切り下げていく制度改革でした。しかし、100年どころか、わずか5年後の2009年での財政検証で、破綻をしていることが明らかになりました。この破綻を補うため、さらに年金カット法まで行われてきました。

本会議において、今、反対者の方は、るる年金カット法、なぜ行われたか。また、限られた財源、そういうようなことなんかも言われましたけれども、そもそも受給 資格なんかにおいても、500名以下の企業においても、経営者との合意がなければ 効果は出ないものになっています。

そもそも反対者が言われたこと自体が、年金制度を保障できる保障がないことの あらわれです。

そして、今度は、今、年金の支給開始年齢を70歳支給、中には75歳から支給にすることまで検討されているのです。制度を維持できるどころか、破綻を来しているのです。そのために、国民は、将来、年金をもらえないのではないかと、年金制度に不信・不安を募らせているのです。

現行のマクロ経済スライドの制度から、第1には、年金積立金を年金者、被保険 者のために有効活用すること。

第2は、マクロ経済スライド制から物価スライド、賃金スライド制に戻し、年金者の購買力を促進し、個人消費を高め、経済成長につなげるようにすることです。 この請願における願い、国民生活そのものをよくしていく年金制度の転換こそを行い、国民不信を解消するためにも意見書を上げる必要があります。

年金改革の財源をどうするか。日本共産党は、財界言いなりの富裕層、大企業優 遇から、税と社会保障の根本原則である負担能力に応じた負担に切りかえることが、 まず第1と考えます。

社会保障でも財政危機でも、財源と言えば、専ら消費税、これは政府財界の主張であり、消費税増税を国民に押しつける一方で、富裕層や大企業への減税を繰り返してきました。この富裕層、大企業への優遇と不公平をただす税制改革でも、8兆から10兆円の財源が確保されます。

また、現在、大型公共事業予算を国と地方を合わせて2兆円近くに上る中、不要不急の支出であるダム建設、国際コンテナ港、大都市圏の環状道路などにメスを入れて、大型公共事業の浪費、無駄を一掃すれば、1兆円の財源もつくれます。大型

公共事業の浪費を続ける仕組みになっている社会資本整備、特別会計の廃止を初め、 原発推進の見直し、高速増殖炉もんじゅ、使用済み核燃料の再処理施設は閉鎖をし、 危険な核燃料サイクルの中止こそ行うべきです。

軍事費においても、米軍への思いやり予算、沖縄に基地を押しつけるためのSACO経費、沖縄沖に墜落したり、大分空港を初め各地でエンジントラブルを起こしている危険なオスプレーの購入費、ヘリ空母、F-35戦闘機、戦車、イージス艦などの主要装備品、米軍再編経費のカットなどで1兆円の削減も図れます。

これ以外にも使途不明の官房機密費の廃止、政党助成金の廃止、一般の予備費や 復興事業の予備費とは別枠で、景気対策の名によるばらまき財源となっている経済 危機対応、地域活性化、予備費の削減など、無駄と浪費を一掃すれば3.5兆円程度 の財源も確保されます。

政府は、この間、年金運用面においても、他の外国では株の運用を極力控えているのに対し、株の運用面でも運用比率を拡大する中で、昨年からことしにかけ、10 兆円もの損失を出すことも生まれています。このような危険な運営面の改善こそ求められており、国として抜本的な年金制度のあり方の改善、転換こそ求められています。

最低保障年金制度とは、現在、年金を支給されていない無年金の方に対しても、 生活できるよう支給されるものです。年金支給の開始年齢がおくらされてくる中で、 生活できなくなれば、生活保護に頼る以外なく、結局、さらなる税金の投入が行わ れることになります。

最低保障年金制度は、世界の20カ国で行われており、世界の流れになっています。また、年金の月額支給を求めている点についても、世界的にも対応が取り組まれているのです。生活サイクルは月ごとに計画される面からも、2カ月ごとではなく、毎月払いの対応改善が進められており、この点からも政府において改善が求められます。

この請願については、年金生活者の生活を守ることを初め、国における年金制度 の改善策を求めるものであり、岩出市民の生活向上を図る上でも、岩出市議会とし て国に意見書を上げるべきものだと考えます。

以上の点を申し述べ、請願に対する賛成討論といたします。

- ○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。 山本重信議員。
- ○山本議員 請願第3号、採決に当たり反対討論を行います。

ただいま賛成討論を聞いておりますと、党の主張部分のみで申し上げられましたが、私は請願書の内容で反対討論を申し上げます。

公的年金制度については、世代間の支え合いの制度です。少子高齢化が急速に進展する中、現在の高齢世代の年金給付と将来世代の給付のバランスを保っていくことは、年金制度を健全に維持していくためにも大変重要な課題となっております。

国では、そのための施策として、さまざまな仕組みが導入されてきました。その中のマクロ経済スライドについては、請願のとおり廃止した場合、年金の持続可能性が失われ、世代間格差を助長する原因になる得るものと考えます。

また、年金の全額国庫負担については、財源の面でも厳しく、基礎年金部分の国庫負担を2分の1に引き上げて数年が経過し、安定してきている状態であると考えます。

これらを維持していくことのほうが肝要であり、今の年金制度を少しずつ改革していくことのほうが現実的な政策と私は考えます。

先ほど、同僚議員も述べておられましたが、現在の制度は、公的年金制度の持続可能性を高め、世代間の給付と負担のバランスがとれていると考えています。今後、これらを含めたさまざまな種類の財源確保が叫ばれています。これらの対策も考えながら、私たち一人一人が、どのように改革すればよくなるのかを考える時期に来ていると考えますので、この請願については、採択すべきではないと申し上げ、反対討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する賛成の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書に、私は賛成の討論を行います。

年金受給者にとって、年金は命をつなぐ命綱です。今、年金を受け取っている人の半数近くが、月額10万円未満です。2015年4月の老齢基礎年金で、1カ月当たり6万5,000円、基礎年金のみでは5万円弱の人が800人もおられます。

その一方で、消費税は1989年に税率3%が導入、1997年には5%、2014年には 8%に引き上げられ、17年度までの消費税収額は、累計349兆円に達しております。

一方、法人税は一貫して下げられ、法人実効税率、法人三税は、2014年に消費税導入の前の50%から37%に下げられ、16年には30%を切りました。消費税は大企業の法人税減税累計280兆円の穴埋めにされたのであります。法人の実効税率は1%

当たり4,200円と言われています。法人実効税率を45%に戻せば、消費税は5%まで下げることは可能であります。

また、大企業優遇税制を是正し、富裕層への適切な課税によって財源は生まれます。例えば、研究開発減税の是正や所得1億円以上の税負担率の見直しをすべきであります。使い方では、毎年増額されている5兆円にも上る軍事費を削減し、大型公共事業の見直しをすれば財源は足りております。増税勢力は財源不足で年金制度が危ない。だから、消費税を上げる必要があると言います。これは消費税を増税するためのごまかしです。

年金には国庫補助として基礎年金の2分の1の税金が投入されますが、年金給付総額の2割弱しかなっておりません。国が130兆円の年金積立金の株への投資はやめ、年金の充実に活用するなら、数十年の財源になります。消費税の増税をしなくても若い世代の将来の年金の比重は可能であります。

消費税が5%から8%に引き上げられた増税分のうち、社会保障に充てられたのは、わずか16%なんです。安倍内閣は、消費税を社会保障の充実に充てる気など毛頭ないのです。

今回の増税延期で、安倍首相は、早速社会保障の財源が不足すると削減をにおわせております。さらに、安倍首相は、2017年以降、社会保障の大改革、介護保険の利用料の負担増、将来にわたってはケアマネジャーの費用も自己負担にしたり、年金支給開始年齢の引き上げ、医療の75歳以上の窓口負担増などを計画しております。

年金100年安心など、さらさら念頭にありません。社会保障の充実のために、消費税増税のための口実だということが浮き彫りになっております。

消費税増税は物価を上げ、購買力を低下させ、貧困と格差を拡大し、中小企業倒産・廃業の危機に追いやります。消費税はもともと所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制です。消費税は社会保障のためではありません。

27年間に、私たち支払った消費税は304兆円、国民1人当たり約240万になります。 このうち87%に当たる263兆円が、大企業の法人三税の減税、税収の穴埋めにされ ております。

最大大手のトヨタは、消費税を1円も負担せず、中小零細企業には国税です。中 小企業の6割は消費税を売り上げに上乗せすることができず、身銭を切って納めて おります。下請会社が大企業に消費税分を請求しても、逆に単価や消費税分を削る よう要求されます。すると、下請業者はその消費税分も負担しなければなりません。

一方、大企業は、商品の仕入れにかかったとされる消費税は全額還付され、その

まま懐におさめているのが実態であります。税率が上がれば上がるほど、還付金が ふえる不公平な税制度になっているのであります。

またぞろ衆議院と総選挙、解散に向けて、消費税10%アップをして社会保障に回すと、国民、市民にうそ吹いているのは明らかであります。

真に安心して老後の生活を守るためには、この請願を決議して、国政に上げるべきであると私は考えております。よって、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

日程第10 議員派遣について

○吉本議長 日程第10 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し 出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、 その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月21日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月21日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (10時15分)

## 議 会 定 例 会 会 議 録

平成29年9月21日

岩出市議会

## 議事日程(第4号)

平成29年9月21日

開 議 9時30分

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

開議 (9時30分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

田畑昭二議員から病気療養のため欠席の届けがありましたので、ご了承願います。 本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に変更のありました説明員の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

○吉本議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、12番、玉田隆紀議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、 14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上5名の方から通告を受けておりま す。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。 玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。

12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は連携中枢都市圏構想について3点、図書館運営と環境整備について3点、 質問をいたします。

1番目の連携中枢都市圏構想についてですが、総務省の情報通信白書に、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来によりますと、少子高齢化の進行により、国の生産年齢人口は、1995年をピークに減少に転じ、総人口も既に減少を始めております。

総務省の国勢調査によりますと、2015年の人口は1億2,520万人、生産年齢人口は7,592万人で、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、総人口は、2048年に1億人を割り、2060年には8,674万人まで減少するとの推計がさ

れております。

こうした少子高齢化やそれに伴う人口減少は、国の経済の供給面と需要面の両方にマイナスの影響を与え、国の中長期的な経済成長を阻害する可能性があり、供給面から見た場合、経済成長の要因は労働投入、資本投入、生産性の3要素に分解され、少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少につながると考えられ、また、需要面から見た場合、少子高齢化とそれに伴う人口減少は、医療、介護、サービスなど、一部の分野で国内需要を拡大させる一方、多くの分野で国内需要の縮小要因となると考えられております。

平成18年4月1日に、住民の長年の夢であった岩出市が誕生し、現在の総人口は 5万3,968人までふえ、和歌山県下唯一人口増を果たしている岩出市でありますが、 いずれ岩出市にも少子高齢化の波は襲ってくると思います。

将来も安心して暮らせるまちづくりが今必要であると考えることから、1点目の 総務省が勧めている連携中枢都市圏構想について、どのような事業なのか、お聞き いたします。

2点目に、和歌山市が、岩出市、海南市、紀の川市や紀美野町との5市町で公共 施設の相互利用、観光キャンペーンの促進などを目指しているそうですが、どのよ うな計画なのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、岩出市における影響とメリットについて、お聞きいたします。 以上で、1回目の質問を終わります。

- ○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長公室長。
- ○湯川市長公室長 おはようございます。

玉田議員の連携中枢都市圏についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の連携中枢都市圏構想についてですが、この構想につきましては、平成26年5月に地方自治法が改正され、連携協約制度が創設されました。同年8月、地方中枢拠点都市圏構想推進要綱が制定され、平成27年1月にこの要綱が改正され、連携中枢都市圏構想推進要綱と名称が変更されたものでございます。

連携中枢都市圏とは、人口20万人以上の中核都市や指定都市といった相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成する圏域とされてございます。

1点目として、圏域全体の経済成長の牽引、2点目として、高次の都市機能の集

積・強化、3点目として、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3点の役割が求められているものでございます。本年4月、和歌山市から今後の検討について協力依頼があり、現在、4市1町で企画部門担当者、オブザーバーとしまして和歌山県市町村課に参加をいただき、事務レベルでの検討を進めているところであり、また、企画部門以外の事業担当課においても4市1町合同で開催する研修会に参加して、どのような事業で連携していくかについて、協議を進めているところでございます。

2点目のどのような計画なのかというご質問ですけども、現時点においては、どのような連携が可能か検討している段階であるため、明確な計画内容をお示しすることはできませんが、想定している事業例で申し上げますと、1点目の経済成長の牽引では、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の推進、外国人観光客の誘致、2点目の都市機能の集積・強化では、大学の誘致、大学との連携、3点目の生活関連機能サービスの向上では、災害時等における一般廃棄物処理の相互支援、公共施設の相互利用等が候補に挙がっている段階でございます。今後の検討により見直しも行われるということも想定してございます。

3点目の岩出市における影響とメリットということですが、今申し上げましたように、連携事業については検討中ということで事業別に申し上げることはできませんが、連携する自治体双方にとって利益を享受できる取り組み、いわゆるウイン・ウインの関係を築くことを基本的な考え方として協議を進めてまいります。

- ○吉本議長 再質問を許します。
  - 玉田隆紀議員。
- ○玉田議員 答弁いただきました。素案の制作段階なので、具体的な答弁はできないというふうなことであります。今後の進め方として、どのようなスケジュールで進めていくのか、また、この構想に対する岩出市としての考え方といいますか、スタンスはどのようなのか、お聞きしたいと思います。

また、関係市町ともウイン・ウインの関係を目指すとありましたが、仮に、市民にとって不利益なことが発生した場合、どのような対応をなされるのか、お聞きしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長公室長。
- ○湯川市長公室長 今後のスケジュールということでございます。 連携中枢都市圏を形成するための手続、まず3つございます。

このうちの1つ、連携中枢都市圏宣言、これは中心都市となる和歌山市が圏域全体の将来像を描き、経済の牽引あるいは暮らしを支えるという役割を担う意思があることを宣言するものということです。

もう1つが、連携協約の締結、これは連携する市町が取り組みに関する協約をそれぞれの議会の議決を得た上で締結するものとなってございます。

それから、もう1つが、連携中枢都市圏ビジョンの公表ということで、これは和 歌山市が圏域で行う具体的取り組みを取りまとめて公表するものでございます。

今後の目標スケジュールとしましては、10月に和歌山市が連携中枢都市宣言を行 う予定と伺っておりまして、4市1町の首長による検討会議や外部有識者会議を開 催し、各方面から意見を聴取して検討を進めていくと聞いております。

こういった手続が進められますと、それぞれの議会に連携協約締結の議案を上程 し、議決をいただけましたら、和歌山市がビジョンを公表する見込みと聞いてござ います。

それから、岩出市としての考え方ですけども、まず広域化する行政課題への対応、また、先ほど議員のご質問にもありましたけども、本市においても、近い将来、人口減少が想定されている中、今後も行政サービスを維持・発展させていくためには、広域的な視点に立った効率的な行政運営が必要であると考えております。和歌山市と近隣市町の双方が利益を享受できる取り組みを見出し、圏域内で連携していきたいというふうに考えてございます。

それから、岩出市にとって不利益なことが発生した場合というご質問ですけども、連携事業につきましては、地域の実情に応じて連携市町で柔軟に定めるもので、市民サービスの低下や不利益が生じないように、事業ごとに慎重に協議を進めているところです。ただ、不利益と思われることが生じた場合は、その都度、連携市町で協議することとなっており、どうしても不利益と思われることにつきましては、連携する必要がないと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 連携中枢都市圏ビジョン懇談会を設置し、各方面から意見を聞くという ことでありますが、この懇談会はどのようなメンバーで構成されておるのか、お聞 きしたいと思います。

また、紀の川市との連携で、消防や病院等の一部事務組合を今現在設置しておりますが、今回の連携の中で、一部事務組合はどうなっていくのか、お聞きしたいと

思います。

最後にですが、今回の連携中枢都市圏を既に導入している各市がございます。その市が最も苦労した点について、このような事案がありました。最終的に市町村合併を目指しているのではという誤解をされ、理解されるのに大変苦労されたそうであります。今回の連携中枢都市圏についても市町村合併を目的にしていないと思いますが、明快な答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長公室長。
- ○湯川市長公室長 まず、外部有識者会議ビジョン懇談会ということの構成です。これにつきましては、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱で定められておりまして、取り組みに応じて、産業、大学、研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通など、連携教育等に関連する分野や機関の代表者と規定され、特定の市町に特化することなく、全体的な視点で意見をいただける方に助言等をいただくということになってございます。

それから、紀の川市との一部事務組合の関係ですけども、これは那賀地域においてそれぞれ役割を果たすものでございまして、現段階において、一部事務組合についての議論はなされておりません。

それから、最後に、市町村合併の件です。市町村合併につきましては、地方自治法第7条に市町村の廃置分合ということで規定をされたものでございます。今回の連携中枢都市圏というのは、地方公共団体相互間の協力の1つのあり方として、共同処理ということですけども、連携協約という形で、地方自治法第252条の2に新たに加えられたものでございますので、前提が全く違うものでございます。したがいまして、合併を目的にしたものでないということを明確に申し上げておきます。

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の図書館運営と環境整備について、質問をいたします。

岩出市立図書館が平成18年に開館されて以来、多くの市民の皆様が喜ばれ、図書館を利用されております。また、現在までさまざまな環境整備もなされ、充実もなされております。そこでお伺いいたします。

1点目に、図書館利用者数と運営状況について、お聞きいたします。

2点目に、最近では、殺菌消毒など感染防止が注目され、さまざまな施設の出入

り口などにアルコール消毒剤が置かれております。図書は多くの方が利用されることから、図書洗浄器の設置の考えについて、お聞きいたします。

3点目に、図書館での自習の禁ずる動きは、昭和45年ごろから始まったそうですが、近年では自習室を設ける図書館がふえており、学生や保護者から喜びの声が寄せられているそうです。そこで、岩出市立図書館での自習スペースの考えについて、お聞きいたします。

- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部長。
- ○秦野教育部長 おはようございます。

玉田議員ご質問の2番目の1点目、図書館利用者数と運営状況について、お答えをいたします。

岩出図書館には、本館のほかに1つの分館と3つの分室がございます。分館とは、 駅前ライブラリーのことで、3つの分室とは、総合保健福祉センター図書室、中央 公民館図書室、上岩出地区公民館図書室のことを指しています。

分館、分室も含めた過去3年間の入館者数、貸し出し冊数、貸し出し人数について、お答えをいたします。若干長くなると思いますが、よろしくお願いします。

岩出図書館全体での平成26年度の入館者数でございますが、20万471人、貸し出 し冊数は33万8,369冊、貸し出し人数は10万9,843人です。

その中で、入館者数の内訳につきましては、岩出図書館16万5,440人、駅前ライブラリー1万1,221人、総合保健福祉センター図書室2万1,251人、中央公民館図書室652人、上岩出地区公民館図書室1,907人です。

貸し出し冊数の内訳でございますが、岩出図書館31万4,670冊、駅前ライブラリー1万1,258冊、総合保健福祉センター図書室1万142冊、中央公民館図書室634冊、上岩出地区公民館図書室1,665冊です。

次に、貸し出し人数の内訳ですが、岩出図書館10万572人、駅前ライブラリー 4,341人、総合保健福祉センター図書室3,605人、中央公民館図書室375人、上岩出 地区公民館図書室950人となってございます。

次に、平成27年度の状況について申し上げます。

図書館全体では、入館者数は20万5,813人、貸し出し冊数は36万4,027冊、貸し出 し人数は11万7,913人です。

うち入館者数の内訳ですが、岩出図書館17万1,338人、駅前ライブラリー1万988 人、総合保健福祉センター図書室2万940人、中央公民館図書室441人、上岩出地区 公民館図書室2,106人です。

貸し出し冊数の内訳ですが、岩出図書館33万2,915冊、駅前ライブラリー1万1,712冊、総合保健福祉センター図書室1万7,201冊、中央公民館図書室577冊、上岩出地区公民館図書室1,622冊です。

貸し出し人数につきましては、岩出図書館10万7,062人、駅前ライブラリー4,474 人、総合保健福祉センター図書室5,106人、中央公民館図書室313人、上岩出地区公 民館図書室958人となってございます。

最後に、平成28年度について申し上げます。

図書館全体では、入館者数は19万7,829人、貸し出し冊数40万553冊、貸し出し人数11万1,524人です。

入館者数の内訳ですが、岩出図書館16万5,052人、駅前ライブラリー1万944人、総合保健福祉センター図書室1万9,045人、中央公民館図書室788人、上岩出地区公民館図書室2,000人ちょうどです。

貸し出し冊数の内訳ですが、岩出図書館36万6,975冊、駅前ライブラリー1万2,718冊、総合保健福祉センター図書室1万8,662冊、中央公民館図書室525冊、上岩出地区公民館図書室1,673冊です。

貸し出し人数の内訳ですが、岩出図書館10万1,034人、駅前ライブラリー4,287人、総合保健福祉センター図書室4,914人、中央公民館図書室329人、上岩出地区公民館図書室960人となってございます。

次に、運営状況についてでございますが、岩出図書館開館以来、利用者の皆様のご意見を勘案しながら、改善や見直しを行ってきているところでございます。平成28年度から図書の貸し出し冊数を5冊から10冊に、視聴覚資料の貸し出し期間を1週間から2週間に変更し、平成29年度から貸し出し利用対象を変更し、和歌山県内在住の方及び近畿大学生物理工学部に通勤・通学されている方に対象を拡大しました。

ほかにも資料を館内で持ち運ぶためのかごや貴重品入れの設置、乳幼児サークルの設置など、利用者の皆様が快適かつ安全に図書館を利用していただけるよう取り組んでおります。

さらに、内容面では、小中学生の家族での読書推進を図るため、お勧めの図書リストと読書記録をつづった「うちどくノート」と呼ばれるものを本市独自の施策として、全小中学生に配布しています。

また、県内自治体に先駆けて、平成26年度から学校への司書派遣を始めたほか、

平成27年度からビブリオバトルを市独自で開催するなど、読書離れが進む若年層への対策を充実してきています。

また、広く市民の皆様の読書活動推進のため、岩出図書館では季節に合わせた催 し物を開催したり、講演会や映画会などを積極的に開催するなど、市民の皆様の図 書館利用促進に努めてございます。

岩出図書館は、ことし5月14日に入館者200万人を達成いたしました。今後も市民から愛され親しまれる図書館を運営を推進し、利用者の皆様のさらなる利便性を考え、十分な検証を行いながら改善や見直しを行い、岩出図書館のさらなる充実・発展に努めてまいります。

次に、2点目の書籍消毒器の設置について、お答えいたします。

書籍消毒器には、紫外線を使って書籍を殺菌消毒し、送風により書籍に挟まった ごみやにおいを取り除く効果があり、特に、アレルギーのある方や感染症の予防に 効果があります。利用者の皆様に、岩出図書館の資料を清潔・安全・快適にご利用 いただけるよう導入を研究しているところでございます。

次に、3点目の自習スペースの考え方について、お答えいたします。

岩出図書館の閲覧席は、図書館資料を用いての読書や調査研究を行うためのものとして限定して設置してございます。そのため図書等全て持ち込みでの学習についてはご遠慮いただいているところでございます。

図書等全て持ち込みでの学習を希望される方には、公民館に設置している学習支援ルームでは可能であることをお伝えし、公民館の開館時間をご確認の上、ご利用いただくようご案内しているところでございます。

また、平成27年7月から岩出図書館の分室である中央公民館図書室でも、図書等全て持ち込みでの学習が可能となり、昨年あたりから中央公民館図書室を自習で利用される方が増加してございます。

なお、大会議室や小会議室の開放につきましては、これらの会議室は、イベントの開催や準備で使用していることが多く、また、カウンターから目が届かず、防犯上問題があるので、自習室としての開放は考えてございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

(な し)

○吉本議長 以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般を質問させていただきます。

1つ目、一乗閣について3点、2つ目、みんなのメダルプロジェクトについて4点、3つ目、介護予防について2点、質問させていただきます。

まず、一乗閣について。

この夏、和歌山県観光局長に、和歌山県の観光戦略についてお話を伺いました。 和歌山県を訪れる観光客は年々増加しており、28年度は前年比104.4%、3,487万人 とのことでした。県では、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等さまざまなメディアを活 用し、まだまだ知られていない和歌山の魅力に関する情報発信と提案をしています。 その中で、岩出市に関するものは、テーマ「水の国、わかやま。」の中で、紀の 川の伏流水で醸造している吉村秀雄商店が紹介されていました。さらに、わかやま

歴史物語としては、72万石を誇った巨大宗教都市として根来寺を取り上げています。

岩出市では、根来寺周辺観光促進事業としての道の駅「ねごろ歴史の丘」の建築工事が着工し、年内のグランドオープンが待たれるところです。根来寺周辺に位置する旧和歌山県議会議事堂である一乗閣は、この夏、7月31日に重要文化財として指定を受けました。重要文化財が市にあるということは大変名誉なことです。この一乗閣を岩出市の観光資源として生かすべきと思います。

そこで、市民の方々に一乗閣について知っているかと尋ねると、知らないと答える方が多く、残念な思いをしています。今後、もっと岩出市を含み、和歌山県内外の方に一乗閣を知ってもらう仕掛けが必要なのではと感じています。

1点目、オープン後の入場者数と施設の利用件数をお教えください。

次に、岩出市以外の他市から来た人が根来インターでおりて一乗閣に向かったが、 案内標示がわかりにくかった。カーナビの案内で向かったが、赤井工作所や根来 S L公園に行ってしまったと聞きました。

2点目、案内標示をわかりやすくする考えは。

3点目、竹灯籠、紙コップランタン等でキャンドルイルミネーションをするなど、 市民の方々と協力してイベントを開催するなどの仕掛けで、他市からの観光客の増加につなげてはどうでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

奥田議員のご質問、一乗閣について、一括してお答えいたします。

1点目、旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)の入場者は、平成28年4月1日のオープン以来、平成28年度は1万2,751人、平成29年度は8月末現在3,281人、合計1万6,032人となっています。

施設の利用件数につきましては、平成28年度は14件、内訳として、市・県等主催7件、ねごろ歴史の丘観光推進協議会主催2件、一般貸し出し分5件となっています。平成29年度は8月末現在8件、内訳として、市・県等主催3件、一般貸し出し分5件となっています。

2点目、案内標示がわかりにくい件につきまして、旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)の案内標示につきましては、県道泉佐野岩出線に3枚と施設の道向かい「ねごろ歴史の丘」の看板に標示してございます。標示の方法は、正式名称である旧和歌山県議会議事堂、その後ろに、岩出市民に親しまれた愛称である一乗閣と括弧書きで記載しております。

また、現在進めている道の駅の整備と並行して、施設の案内看板等の設置も行い、 既に国道24号備前交差点と県道泉佐野岩出線、岩出根来インター南交差点では、 「道の駅ねごろ歴史の丘」の案内標識の設置が済んでおります。

今後は、「道の駅ねごろ歴史の丘」として、案内標示や情報提供に力を入れると ともに、旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)など、個々の施設についても広く皆様に 知っていただけるよう案内に努めてまいります。

なお、カーナビの地図情報は順次更新されますが、道の駅につきましては、比較的早く地図に登載されるようであります。最近では、Googleマップに「道の駅ねごろ歴史の丘」、「旧和歌山県議会議事堂」、「ねごろ歴史資料館」も登載されております。

3点目、市民と協力し、一乗閣を盛り上げるイベントの開催や仕掛けが必要ではとのご質問につきまして、旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)は、市の観光の拠点施設であり、市外や県外からの観光客誘致のため、商工会、観光協会、飲食業組合など7つの市内各種団体等から構成する「ねごろ歴史の丘観光推進協議会」と力を合わせ、観光振興に取り組んでおります。観光施策の実施に当たりましては、市民の皆様を含め、広く関係者の方々のご理解とご協力が不可欠でございます。今後も観光PRやイベントの開催など積極的に取り組んでまいりますので、ご協力をいただ

きますようよろしくお願いします。

- ○吉本議長 再質問を許します。奥田富代子議員。
- ○奥田議員 一乗閣を含め、今後、観光振興をどう展開されていかれるのか、お聞かせください。
- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○船戸事業部長 今後の観光振興の取り組みについてですが、7月31日に旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)が重要文化財に指定されたことや、ねごろ歴史の丘が道の駅の認定を受けたことなど、この機会を大きな弾みとして、今後も観光客誘致に向けたPRやイベントの開催など、積極的に取り組んでまいります。

まず、12月には「道の駅ねごろ歴史の丘」のグランドオープンを予定しております。昨今の道の駅ブームにより、道の駅自体が観光の目的地となってきており、旧和歌山県議会議事堂やねごろ歴史資料館があり、根来寺に近接するねごろ歴史の丘は、市の観光拠点して大きく期待できるものであります。

ねごろ歴史の丘は、岩出根来インターからすぐの距離にあることに加え、周辺にはSL公園、緑化センター、げんきの森など魅力的な施設が多数あり、これらを組み合わせた現地プランの提案などを進め、バスツアーなど団体客の誘致を積極的に行います。

また、飲食と買い物は観光の楽しみの大きな要因であります。現在、建設中の道の駅の新施設におきましても、約120平方メートルの物販店を設置し、和歌山県の玄関口として県内のお土産物全般を広く取り扱う予定であり、一角には軽食コーナーも設け、例えば、ソフトクリーム、コロッケなど名物となるような食べ物も開発してまいります。

同時に、現在営業中のお食事所どころやお弁当などよりよいものとなるように、 改良を重ねる必要があると認識しております。

いずれにしましても、実際に運営するのは「ねごろ歴史の丘観光推進協議会」を 初めとする民間事業者でありますので、その選定に当たっては、有力な事業者を確 保するため、市内事業者だけでなく、視野を広げて対応する必要もあると考えてい ます。

今後も岩出市の地方創生の基幹事業として観光促進を図ってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。 引き続きまして、2番目の質問を願います。 奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、みんなのメダルプロジェクトについてお伺いします。

広報いわで8月号に掲載されているみんなのメダルプロジェクトについての質問をさせていただきます。

これは東京オリンピック・パラリンピックに向け、家庭に眠っている使用済みの小型家電、携帯電話やパソコン、デジタルカメラなど、いわゆる都市鉱山をリサイクルして、メダルをつくろうという運動です。本年4月1日から始まりました。大会メダルの100%リサイクルを目指す試みは、オリンピック・パラリンピック史上初とのことです。環境省によりますと、日本では、年間65万トンの小型家電が使われなくなっており、その中には844億円分もの貴重な金属が含まれているとのことです。東京大会では、金・銀・銅合わせて5,000個のメダルが必要とのことです。岩出市では、みんなのメダルプロジェクトが始まる前から小型家電の回収を行い、リサイクル事業に取り組んでおられました。

1つ目、岩出市はいつから小型家電の回収を行っておられますか。

2つ目、ことし8月までにどれぐらい回収されましたか。

3つ目、みんなのメダルプロジェクト運動が提唱されてからは、その趣旨に賛同し、参加しているわけですが、この取り組みが市民に十分周知されているとお考えでしょうか。始まってまだ日が浅いこともあり、さらなる啓発の必要性を感じるところです。

4つ目、市民運動会や文化祭などの各種行事において、啓発活動を行う考えはありませんか。岩出市の各家庭に眠っている小型家電をオリンピックメダルに生まれ変わらせるという夢のあるリサイクルを通じて、空き缶や段ボール、古紙など資源のリサイクル率が向上することを願っています。

以上で、1回目の質問を終わります。

- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の2番目のまず1点目について、お答えいたします。

本市では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、平成26年度に事業者提案型の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業に参画し、平成27年度から小型家電回収事業として、市内11カ所でのボックス回収、岩出クリーンセンターでのピックアップ回収、地区公民館などでの拠点回収により実施しております。

次に、2点目の小型家電の回収量につきましては、平成27年度が7万3,360キログラム、平成28年度が7万485キログラム、平成29年度につきましては8月末現在で3万48キログラムを回収しており、現在までの回収量は17万3,893キログラムで、平成26年度実証事業分を合わせますと19万2,812キログラムとなっております。

次に3点目、市民に十分周知されているかにつきまして、一般的な小型家電回収に関する啓発としましては、市広報紙や市ウェブサイトへの掲載、粗大ごみ申し込み受け付け時などにおいてのチラシ配布などによる啓発を行っております。

メダルプロジェクトに関しましては、各回収ボックスに啓発用マグネットシート を貼付したり、庁内にポスターを掲示するなど周知に取り組んでおります。

また、本年 6 月に実施いたしました小学校への環境学習出前事業におきましても、 小型家電リサイクルから抽出される金属で、東京オリンピック・パラリンピックの メダルがつくられることを児童に対して周知したところです。

4点目の啓発活動につきましては、市が主催する行事において普及に取り組んでいるところであり、メダルプロジェクトを含め、今後も継続して行ってまいります。 以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

- ○奥田議員 今まで回収した小型家電からオリンピックメダルに充てられる資源はど
- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

れぐらいありますか、お聞かせください。

平成26年度の実証事業から平成29年、本年8月末現在で、メダルの資源となる回収量は、金で0.36キログラム、銀で15.64キログラム、銅で1万1,216.8キログラムとなっておりますが、全てがメダルの資源になるというものではございません。以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

- ○吉本議長 これで、奥田富代子議員議員の2番目の質問を終わります。 引き続きまして、3番目の質問を願います。 奥田富代子議員。
- ○奥田議員 次に、介護予防についてお伺いいたします。

日本人の平均寿命は、男性は80.75歳、女性は86.99歳と発表されました。平均寿命は年々延び、高齢者の占める割合も年々ふえ続けています。市民の介護保険に係る費用が増大する中、抑制は大きな課題であります。その対策としては、生活習慣病の予防や健康寿命を延ばすことなどが上げられます。

岩出市では、住みなれた地域で、いつまでも自分らしく生活するために、岩出げんき体操応援講座を開き、自主的に運動に取り組もうとしている団体を支援しています。岩出げんき体操やシニアエクササイズは、高齢者の活動性を高め、虚弱化を防止し、介護予防に大いに役立つものです。

1つ目、介護予防運動の自主活動を行っている拠点数と参加者数をお教えください。

次に、フィットネスクラブ運営会社から運動と食事管理を組み合わせた独自のダイエット法の提供を受け、高齢者の介護予防を支援する動きが各自治体で広がってきたという話題が新聞に掲載されていました。それによると、フィットネスクラブ運営会社は、過去5年間に蓄積した約9万人の顧客データを分析し、肥満の原因になる糖質を抑えた食事メニューをメールなどで伝えて、管理し、トレーニングも続けられるようメンタルサポートも充実させたところ、高齢者でも減量と筋肉量のアップが認められたとありました。

最近、筋肉からホルモン、マイオカインというホルモンが分泌され、糖尿病、動脈硬化、大腸がん、認知症、鬱病などを予防すると話題になっています。すなわち運動によって筋肉量をふやすことが、健康寿命を延ばし、介護予防につながると考えます。

2点目、フィットネスクラブが自治体に協力して、運動プログラムを伝授するという取り組みが各地で行われていますが、市の考えはいかがでしょうか。

- ○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、介護予防についての1点目、介護予 防運動の拠点数と登録者数について、お答えいたします。

介護予防の自主活動に取り組んでいるグループは、市が実施いたしましたシニア エクササイズ教室を修了した方たちで構成するグループが、現在、11グループ193 名となっております。また、平成28年度から実施しております岩出げんき体操応援 講座を受講後、自主活動に取り組んでおられるグループは6グループ68名となって おります。

次に、2点目、フィットネスクラブが自治体に協力し、運動プログラムを伝授する取り組みを取り入れる考えは。についてお答えいたします。

岩出市における介護予防の取り組みは、シニアエクササイズ教室、それから岩出 げんき体操応援講座等の介護予防教室の実施と教室修了後の自主グループ活動支援 を柱として実施しております。市では、これらの取り組みを通して、介護予防だけ ではなく、高齢者同士のつながりも大切にして事業を進めているところです。

議員ご質問のフィットネスクラブからの市スタッフに対する事業実習のノウハウ の指導に対しては、現在のところ考えておりません。

以上です。

- ○吉本議長 再質問を許します。
  - 奥田富代子議員。
- ○奥田議員 介護予防運動の自主活動グループにどのような支援をされていますか。また、先行している他の自治体を参考にする考えはありませんか。
- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の再質問でございますが、自主グループに対してどのような支援を行っているのかという点でございますが、シニアエクササイズの自主グループ活動支援としましては、年1回、運動指導士による運動方法等の再指導、あるいは体力測定を実施しております。それから、岩出げんき体操におきましては、自主活動開始後、6カ月ごとに理学療法士よる運動方法の再指導と、それから体力測定を実施し、運動継続への支援を行っております。市としましても、引き続き自主グループ活動への支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、2つ目、他の自治体を参考にする考えはという点でございますが、全国的には、フィットネスクラブ等を活用した介護予防事業を実施している自治体があるということは聞いております。この近隣では奈良県五条市において、民間のフィットネスクラブから市のスタッフが介護予防における食事管理、指導方法等の指

導を受け、介護予防事業に取り組んでいるとのことです。

岩出市におきましては、シニアエクササイズ教室は、既に法人に委託して実施しているということから、法人スタッフに対してフィットネスクラブから実施ノウハウの指導というのは想定しにくいと考えております。しかしながら、他の自治体の取り組みにつきましては、今後とも幅広く研究してまいりたいと考えております。以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時20分)

再開 (10時40分)

- ○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。

次に、通告3番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

增田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の特性である県下一若い自治体としての子育て施策と国保に おける来年度からの広域化について取り上げます。当局の誠意ある答弁を求めるも のであります。

まず最初に、保育料について質問をします。

現在、日本における問題の1つに、少子高齢化という問題が横たわっています。 このような状況のもとで、岩出市としてどう対応や対策をとっていくのかが問われます。

まず第1点目として、このような少子高齢化となる中で、子育て支援面としての 保育所の位置づけを市としてどう捉えているのか。また、子育て支援面から見た保 育料のあり方をどのように捉え、進めているのかをまず最初にお聞きをいたします。

2点目に、岩出市における保育料、他の自治体と比べてどのような保育料の実態であると捉えているのか。県内の自治体において、岩出市よりも保育料が低い自治

体は幾つもあります。私も調査して実態をつかんでいますが、当局から和歌山市、 海南市、紀の川市、田辺市など各自治体での3歳未満、3歳以上の基準額を示して いただき、どのような違いがあるのかをお聞きをしたいと思います。

同時に、各自治体の保育料の基準額に対して、どのような見解を持っているのか をお聞きをしたいと思います。

3点目として、県下一若いまちとして、日本の将来を考える上でも子育てしやすいまちづくりを進めるべきだと考えます。若い世代の子育て支援を考えるならば、保育料の引き下げを行い、少なくとも県下一若い人が生活しやすいまちを目指すべきではないのでしょうか。保育料引き下げについて取り組む考えはないのかをお聞きをします。

4点目は、階層区分については、国の基準として8段階の区分が示されていますが、この徴収階層区分をさらに細かくして、所得階層をふやしている自治体があります。定義区分という上においては、海南市は11階層、和歌山市では14階層での区分となっています。岩出市においても、さらなる定義区分を見直して、子育て応援の市政を進めるべきではないでしょうか。

このことをまず最初の質問とさせていただきます。

- ○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 通告に従いまして、増田議員ご質問の1番目、保育料についての1点目、子育て支援面での保育所の位置づけと保育料のあり方をどのように捉えているのかについてですが、保育所は、保護者にかわり子供を保育する生活の場と位置づけられていましたが、平成24年に制定されました子ども・子育て支援法におきまして、地域の子ども・子育て支援の拠点的な存在としても期待されることとなっております。

市としましても、保育所がこれまで蓄積してきた専門性を生かし、子育で中の親子が集まる場所を提供することで、孤立化を防止すること、あるいはさまざまな相談に対応することで、子育でに関する不安を軽減することなど地域子育で支援センターとともに、子育で支援の重要な拠点の1つと位置づけています。

保育料につきましては、平成27年度、子ども・子育て支援新制度の施行により、 世帯の所得状況を初めさまざまな事情を勘案して、実施主体の市町村が決定するも のであると考えております。

2点目、他の自治体と比べた実態についてですが、保育料の基準は国基準及び当

市基準が 8 階層に分かれておりますので、標準的な基準の年間所得約300万から420万の世帯を対象とした第 4 階層で比較いたしますと、 3 歳未満児保育料で、和歌山市が 2 万4,900円、海南市が 1 万1,200円、紀の川市 2 万4,000円、田辺市 2 万5,000円、岩出市が 2 万8,800円となっております。 3 歳以上児保育料は、和歌山市が 1 万8,900円、海南市8,600円、紀の川市 2 万1,600円、田辺市 2 万3,000円、岩出市が 2 万6,200円となっております。

3点目の保育料の引き下げについてですが、国の徴収基準、それから保育の質の確保、保育サービスを利用している家庭と利用していない家庭の公平性、それから受益と負担の関係性、それから市内幼稚園の保育料との比較などの視点から平成26年度に開催いたしました岩出市子ども・子育て会議におきまして、学識経験者、一般市民、保護者の方などからの意見もお聞きした上で、保育料を設定しており、現在のところ引き下げる考えはございません。

また、4点目、徴収階層区分の見直しにおきましても、国の徴収基準に準拠しているところから、現在のところ見直す考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

增田浩二議員。

○増田議員 今、当局から各自治体の基準額、これも示していただきました。部長から言われたのは、第4階層の部分の中で言われたと思うんですが、ちょっと例を挙げると、私、第3階層で例を挙げたいと思うんですね。

この第3階層の部分、先ほどのところよりも低い階層です。3歳未満の標準時間、これ1年間計算してみますと、岩出市は、田辺市より4万6,800円、和歌山市6万3,600円、紀の川市6万8,400円、海南市よりも11万8,800円高くなっているんです。

第6階層の3歳未満、標準時間でも、1年間で田辺市よりも2万8,800円高く、 紀の川市とは10万3,200円、海南市とでは16万800円も高い保育料となっているので す。

この第3階層の課税所得4万8,600円、俗に言う市民税でいう所得金額という部分では、約130万円の所得の方がこの金額。若い世代にとって、これだけ高ければ大変な負担だと思いませんか。

4歳児以上の保育料についても、田辺市や紀の川市、海南市などよりも高い保育料となっているのです。

国の基準より低いと、常々よく言われるんですけれども、現実には他の自治体よ

りもはるかに高い。これが岩出市の実態です。このことを市は認識しているんでしょうか。改めて、市長にお聞きをしたい。保育料は、他市より高い状況ということはお認めになりますか。また、このことが保護者に大きな負担になっているというふうに捉えているのかどうか、市長の認識をお聞きをしたいと思います。

この23日、岩出市では保育所の運動会が行われます。岩出市の将来を担う子供たちや保護者に、自治体として安心して保育所に預けられ、子育てできるまちの施策が求められているんじゃないでしょうか。保育環境改善を含め、保育料の引き下げをすべきと私は考えます。

再質問として3点、市長にお聞きをしたいと思います。

保育料について、他の自治体より高い実態だとお認めになられるのかどうか。

また、2点目として、この状況が保護者に大きな負担となっているという、こういう認識がおありなのかどうか。

3点目に、保育料の引き下げや基準見直しを考えないのかどうか。

この3点、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の保育料についてお答えをいたします。

まず保育料が高いという市民の声を聞くが、どのように捉えているのかについて、 お答えをいたします。

国の示す基準と比較しますと、妥当な金額であると考えております。延長保育や障害児保育などの多様な保育施設の実施、保育の質や内容の充実に努めていることから、それ相応の負担をいただいているとの認識をしております。

また、低所得者に対しては、所得に応じた減額基準を設定しており、保育料の徴収率が99%を超えていることを見ても、適当な水準であると思ってございます。

先ほども申しましたように、市といたしましては、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や病後児保育、一時保育、障害児保育などの通常保育以外の保育サービスも実施しており、今後もさらなる保育環境の充実を図っていきたいと思っております。

保育料の引き下げ、現時点では考えておりません。 以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

增田浩二議員。

○増田議員 今、市長から答弁をいただきました。がっかりしました。非常に私としては冷たい答弁だなと感じざるを得ません。

その一方で、この間、岩出市政においては、平成27年3月に子ども・子育て支援 計画、こういうものがつくられてきています。この中で一番最初に、「はじめに」 というところに、市長の言葉として、いろんな今後の計画、これを進めていくんだ ということなんかも書かれています。

その中で、市として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、計画の基本理念として「子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで」を掲げています。「安心して子どもを産み育てる環境をつくります」「地域で子育て家庭を支える環境をつくります」「子どもの最善の利益を支える環境をつくります」「健全な子どもを育む教育・保育環境をつくります」という4つの基本目標から、さまざまな人々とのふれあいやつながりの中で、心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通じて、家庭・地域もともに成長し、夢がもてるまちを目指すものです。

明確に書かれています。

今、市長のほうから、さらなる環境改善を進めます。当たり前のことです。市長みずからが掲げている、そういうことですから、当然そういうものを進めるのは当たり前なんです。しかし、残念ながら、保育料については、まさに子育てを預ける、そういう環境面、そういう面については、これだけ高い保育料であっても妥当な金額だと考えている。99%の方から回収されていることがそれを証明している。これ証明しているんじゃないんですよ。そういう基準だからこそ、先ほども言った130万、所得課税で言うたら、130万のそういった人たちなんかから、生活しんどいけれども払わなきゃいけないから払っているんです。苦労しているんです。

保育料の見直しは行わない、こういうことも言われました。段階的な解消、改善、これもやらない、こういうことも言われました。市長は、常々、安心・安全のまちづくりでしたか、よく言われると思うんですね。このことを実践していく上でも、若い世代への支援策、保育料の改善対策が求められているんじゃないのでしょうか。私は、なぜこれだけ高い保育料、市として保育料の見直しをしないのか、このことが不思議で私はならないんです。この見直しをしない、こういう理由をお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今、子育て支援はまちづくりの中心課題だと考えている自治体は数 多くあります。県内でも、かつらぎ町では保育施策面において、今年度から年収約 360万円未満相当の世帯に対して、新たに保育料の軽減、ひとり親世帯、障害者がいる世帯の保育料を軽減措置、これを対象階層をふやしていくということや、町民税非課税、町民税が均等割のみ課税されている世帯、まさに所得階層が低い、そういう方なんかについては、2人目、第2子については、保育料全て無料化にする、こういうことなんかも取り組まれてきています。

また、全国各地の自治体では少子高齢化、これに対応するために、子供を本当産んでほしいんだと。そして、子供、まち、自分たちの住んでいるところに人口をふやしていく、人口減少にならないように人をふやしていく、こういうための積極的な支援対策、これとっているんです。市として、こういうような、かつらぎ町などのような人口減少対策ともあわせた、子供を産み育てやすいまちとする、そういうためにも保育料の改善を図る、こういう方向性すら岩出市は持っていないんでしょうか。

先ほど、玉田議員の答弁の中で、岩出市でも人口減少が起きる、こういうことなんかも明確に話されていました。このことは市自身は、全ての部署でそういうふうに思っているんじゃないでしょうか。だとしたら、なぜ、人口減少に歯どめをかける、そのための施策を行わないのか、このままどんどん人口が減っていく、そういうことでいいんでしょうか。そうじゃないでしょう。市当局自身、この岩出市、まちがなくならないように、人を減らしていく、そのために日々努力をし、研さんしている、考えているんじゃないでしょうか。

岩出市、こうした人口減少のための、そういうための手だてとしても、保育料の 基準額、また、階層の見直し、そういうことなんかも、私は当然考えているものじ やないのかなというふうに思っていたんですけれども、そういうことすら岩出市で は考えないんでしょうか。

少子高齢化、この部分について、日々、私たちは子供を産み育てやすいまちづくりに努力をしているんです。よく言っているじゃないですか、部長。そのためにも、 私はこういった見直し、すべきだと思います。

このことを最後に、こういう高齢化対策も含めた対応、そういうことなんかについてもどうなのかという点、最後にお聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどもお話をいたしましたように、岩出市におきましては、環境整備の充実に

加え、多様な保育施設や子育て施策の充実を図ることで、子育て家庭を受け入れ、 安心して子供を産み育てることができるまちの実現を目指しているため、保育料の 引き下げを少子高齢化対策の方策の1つとして実施する考えはございません。

それから、人口減の対応、いろいろと施策を考えておりまして、今後、講じてまいります。

以上です。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

增田浩二議員。

○増田議員 2番目の国保の運営と広域化について質問を行います。

国民健康保険制度については、国の指針により平成30年度から県単位の広域化の 方向の国保運営が打ち出されてきています。都道府県が財政運営の責任主体となり、 市町村ごとの国保事業費、納付金の額の決定や保険給付に必要な費用、国保財政の 入りと出を管理して、市町村は各自治体ごとに決定した納付金を県に納付をしてい くという制度です。

県単位の広域化は行わない方針を打ち出している県が、高知、徳島、香川など6県、行わない方向が、愛媛の1県、未定、わからないが、東京都、秋田、長野、岐阜、大分など16県、検討中の県が、北海道、大阪、兵庫、奈良など19道府県ある一方で、和歌山県は率先して国の方針を取り入れて、県内各自治体に広域化対応への素案、これが出されてきています。

市長として、この国保の広域化に対しては、どのような見解を持っているのか。 また、岩出市として国保会計の運営指針はどのように考えているのかをまずお聞き をしたいと思います。

2点目として、現在、岩出市では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を とっていますが、県の素案では3方式への方針が打ち出されています。岩出市とし て、現在の固定資産税に今かかわる資産割ですね、この資産割を含めたこの4方式 から資産割をなくす3方式へと変更を考えているのかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、国保会計として、県への納付金額が大きくかかわってくるものです。8月には県への納付金額の決定がされるとしていますが、県への納付金額の決定額は幾らとなったのでしょうか。

4点目は、岩出市として、広域化となった場合、どのようなメリット、デメリットがあると捉えているのかをお聞きをしたいと思います。

7点目として、県の出した素案に対して、各市町村に自治体としての意見を求めてきています。岩出市としては、どのような意見を県に上げているのかをお聞きを したいと思います。

8点目、県の広域化対応に対して、これから国保運営協議会で議論が行われることになりますが、国保運営協議会の開催日程はいつを想定しているのでしょうか。

9点目として、広域化も今後の税回収方法の対応について、市としてはどのよう な対応をとっていこうとしているのかを最後にお聞きをしたいと思います。

当局の誠意ある答弁を求めるものであります。また、国保加入者に対して、温かい手だてが講じられる対応を求めて、1回目の質問といたします。

- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 増田議員ご質問の2番目、国民健康保険制度の運営と広域化についての 1点目、4点目、7点目についてお答えをいたします。

1点目の平成30年度から県単位の広域化について、市における国保会計の運営方針、国保の広域化に対して、どのような見解を持っているのかについてお答えをいたします。

今般、市町村国保が抱える構造的な問題に対し、国から国保会計への財政支援を拡充することとあわせ、平成30年度より財政運営においては都道府県が責任主体として中心的な役割を担うこととされたものであります。構造的な問題の1つとして、小規模保険者の存在が上げられます。広域化はそれらの小規模な市町村にとってリスクを分散させる効果がありますが、当市からすれば、広域化する意義は必ずしも大きくないと認識をしております。しかしながら、国としては広域化を推進するという方向であり、国保制度の重要性に鑑み、広域化に加わるものであります。

続いて、4点目、岩出市として広域化となった場合、どのようなメリット・デメリットがあると捉えているのかについてでありますが、広域化により岩出市がどのような影響を受けるか見定めるには、もう少し時間が必要かと考えておりますが、 先ほども申し上げましたとおり、当市からすれば広域化をする意義は必ずしも大き くないものと捉えております。

続いて、7点目、県の素案に対して、岩出市としてどのような意見を県に上げているのかにつきましては、かねてから県市長会を通じ、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、財政措置の拡充を図ることや県に対しましても国保の運営に係る安定・強化について、要望してきたところであります。

なお、質問の2点目以降、残りの部分につきましては、担当部長より答弁させます。

- ○吉本議長 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の2番目、国民健康保険制度の運営と広域化についての2点目、県の素案では3方式への方針が打ち出されているが、現在の固定 資産税を含めた4方式からの変更を考えているのかについて、まずお答えいたします。

本市の算定方式は、県内市町村の多くと同様、所得割、均等割、平等割に加え、 固定資産税額に応じて算出する資産割を含めた、いわゆる4方式を採用して、国保 税額を決定しております。県は、国保運営方針の素案において、平成39年度をめど に、試算割を除いた3方式への一本化を目指していることから、本市においても今 後検討していくこととなりますが、国や県あるいは他市町村の動向を注視し、慎重 に判断していきたいと考えております。

3点目、8月には納付金額が決定されるとしているが、県への納付金額は幾らになったのかについてですが、今般、県からは現段階で把握できる数値、条件を踏まえた資産結果が示されておりますが、決定額についてはまだ示されておりません。

続いて、5点目の来年度の医療費の推移はどのように想定しているのかについてでありますが、平成29年度の保険給付費の推移を月別に見てみますと、昨年度を下回っており、落ちついた状況が続いておりますので、現時点においては急激な伸びはないものと想定しております。

しかしながら、今後、高額な治療や高額薬剤の保険適用が拡大されるなど医療費が高騰する要因が生じる可能性も考えられ、予断を許さない状況にあると考えております。

続いて、6点目、一般会計から繰り入れている現状があるが、広域化後も繰り入れるのかについてでありますが、一般会計繰入金には、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金などがございますが、これらの法定内繰入金につきましては、法で定められたものでありますので、広域化後も同様に繰り入れを行うこととなります。

また、広域化となってからは、保険給付に要した費用が全額交付される仕組みとなることなど新たな施策が始まりますが、引き続き収納率の向上あるいは医療費の 適正化に努めていかねばなりません。

続いて、8点目、今後、国保運営協議会の開催日程はいつを想定しているのかに

つきましては、現段階におきましては、年明けの1月及び2月を想定しております。 最後に、9点目、広域化後における税回収方法の対応認識につきましては、広域 化後も賦課及び徴収事務は市町村が行うこととなっておりますので、納期内納税者 との公平性を確保するため、今まで同様、収納対策の強化に努めてまいります。 以上です。

- ○吉本議長 再質問を許します。増田浩二議員。
- ○増田議員 税のかけ方ですね、県のほうは3方式だという形で求めているんだけれども、実際には、市として、今の4方式から3方式という形にもし仮になるとすれば、この低所得者の方にとっては、まさに大幅な国保の値上げになる、こういうことは必至になるわけです。私は、ぜひとも、今後も引き続いて4方式の対応を求めていきたいんですけれども、先ほどの中では、この方式については、今後検討していくということが言われました。この検討については、いつまでこれをされるのか。当然、こういうことが検討されるというのであれば、この後にも言いますけれども、この国保運営協議会、このことにも大きくかかわってきます。こういう点では、検討そのもの自身がいつまでに結論を出すのか。

そして、国保運営協議会、先ほど、1月もしくは2月だと言われました。来年度の税額を決めていく、こういう部分において、岩出市では何回この国保運営協議会、これが開かれるんでしょうか。今のお話だと、事前にこの国保運営協議会、これを開くんじゃなしに、1月、2月のその時点で、一発で、1回、たった1回の審議会で税率を決めていく、こういうことになると思うんです。しかし、これまでは岩出市での国保の運営協議会、何度も開かれた上で、最終的に税額を決めていく、こういうことが行われたんじゃないでしょうか。

今年度、この国民健康保険税、大きな値上げがされました。国保利用者が本当に苦しんでいます。このときでさえ、少なくとも数回、この協議会開かれているんじゃないでしょうか。ましてや、制度そのもの自身が根本的に変わるというこの広域化において、たった1回でそういう議論すること自身、私はどうなのかなというふうに思うんです。

その点では、国保運営協議会、例年、いつ行われて、そして、どのような対応を とってきたのか、このことを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、一般会計というお話なんかについても若干あるんですが、県の素案の中では、一般会計からの繰り入れは平成35年度までにやめさせるというのが県の素案

の中身です。これが実施されると、国保の加入者、さらに値上げということになる ものです。

平成27年度では、一般会計からの法定繰り入れ分ですね、これは岩出市として1万1,057円、これ、今、岩出市されてきています。こういうことをしているのは、まさに、和歌山県下でもこういう国保加入者に対して大きな負担増、そういうふうにしないように繰り入れしている自治体、やっぱりまだまだ少ないんですね。そういう点においては、まさに、岩出市の対応、これは国保利用者の立場に立った、そういう対応だと思うんです。

しかし、今後、県が今のやっているような繰り入れを認めないということを実施するのであれば、27年度水準でさえ、1人当たり1万1,057円上がることになります。そういう点では、この岩出市としての対応、これちょっと改めて、先ほど私わかりにくかったんで、改めてお聞きをしたいと思うんですが、こういう一般会計からの繰り入れ、この部分については、来年度以降、どのようにされるのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

そして、もう1点は、先ほど市長のほうからメリット・デメリット、この点においては国への財政支援を求めている。安定強化のために、国に対してのそういうような要望だったと思うんですね。私は、この点については至極当然のことだと思うんです。しかし、今回の広域化、この部分については、今言ったように、少なくとも一般会計からの繰り入れ、これ、岩出市としてそういうことをしなければ、国保加入者の負担になる、こういうことを県に言うのは当然だと思う。一般会計の繰り入れを認めろと。

また、3方式についても、こういうことをされれば、とんでもないことになる、 大きな負担になる、こういうことも当然だと思うんですね。

また、国保の運営、これが移行することによって、懸念することとして、今言ったような保険料の大幅変動、事務上の負担増やミス、システムトラブルなどの心配ということなんかも全国的な調査をした新聞などの中で、こういう心配なんかも上げられてきています。

そして、同時に、職員の中のある自治体の方ですけれども、何よりも医療環境が 改善されるわけでもないのに、突然、保険料が上がったら、住民の理解を得られな いと。これ、自治体関係者、自治体等のそういう担当者の皆さんなんかも言ってい るんですね。そういう点でいうと、この岩出市の担当の皆さんなんかが、本当に自 分たちの仕事、そして、自分たちの行政の中でどういう状況になっていくのか、ま た、どういう市民感情というものになっていくのか、そういうものについての懸念、 こういうものがなかったというのは、私は本当に非常に残念なんです。

そういう点では、今、国保制度が大きく変わろうとしている中で、私は、少なくてもこうしたデメリット面、これを上げる必要が、また私の思っていること以外にも、まだ本当にあるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そういう点については、こういうデメリット面、行政として、どのような議論、これがされてきたのか、この点お聞きをしたいと思います。

そして、医療費の部分については、余り高騰化は考えていないと、伸びはないということでしたんで、この点については、国保税の来年度におけるこの部分については影響がないのかなというふうに思うんですが、同時に、税回収という面、制度が変わる中での税回収の面という点について、最後にお聞きをしたいと思うんです。この間、岩出市においては、滞納、この部分については、今大きな問題になってきていると思うんです。県の素案の中にでも表が載っています。平成27年度における滞納処分の状況、収納対策の取り組み状況というところで、滞納処分の状況、延べ差し押さえ数、世帯として394世帯、5,957万3,716円というふうになっています。この延べ差し押さえ数394件、和歌山県下で断トツに多い。こういう数字になってきています。こういう点においては、今後、国保税広域化によって、さらに値上げ

そうでなくても、この間、滞納の回収については、数百万円、200万円近いそういう回収、一括して払いなさいという形で、この方から、この滞納回収されました。この方は、やむなく銀行から高い利息で借金をして滞納分を払ったそうです。そのため、今ますます生活が苦しくなっています。このような対応は、国保加入者の生活が成り立たなくなるというふうに当局は考えていないんでしょうか。

になる。ますます払いにくくなる、そういう状況が生まれるんではないのかと。

市税においては、この税回収面で生活できなくなる、そういう金額以上は法的にできないというふうにされているんじゃないでしょうか。どうして、今このような回収を行っているのか。一括して数十万、50万、100万というような、そういうことを払わせる理由、こういうものについて、岩出市としてそういうことを行っている理由と、それがどういう形でできるのか、このことを再度お聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。たくさんございました。

類似のご質問に関して、一括してお答えをさせていただく場合もございますが、ご 了承いただきたいと思います。

まず、3方式、いわゆる課税に関して3方式になると、どうなるのかというのは、いつまでに結論を出すのかというような趣旨であったかと思います。保険税につきましては、国保広域化の論点の1つとして取り上げられております。県のほうでは10年程度の時間をかけて検討していくと聞いておりますので、現時点で、実際どのようになっていくのか、見通しのつきにくい状況であります。したがいまして、具体的にシミュレーションして、いつどうするというようなことを申し上げる段階ではないと考えております。

それから、国保運営協議会、1回しかやらないのかという、たしかご質問であったかと思います。私、先ほどの答弁の中で、1月及び2月と申し上げました。及びという言葉の意味は、1月と2月、2回やるという予定ということになっておりますので、よろしくお願いします。

なお、本年8月にも協議会は開催させていただいておりまして、そのときにも、 広域化についての全般的な説明は行わさせていただいておるところです。

それから、一般会計からの繰入金の関係の再質問ですけども、国や県は広域化に よって財政の安定化を図っていくという方向性の中で、一般会計からの繰入金につ いても考えておるというところです。

これに関しましては、それぞれの市町村、事情は異なりますけども、岩出市におきましては引き続き財源確保としての国保税収納事務の適切な実施、それから、保健事業などによる医療費適正化の取り組みを進めて、岩出市としての国保の安定した運営に努めるというふうに考えております。

それから、税の回収で差し押さえが一番多かったという点でありますが、税の収納に関しましては、負担の公平性という点から重要であると考えております。負担していただける能力のある方に、適正にお支払いいただくように毅然と対応するというところの結果であると考えておりますし、先ほど、例を挙げていただきましたが、ちょっと個別具体例、背景、全てをお聞きしないと何とも言いがたいところですけども、支払いの難しい方に関しましては、相談に応じ、適切に対応しているものと考えております。

それから、国保運営協議会、例年、何回開催されているのかというところでありますけども、例年夏ごろと冬ごろ、大体2回あるいは3回開催しておるところです。 それから、デメリットに関して、どのような議論がされているのかというところ でありますが、担当レベル、事務レベルでありますと、県との担当者会議あるいは 説明会等の中で、いろいろお聞きしてきた中のことを内部でいろいろ検討はしてお るところであります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 メリット・デメリットの点についてはあえて言いませんが、非常に私としては、県に対して、少なくとも市として、やはり懸念されること、こういうことが上げられなかったというのは非常に残念なのかなという点だけ、当局に対してのお小言じゃないんですが、市として、今後ともしっかりと運営していくために、今後も国保運営協議会、これに向けて協議していただければなというふうにも思っています。

それと、最後までわからなかったんですが、一般会計からの法定外、この法定外についての繰り入れ、これについては来年度以降、市としてどうするのか。今後も繰り入れていくのか、いかないのか、これがちょっと最後まで、私よくわからなかったので、来年度以降、一般会計からの法定外の繰り入れ、これについてはどうされるのかという点、これをお聞きをしたいというふうにも思います。

それと、国保の広域化の面、この面については、今後このことによって、少なくとも私は懸念されるのは、岩出市としての国保税、これが上がるんではないかと。そして、そのことによって、ますます、先ほど言った、税が上がることによって、回収がしにくくなってくる、そういうふうになる懸念があるんじゃないか。このことは同時に、今でも県下一高いこの差し押さえ、これがされているこの状況、ますま当出市、ふやされていく、そういう懸念があるんじゃないのかなというふうに思うんです。

そういう点でいうと、この差し押さえ、これについての市としての差し押さえを 行う場合の基本的な考え、基準、これについてはどう考えているのかという点、お 聞きをしたいと思うんです。

それと、方式ですね、最初にも、4方式から3方式へされてくると。市としては検討している状況だということだったんですが、この3方式になった場合、市としては4方式から3方式になった場合、特に、低所得者に対して、この保険料というのが4方式から3方式になった場合、どういうような状況になる、そういうふうに考えておられるのかという点、この点を最後にお聞きをして、質問を終わりたいと

思います。

以上です。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、一般会計からの繰入金のお話であります。先ほど申し上げましたように、国や県は広域化により財政の安定を図っていくという中で、繰入金についても考えておるというところであります。岩出市としましても、引き続き国保の安定した運営、これには財源確保としての収納事務の適切な実施あるいは保健事業の実施などによる医療費適正化の取り組み、これが大変重要であると考えておりますので、今後も適切に運営をしてまいりたいと考えております。

あわせまして、国保税の収納の件でありますが、先ほども申し上げましたように、 負担の公平性、やはり大事なことでありますし、負担していただけるにもかかわら ず、正当な理由なくお支払いいただけない方に関しましては、やはり毅然と対応し ていく中で、負担の公平性を維持していきたいと考えております。

それから、4・3方式による低所得者の方への影響というところでありますが、 資産割、これをなくすことによる影響につきましては、納税者の方それぞれ資産の 保有状況、それから、資産以外の所得の状況、それから、あるいは所得割などの残 る3つの割の構成割合、これがどうなるかなどにより、いろいろ変動していくとい うことで、数え切れないパターンが想定されております。現状では、押しなべた形 でどのような影響があるかということを申し上げるのは難しいかと考えております。

広域化に対しましては、それぞれ市町村の置かれた状況により違いはありますが、何らかの影響は出てくるとは考えております。しかし、我々、日本の国の中の和歌山県の中の岩出市というところでありますので、国の方針に沿って広域に参加していくものでありますし、それについての影響については適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

- ○増田議員 議長、一般会計からの繰り入れというのは、入れるんか入れないのかというので明確に答えてよと言うてるねんけども、すごい曖昧でどっちかわからへんのよ。その辺のとこ、再度しっかりと、それだけは答えておいてほしいんです。
- ○山本生活福祉部長 お答えいたします。

広域化による1つの目的は、財政の安定を図っていくという中で、一般会計の繰

入金についても問題とされておるところであります。岩出市としましては、財源確保、国保税の収納事務などの財源確保の実施と、それから、医療費の適正化の取り組みにより一般会計からの繰入金について、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告4番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。 市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたい と思います。

1つ目は、農免道路歩道設置工事について。

農免道路の歩道設置は、多くの市民の方々の願いでありました。歩行者を初め自動車を運転する側にとっても安全をともに確保するためには、必要な設置事業です。ことし3月に市道山西国分線の中黒地内において歩道設置工事が完成されました。ところが、完成間もなく、新たな水道工事が行われてきています。この状況を見た市民の方から、なぜ、また工事をするのか。歩道設置のときに同時に工事ができなかったのか。これは税金の無駄遣いではないのかとの声が、私どものほうに届いております。道路工事と水道管の移設工事、違う工事であっても、市民の目線から見ればわかりにくく、同じに見えてしまうものです。

そこで、歩道完成後、新たな水道工事が行われているが、当初の計画はどうだっ たのか、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、なぜ、同時に工事が行われなかったのか。市民の皆さんが疑問に思っている点でもございますので、答弁を求めたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 上下水道局長。
- ○濱田上下水道局長 市來議員ご質問の1番目、農免道路歩道設置工事についての1 点目、歩道完成後、同じ場所で新たな水道工事が行われているが、当初の計画はな かったのか。2点目のなぜ同時に工事が行われなかったのか。道路工事における市 の考え、対応策は。について、一括してお答えいたします。

初めに、工事間の調整につきましては、市内の主要な道路には、上水道、下水道、ガス管、電気、通信など生活に必要な施設が埋設されています。これらを設置する

ために道路の掘削工事が行われますが、個別の事業者が施設の設置を行えば、工事箇所がふえることから、路上工事を効率よく減らし、交通の円滑化を図るため、道路管理者の国・県・市及び水道・下水・電気・ガスなどの占用者、警察、消防等で構成された道路掘り返し規制連絡協議会で、工事の場所、工程、施工方法などが協議され、掘削工事を抑制する調整を行っており、さらに個別の案件について、それぞれ道路管理者と占用者で詳細に協議を行い、計画的に工事を行っております。

当該道路工事につきましては、歩道設置工事だけでなく、渋滞対策として、市道 山西国分線と市道西安上中区の1号線、通称水道道との交差点改良工事で、市道山 西国分線に右折レーンを設置し、あわせて北側の歩道未整備の区間を整備するもの です。

また、水道工事につきましては、市道山西国分線に埋設されている水道管は、本市の広範囲を供給する幹線であり、昭和48年に施工され、老朽化が進んでいることから優先的に更新を進めており、今回の工事箇所は、市道安上中島線との交差点から住吉川の西側までの区間でございます。

工事期間につきましては、道路工事が平成28年度から29年度の2カ年、水道工事は平成29年度で実施する計画で工事を進めております。

水道管埋設場所につきましては、主に北側の歩道の下に計画しており、歩道の路側擁壁工施工後でなければ水道管の埋設ができないため、歩道工事がことし3月末に完成しておりますが、水道工事着手まで、歩行者の安全確保のため、アスファルトで仮舗装としております。

水道工事完了後、本復旧を行う計画でございます。水道工事は今年度6月に着手 し、11月末の完成を予定しており、新設の水道管に送水を切りかえた後に、道路工 事の南側の路側擁壁工事に着手することとしております。

道路での工事については、市民生活への影響を少しでも軽減できるよう、今後とも道路掘り返し規制連絡協議会等で情報を共有し、より一層連絡調整を密に、計画的に工事を進めるよう努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松下 元議員から体調不良のため、欠席の届け出がありましたので、ご了承願います。

一般質問を続けます。

市來利恵議員の2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目の質問に参ります。後期高齢者の検診について。

我が国では、世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進展しており、今後も高齢者の大幅な増加が見込まれています。特に、私たちの和歌山県においては、全国よりも早いペースで高齢化が進んでいます。

和歌山県広域連合の被保険者数は、平成26年1月末現在で14万8,983人で、今後、高齢化の進展とともに増加するものと考えられ、平成32年度には16万5,000人を上回ると予想されております。この岩出市においても若い世代が多いとはいえ、65歳以上の方が、平成29年8月現在で1万1,692人いらっしゃいます。

今後、高齢者ができる限り長期間にわたり充実した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康保持増進を推進することは非常に重要であると考えております。

和歌山県後期高齢者医療広域連合の保健実施計画資料では、和歌山県の平均寿命は、男性が79.07年、女性が85.69となっています。和歌山県の健康寿命は、男性が70.41、女性が73.41、全国平均は、男性が70.42、女性が73.62です。健康寿命とは、健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されており、生存、死亡と自立、要介護の状況を総合的にあらわした指標となっています。

和歌山県の死因別死亡順位を見ますと、1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が肺炎、4位が脳血管疾患です。岩出市の状況は悪性新生物が県内でもトップとなっています。死因別標準死亡比、全国を100とすれば、男性が100.7、女性は101.9と若干上回っております。また、心疾患や脳血管疾患は100を下回っておりますが、肺炎については、女性が115.7となっております。生活習慣病保有率については80%を超えるという状況があります。早期発見・早期治療が医療費の高騰を抑え、さらには介護との関係性も大きくかかわってきます。

そのためには、健康診査、健診が大きな鍵になってきます。受診率は、平成21年 度以降、年々増加しており、平成26年度は受診券を被保険者全員に送付する方法に 変更したこともあり、平成25年度に比べて、約2倍に和歌山県内で受診が上昇して いるものの、全国と比較すると大変低い水準となっています。市町村別の受診率は最も高いところでは15.2%であり、最も低いところは3.2%と差が見られています。

岩出市においては、平成26年度では被保険者数4,113人に対し、受診者数は468人、率にして11.4%です。この数字が県内を比べて高いか低いかを比べるものではなく、もっと引き上げることが、先ほども言いましたように、早期発見・早期治療につながる。また、健康を維持していく。それが介護生活にもつながっていく。こういうものだと考えます。

そこで、75歳以上の方の各種検診率については、どのようになっているのか、具体的に答弁を求めたいと思います。

2つ目は、2016年8月に行われた組合議会において、集団検診について、既に47 都道府県のうち41都道府県で、75歳になっても集団検診が受けられるようになって いることが紹介され、集団検診のメリットについて、市町村によるきめ細かい案内 ができることや、検診率向上の取り組み強化、検診費用が安くなり、被保険者の健 康状態を市町村自身が把握できるなどを上げ、実施を行うようやりとりがされてお ります。

それに対し、広域連合、当時の事務局長も集団検診について、県内30市町村のうち実施可能もしくは条件つきで可能と答えたのが5市町村であることを報告し、早期の実現を目指し、市町村の協力を得たいと答弁されております。

また、広域連合組合の資料にも、市町村が実施する保健事業との連携を図ります。 市町村と連携し健康診査の集団検診を実施と書かれてありました。私も委員会など で指摘をいたしましたが、現在に至ってもまだ集団検診等行われてきておりません。 75歳以上の方の集団検診を行わない理由というのはなぜなのか、お答えをいただき たいと思います。

3つ目は、乳がん検診を個別健診だけでなく、集団検診を可能にする考えはどうかであります。これは毎年のように、市民の方から問い合わせがあるのですが、岩出市では75歳以上の方は個別健診、がん検診、個別健診を受診してくださいとなっております。75歳以上は集団検診を行っていないため、個別に受診が必要となりますが、乳がん検診は受診できる医療機関が岩出市にもなく、しかも、医療機関で受ける場合、自力で行くことになってしまいます。自力で行くことが可能であればいいですが、大変難しいとの市民の声をいただいております。こうしたことの乳がん検診、集団で受けるようにということを要望をいたしたいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- 〇山本生活福祉部長 市來議員ご質問、2番目の質問にお答えいたします。

まず1点目、75歳以上の検診率についてでございますが、後期高齢者医療広域連合で実施しております平成28年度後期高齢者健診の受診率は14.8%、また、平成28年度から始まりました歯科健康診査、これは75歳、80歳、85歳、90歳以上の方が対象となりますが、こちらの受診率が6.4%です。また、保健推進課で行っております各種がん検診については、胃がん検診が9.6%、肺がんが18.3%、大腸がん15.2%、乳がん5.2%、子宮頸がん1.8%です。

次に、2点目、3点目につきましては、一括してお答えいたします。

後期高齢者健診は、後期高齢者医療広域連合を実施主体として、市町村の協力により実施されております。一部の市町村を除き、個別健診のみで実施されており、 岩出市におきましても、岩出市内及び周辺には個別健診受診可能な医療機関が多く あること、都合のいい曜日や時間を自分で選択できることなど、個別検診の利便性 の観点及び市が実施するがん検診とのセット検診を推進する考えから、個別健診と しているものです。

また、75歳以上のがんの集団検診につきましては、那賀医師会医師等で構成されます検診部会におきまして、胃がん検診時にバリウムの誤飲、検査台の旋回に伴う落下などの危険がある。それから、検診バスへの乗降時に転倒の危険がある。受診者の体調が悪くなっても個別検診であれば、その場で迅速な対応ができる。75歳以上の方は精密検査が必要な方の割合が高く、個別検診のほうが精密検査を受けてもらいやすいなどの意見をいただき、個別検診のみとしたところです。

乳がん検診につきましても受診者の安全等を考慮して、個別検診のみとしました ので、集団検診を実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 各種検診率についてお答えをいただきました。健康で長生きを願い、そして早期発見・早期治療をしていただき、医療費の高騰など抑えられる、またそうしていただきたいという,長生きをしていただくためには、検診を受けてもらいたいというところでは、私は多分市も考えていると思うんです。この検診率を聞いたんですが、では、もっともっと検診率を上げるというような考えというのは考えて

おられるのか。その対策については、どのような方法をもってこの受診率を引き上げていくのか。そうしたことについての考えというのをまずお聞かせを願いたいと思います。

2点目は、和歌山県の後期高齢者医療広域連合の保健実施事業計画書から読み取る岩出市の実態、岩出市に何が必要なのか、また、どんな取り組みが必要か、そうしたことを検討してきているのかという点でございます。和歌山県が出しているデータへルス計画では、細かく県内の状況が載っておりますが、その中での岩出市の、今先ほど申し上げました悪性新生物に対する岩出市の状況の数値だったり、また、1人当たり医療費及び生活習慣病保有者率の状況であったり、または入院したときの1,000人当たりのレセプト件数の分だったり、こちらでは岩出市が和歌山県内でもトップで数値が出ているんですが、こうしたのを用いて、岩出市に何が今求められているのか。

こういう数値から見て、やはり早期発見・早期治療が、この岩出市では必要ではないかと、私はこのように分析をしたんですが、そうした、こういう県の広域の連合から出している分も使いながら、高齢者の健康をどう市としても考えていくのかという点、これについて、今後、対応策上がっているのかという点をお聞きをしたいと思います。

先ほど集団検診を行わない理由として、どこかの医療機関で受診していたり、胃がんだったりすると、転倒・転落のという部分でもお話がございました。確かにおっしゃるとおり、何か急変したときに対応ができないのではないかということもありますが、しかしながら、医療機関で通っていらっしゃる方は医療機関で行えるという場合もあります。しかし、その逆に医療機関へかかっていない方もたくさんおられます。そんな方々に対しては、私は個別検診と集団検診を選べるという選択肢もあってはいいのではないかと。

検診の受診率を上げる点から見ても、この集団検診の実施はどうか。先ほどは安全に対する部分で言われましたが、しかしながら、やっぱり私は低い数値、健診を初めとしたがん検診も含めて、後期高齢者が受けている検診率というのは非常に低いのではないかと考えていますんで、その辺について、もう1回お答えをしていただきたいと思います。

乳がん検診については、医療機関が、どうしても岩出市にないというのが、1つ 問題なんです。やはりこの間でも著名人の方々がこうした病気にかかられたときに、 やっぱり自分のほうも大丈夫じゃないかという心配で、やっぱり医療機関にかかり、 検診を受けたいけども、検診を受けるにしても医療機関まで足を運ばないといけない。ところが、75歳を過ぎているので、なかなか自分の足、力で行くことができないというのがあったんで、例えば、乳がん検診においては集団検診を、それ以上、転倒、ベッドから落ちるということもございませんし、そうした部分では、実際にできるのではないかという点があります。

これについて、ぜひ検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、人間ドックについても、岩出市としても県の補助を受けてやられていると思います。この人間ドック、健診したとき、助成費用を補助金交付されていると思うんですが、決算を見ますと、人間ドックを後期高齢者の方が受けたのが、たった9件というふうになっておりました。これについても助成を活用して、もっともっと人間ドックに受けていただく、人間ドックもあるよという形を知らせていただきたいというのがあるんです。というのは、岩出市人間ドック、後期高齢者で調べるんです、ネット上で。ところが、ほとんど出てきません。

そうした連絡、受けれるという形というのは、どのような形になっているのか、 その辺について、1点お聞きをしたいと思います。

以上です。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず、受診率の引き上げ、それから早期発見・早期治療、がんの死亡率、岩出市高いということで、それ大事ではないかという、そういう趣旨のご質問だったかと思います。

早期発見・早期治療につなげるためには、がん検診の受診率を上げていく。この2つは関連性あるというところであります。がんの検診の受診率上げていく、これは75歳以上のみならず、対象となっている年代の方全てにおいて重要なことやと思っております。

その広報というか、受診率を上げるための取り組みというところになるんですけども、例えば、広報であるとか、ウェブサイトであるとか、そのようなところでの、もちろん広報もさせていただいているところでありますし、先般行いました市政懇談会におきましても、特に、がん検診と特定健診に関しましては、受診をお願いしたい。特に、がん検診に関しては、やはり検診で見つかるがんのほうが早期に見つ

かる可能性が高いというところのデータなんかもお示しした上で、市民の皆さんに も受診を促すような取り組みをしているところです。

あと、この検診なんですが、言うまでもなく、検診をするということは、検診することの利益が不利益を上回るというところで検診を行うということになるんですけども、この場合、利益と申しますと、がん検診であるならば、がんの死亡率を下げる効果がある、あるいは生活習慣病であるならば、早期発見で、早期治療につなげるというような、そういう利益、その一方で、検診にも不利益というのはございまして、検診で、例えば、放射線を浴びることによる人体の影響とか、胃がん検診であれば、バリュームを飲んだことで体調の変化が出てくるというような、そういうようないろんな不利益な部分も上げられます。

高齢者に関しては、特に、集団検診においては、いろんなリスクが高まるという 懸念を持っておりました。検診において危なかった、バスの段を踏み外す、やはり ちょっと体力的な問題があって、ちょっと転びやすいとか、そういう部分で、やは りその現場の保健師からも正式な統計はとってはおりませんが、やはりちょっとひ やっとするような事例はふえておるというような報告、私個人も、先般、自分の検 診のときに、バスから足踏み外しそうになって、年を感じることもあったんで、そ の報告もうなずけるものもあるのかなと考えております。

やはり、そういう意味では、医療機関で受診していただくほうが、体調が悪くなった際、迅速かつ適切な対応ができるというような部分、利便性というところで、そこは少し低下するかもしれませんが、この件で、特に、高齢者の検診で我々が最も重視するのは安全面であると考えております。そういうことで、やはり75歳以上の検診に関しましては、個別検診で対応していきたいというふうに、乳がんも含めて考えております。

それから、あと、人間ドックに関しましては、担当課長のほうより答弁させます。 以上です。

- ○吉本議長 保険年金課長。
- ○井辺保険年金課長 市來議員の再質問にお答えいたします。

後期高齢者の人間ドックが少ないのではないか、また、啓発をもっと広げるべきではないかということについてでありますが、後期高齢者人間ドックの定員につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合からの割り当てにより実施をしておる関係で、ご指摘の平成28年度については、そういう形となったものでございます。

今後、この枠を広げてもらえるように、広域連合に対して働きかけをしていく方

針でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

- ○吉本議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。 引き続きまして、3番目の質問を願います。 市來利恵議員。
- ○市來議員 3番目は、デマンドタクシー(乗り合いタクシー)についてであります。 デマンドタクシーの質問については、昨年の12月議会でも取り上げました。今や 交通弱者という問題は、過疎の地域だけの問題ではありません。私は、いつまでも 住み続けられる岩出市をつくるためには、必要な施策であると考えています。今ま で車があるから困らなかったという方、また、息子夫婦と住んでいて移動手段に困 っていない方、そんな市民の方々も高齢で車自体を運転しない、また、同居する方 も高齢化してきている、こうした問題が地域によっては出てきております。

また、岩出市も人口の増加が進み、核家族世帯が増加しています。高齢者社会を 迎えるに当たって、この岩出市としても交通弱者、買い物難民などをなくす取り組 み、つくらない取り組みが必要不可欠となってまいります。

デマンドタクシーについて、前回の答弁では導入の考えはないと答えておりますが、高齢者等の交通弱者の日常移動手段について、巡回バスの運用だけで、今後も補えると考えているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、岩出市巡回バスは、市役所を初め公共施設、岩出駅、スーパー等商業施設付近にバス停を設置し、運行しています。さまざまなニーズがあり、巡回バスに対し要望もたくさん出されていると思いますが、高齢者が日常生活の中で、一体どの時間、どこに行きたいのか、外出先はどこが多いのか、具体的な把握については知っているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。また、把握をしているんであれば、それについてお答えをいただきたいと思います。

3点目は、デマンドタクシー1人当たりの予想コストについての試算はどうかであります。

前回の答弁では、1人当たりの予想コスト問題を上げました。これについて試算 はどうか、お聞きをいたします。

- ○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 通告に従い、お答えをいたします。

デマンドタクシーについての1点目についてですが、岩出市巡回バスにつきましては、高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保することを目的に運行しており、皆様からご意見、ご要望をいただき、さらなる利便性の向上に取り組んでいるところで、現在のコースや時刻等は、皆様からご意見、ご要望をいただいた蓄積のもと、でき上がっているものです。

ご質問の巡回バスだけで補えるのかにつきましては、路線バスやタクシーと連携 することにより利便性の向上が図られるものと考えております。

なお、重度障害者の方には、タクシー料金の一部を助成する制度がございます。 次に、2点目の高齢者の日常生活での外出先、主な場所の把握はどうかについて ですが、平成26年度に実施した巡回バスに関するアンケート結果では、買い物、市 役所、金融機関、通院等で巡回バスを利用されている方が多いとの回答をいただい ております。

3点目のデマンドタクシー1人当たりの予想コストについてですが、平成28年第4回定例会でも答弁させていただいたとおり、デマンドタクシーの導入において、利用者数や一般タクシーとの差別化など種々の問題点があり、現時点では、デマンドタクシーの導入は考えていないことから試算は行っておりません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、市長にお聞きをしたいと思います。

高齢ドライバーによる事故が相次ぐ中、市長は、ことし6月にみずから岩出署に出向いて、運転免許証を自主返納しています。新聞報道では、市長は踏ん切りがついた感じ、高齢者が自主返納するきっかけになれば、万一事故を起こしたら大変だと思い、自主返納した。岩出市はコンパクトシティで、巡回バスなどもあり、そんなに支障はないのではと記事が掲載されておりました。このニュースは非常に市民にも大きな影響を与えるものと思っています。

私も、たくさんの市民の方々から市長が免許証を返納したこと、会話の中で話題に上がることが多数ありました。市長は、岩出市はコンパクトシティで、巡回バスがあるから必要ではないとお話をされておりますが、実際に免許証を返納したからこそ見えてくる交通機関への対策が実感できるのではないかと考えています。

本当に、今の巡回バスが利用されやすいものとなっているのか。また、今後の交 通網の充実、交通弱者対策、市長としてどのように考えるのか、まず1点目、お聞 きをしたいと思います。

次に、デマンドタクシーの1人当たりの予想コストについての試算については、考えていないから試算の部分についてはお答えをいただきませんでした。私は通告制をとっていて、私は1人当たりのコストを昨年12月に当局が答弁になっているので、幾らなのかというのを答えていただこうかと思って、今回の質問の上に上げさせていただいているんです。ところが、デマンドタクシー自身を考えたいから試算を行っていないのかどうかなんですけどね、その辺についてお答えをしていただきたいと思います。

また、一般タクシーとすみ分けの話も出ました。私は、この7月に奈良県の香芝市に行ってまいりました。皆さんがご心配するタクシーのすみ分けについてもお聞きをしたところ、当然、デマンドタクシーと、向こうは公共バスを走らせておりますが、その中でデマンドタクシーをやるに当たって、当然、岩出市にもあるように、公共交通検討委員会という中には、当然、タクシー会社も入っていらっしゃると。その中で、このデマンドタクシーについてのいろいろなご意見を求めたところ、タクシー会社からの話というのは全く出てこなかったということを言われています。

全国でもデマンドタクシーが実施をされる中で、そうした一般タクシーとのすみ 分けについての問題点というのを上げられた自治体というのは、私はちょっと今の ところ聞いたことがありません。

例えば、そういう話が出たのであれば、自治体として検討、また、そういったデマンドタクシー自身、実施されてきている地域というのは出てこなかったのではないかと思います。

また、前回では、福祉タクシーとのすみ分け等々の話もされました。そもそも福祉タクシーというのは、身体障害者や介護が必要な方のタクシーであり、こういう私たちが言う一般の市民の方々の交通弱者に対するデマンドタクシーとは全く異なるものなので、これについても問題はございません。

奈良県の香芝市を紹介します。香芝市は、人口7万8,722人、面積が24.26です。 現在、公共バスとデマンドタクシーを併用した事業を行っています。デマンドタクシーを導入するまでは、岩出市と同じように、市役所や福祉センターなどを中心とした無料バスを走らせていました。しかし、利用者から公共バスについて、さまざまな意見があり、新たな公共交通について調査を開始しています。平成23年4月にはアンケート調査を行い、バスに対する意見の集約、先ほど答弁ありましたように、岩出市と同じような形での集約方法をとっていると思います。 自由に乗りおりしたいなどの要望、また、便が少ない、行きたいところに行けない、こうしたような要望が多数あり、それらを踏まえ、新たな公共交通についての検討を行い、問題点と課題を整理することから始められております。いろんな角度、いろんな視点から検討され、協議を重ねながら、ここではデマンドタクシーを公共バスとともに実施するという形をとられました。

香芝市の基本方針としては、高齢者等の日常生活に必要な移動手段の確保、サービスの水準として、自宅等からなるべく近い距離での公共交通を利用することができる。行きたいところまでスムーズに行くことができるシステム、また、地域の特性に応じた手法選択による均等な移動機会の確保、そして、行きたいという気持ちがありながら、行くことを諦めている人の移動を支援する。居住地域にかかわらず、行きたいところへ移動する機会が公平に得られるサービスを目指す。

サービスを向上させつつ、行政負担を抑えて事業の持続性を確保、行政コストを 現状か、それに以下にすることを前提とし、提供するサービスに応じた適切な利用 者負担を求める。こうしたいろんなことを検討した結果、市内で全域でデマンド交 通を導入を決定しております。

もちろん導入後も3年に1度はアンケート調査を行って、常に分析を行っています。どこからどのように乗られるのか、どの時間帯に多いのか、そうした実態をしっかりと入れながら改善を重ねて運行している。また、バスについても同じです。いろんな状況のアンケート調査をしっかり行っていながら、市民ニーズにどういうふうに応えていくのか、ともにそのような形で行われておりました。

アンケート調査をもとに、こうした分析を行って、市民目線、また高齢者の生活環境を視野に入れている点、こうした行政サービスを公平に得られるように目指す点というのは、学べる点ではないでしょうか。

市民のニーズはどこにあるのか、先ほどお答えになっていただきました。市役所、病院、買い物というふうに言われています。ただ、私はもっともっとこれを細かく分析するというのが非常に必要ではないか。例えば、バスにおいてはどの路線を利用したのか。乗車した停留所、おりるところの停留所、きょうの目的、またバスを利用した目的、どのぐらい頻度で利用されているのか。バスについての満足度、コミュニティバスについての往復利用はどうか。また、どうした時間帯にやっているのか、細かいことをやりながら、高齢化地域というのは、岩出市も当然どこの地域が高齢化が進んでいるかというのは、すごく数字でわかると思うんです。

そうしたところに、どういった願いがあったり、どういったニーズが横たわって

いるのかというのをしっかりつかんだ上で、市がいうコミュニティバスの充実を上げるんであれば、それも含めた上で、ちゃんと分析を行いながら、しっかりと市民の声に応えれるようにやっていく。また、デマンドが本当に必要ではないのかという時点についても、しっかりとこの点をやりながら、アンケート調査などを行いながら見きわめていく、これが必要ではないかと考えています。

当然、岩出市は、今、先ほど1人当たりの分析もやらないから調べない、答えないというんではなく、本当にそれがお金の問題であるというんであれば、1人当たり幾らだったのかというのを答えれるはずだと思います。それについて、しっかりとご答弁を求めたいと思います。

ちなみに、香芝市のほうでは、公共バスに4,200万を使っていまして、デマンドタクシーには、1回、ここでは200円の自己負担が用いられていますが、4,000万近くで行われています。持ち出しですね。岩出市の場合は、巡回バスに1,446万円、大阪方面バス、コミュニティバス、それぞれ合わせても2,350万ぐらいなんです。それで合わせて、岩出市は3,800万、持ち出しの分がふえるじゃないかという点もあるけども、地域の実態に即した方法でやる方法というのは幾らでもあると思います、いろんな自治体がやっているんですから。

まずはしっかりと市民にどういったニーズがあるのかというのをきちんと調べる。 岩出市が本当にデマンドが必要であるのかないのかというのをそこから考えてもいいのではないか。やると考えてないから、やる方向を持ってないからやらないんではなく、本当に市民がどのように、この岩出市に住み続けられるために、どのような形で思っておられるのかというのをしっかりつかむ必要があると思うんで、それについてお答えをいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 市來議員の再質問にお答えをいたします。

私のこと、6月14日、53年持ってた免許証を返納いたしてございます。その大きな要因は何かと申しますと、岩出警察署管内で、平成28年中に発生した事故件数の35%が高齢者がかかわっていたということ、それから、死亡者が64%にも上っていたこと、万が一のときは、あとの人生に大きな変化が出てくるということであります。

免許証を返納したらどうやということになりますと、やはり多少不便さは感じま すが、その中で自分自身で努力、それから、いろいろと解決していかねばならない なと思っております。

その1つが、人との交流、交友関係を大きく広め、特に、若い人たちとの交流を 深め、外出時には乗せていただくという手段をとりたいなと思ってございます。 以上です。

- ○吉本議長 総務部長。
- ○藤平総務部長 市來議員の再質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーの導入についてですけれども、バスの役割分担あるいはタクシーとのすみ分け、福祉移送サービスとの整合、この話、前回の12月の議会のときにもさせていただいて、今回もさせていただきました。また、市來議員からも再質問の中へ出てきております。ただ、小規模な需要に対するコスト面に、個々のニーズに対応する利便性をどこまで追求するかという考えも必要でございます。

我々、皆さんに納めていただいた大切な税金を使い、行政を進めております。行政を進めるに当たっては、それぞれ施策の利点と欠点、この両面を検討する必要があります。このことからデマンドタクシーの導入については、その考えはないということでございます。そういうことで試算も行っていないということです。

ただ、今後、高齢化や高齢者の運転免許証返納等による交通弱者の増加に対応するため、他の自治体のデマンドタクシーの取り組み状況の情報収集すると、前回も申させていただきました。これからもさせていただきます。ニーズ調査についても研究はさせていただきます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。 尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、5点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目でありますが、現在、根来地区内において、住持池及び中左近池周辺、開発がされております。この地区の森林は先人から受け継いだものであり、雨水をため、洪水や渇水を防止する機能で、根は土を支え、下草で表土を覆い、土砂災害を防止する機能を持っております。

また、それ以外にも森林はそのような働きを持っております。このような働きを 持つ森林が、開発によって無秩序に失われないように、自然環境の破壊にならない ようルールを定めた上で、開発の許認可がされていると思っております。

この制度、林地開発許可制度というものでありますが、これは森林法に基づいて定められており、森林開発許可制度の対象となる森林は、保安林または海岸保全区域外の民有林で、地域森林計画の対象となる森林だというように理解をしております。

今回、ここの地区でおける開発について、民有林においてなのか、国が所有する 国有林以外で、個人、法人、都道府県、市町村が所有する森林を指すわけでありますが、地域森林計画として、和歌山県知事が民有林を対象に、森林資源の管理や森林の保全について定めた計画があります。林地開発許可制度の対象となる開発行為は、1~クタールを超えて森林を開発する場合であると言われており、土石の掘り起こし、林地以外の転用など土地の変形を変える行為によって、開発行為が1~クタールを超える場合が当てはまると考えております。

そこで、今回、私は、まず第1点に、この周辺の開発についてでありますが、この開発によって池の南側に位置する、私たち新興住宅の皆さんに何が起きるのかという問題であります。

そこで、この開発に当たっては、この森林の所有権者は誰なのか、まずお聞きを したいと思います。

それから、2番目には、雑木林の伐採・堤防の造成についてでありますが、今の 現状を見ますと、かなりのスペースで造成、山の切り崩しが行われております。今 後どういう状況になるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、この造成・開発についてでありますが、将来、何をしよう としているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○船戸事業部長 根来地区内について、通告に従い一括してお答えします。

住持池、にごり池周辺の開発につきましては、都市計画法、森林法の許可を得て、 工場の建築を目的として、造成工事を行っております。

所有者及び事業主は和歌山市に事務所を置く株式会社泰建、開発面積は4万7,770平方メートルとなっています。中左近池西側につきましては、伐採届の申請がなされており、所有者及び申請者は株式会社泰建、伐採面積は4,257平方メート

ルで、駐車場予定地となっています。坂本神社付近の堤防工事につきましては、和 歌山県による住持池の堤体補強工事で、所有者は住持中左近両ため池土地改良区と なっております。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今回の開発については、市も県のほうから問い合わせがあって、それに対する市の見解も出されておると思うんですが、その開発についての市の意見並びにこれに関する問題について、どのように回答が来ているのか、それをお聞きしたいと思います。

今回の開発許可についてですが、県からいつ許可を出されたものなのか。それから、もう1点は、今、開発面積について、市のほうから答弁がありました。4.7~クタールいうことだということなんですが、あそこの工事する標示板には、3.6という標示が載っております。また、開発業者についても、今、泰建という形で報告がありましたが、この特定事業区域の面積についてですが、2万6,467平米、特定区域の面積ですね。こういう形で標示がされております。ちょっと食い違うんで、どういう理由で、それがそういう実態になっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今回の開発に絡んで、住持池の南西のところについての計画が含まれているのか、含まれてないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の開発における、特に、最近、集中豪雨というものが発生をします。今回の開発において、総雨量、何ミリまでであれば、この開発による下流の地区住民の被害が想定されると思うんですが、それに耐え得る対策をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今、この池周辺については、所有権については、住持中左近水利組合、 それが所有をしているということなんですが、市の所有する区域は、今回は含まれ ていないのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 産業振興課長。
- ○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、森林法による開発でございますが、こちらについては市のほうからどういう意見を返したのかということであったと思いますので、平成29年3月24日付でございますが、県のほうに回答しておりますのが、まず、許可することの適否につい

ての意見について、これは適でございます。その他としまして、申請者に対して、 森林法及びその他関係法令等を厳守するようにご指導願います。

それから、個別事項としまして、土木課から道路法第24条及び岩出市法定外公共物第4条に基づく許可が必要です。対象地内に既存地籍調査基準点が存在するため、国土調査法第30条第3項及び第31条第1項に基づき岩出市土木課事業管理室と基準点復旧協議が必要です。こういう意見です。

それから、都市計画課、こちらから都市計画法第29条に基づく許可が必要です。 生活環境課からは、岩出市の環境を守る条例を遵守し、万一、公害等の苦情が発生した場合は、事業主において早急に対処し改善すること。

生涯学習課からは、埋蔵文化財包蔵地内となるため、発掘の届け出の回答に基づき事前に確認調査を実施してください。

意見としては、以上です。

それから、これに基づく、いつ許可になったのかということでございますが、森林法の許可がおりておりますのが、平成29年5月30日でございます。

次に、開発区域、先ほど答弁させていただきました4.7へクタールについて、現地では3.6と書いてあったがということですが、この差異につきましては、開発の区域といたしましては、4.6860ヘクタールございます。そのうちの森林地域が3.6ヘクタールと、こういうことで標示されております。

それから、住持池の南西の伐採しているのは含まれているのかというご質問でございましたが、これにつきましては、先ほど事業部長から答弁させていただきましたように、別途伐採届が提出されております別の事業でございます。

以上です。

- 〇吉本議長 事業部長。
- ○船戸事業部長 再質問にお答えします。

集中豪雨等による災害について、ちゃんと計画しているのかということですが、 調整池を設けておりまして、その計画が50年雨量確率で152ミリ、時間当たりとい う計画となっております。

それから、市の所有地はあるかという質問だったと思いますが、市の所有地はご ざいません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の開発における地元の協議というんですが、地元との間での説明なり、それはどういう形でなっているんかなということで調査をしたんですが、いわゆる根来区元村のほうには話はされたんですけども、周辺の新興住宅の各自治会には、一言もこの開発について説明もなければ、実態というのが明らかにされてきておりません。私は、こういうような形で開発をすること自体に問題があるんではないか。

根来区に話をして、一番被害を受けるのは新興住宅の関係の地域であるわけであります。押池の自治会とか、我々、根来団地の周辺の今盛んに開発が、宅地化が進んでいるわけですから、そこに流出する土砂災害、雨量、こういうものを考えていくなら、当然、概要についても、どこが説明をするのか、県の林務部がやるのか、岩出市がやるべきなのか、そこら辺のすみ分けはどうなっているのかなという点をお聞きをしたいと思います。

それから、1~クタール以上については、環境アセスというんですかね、そういうものについても、私は必要だなということを思っておるんですけれども、それとかパブリックコメントについても、この開発についてどのようになっているのか、そのまま、現状のまま開発が進んだ場合にどうなるのか危惧しております。

それから、3点目は、この開発をした跡地、工場の跡地というような標示をされておりますが、どういうものがあそこに開発した後の土砂をとった跡、一部、池のほうにも埋め立てをするということも聞いておるんですけども、どういうような状況になるのか、跡地の利用について、それから、出入り口については、一番北側から今ダンプが盛んに出入りをしておりますが、出入り口等についてはどういう形態になるのか、全くわかりません。これらについて、岩出市民の命と暮らしを守る立場で言えば、当然、市も県に対して協議をし、そこに上げていくという形で、市民の皆さんの声を集約して、県との協議をしてきたのか、ここら辺が全く不明であります。それについてご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

まず、地元との協議はどうなっているのかということだったと思いますが、地元説明につきましては、岩出市開発事業に関する条例及び施行規則に基づき隣接する自治会と池管理者に説明し、同意を得ております。この開発によりまして心配されているような池の決壊等の災害は想定しておりませんので、その他には説明義務の

ないものと考えております。

次に、環境アセスメントが必要ないのかということだったと思うんですが、環境アセスメントの対象事業としましては、工場建設の場合、環境影響評価法では、必ず実施しなければならない事業が100~クタール以上、実施するかどうかを個別に判断する事業が75~クタール以上、また、県の環境影響評価条例では、実施しなければならない事業が75~クタール以上となっておりまして、今回の開発に伴う森林開発面積が3.6~クタールで、20分の1以下の面積しかありませんので、環境アセスメントの実施の必要はないと考えます。

それから、パブコメにつきましても民間の開発事業ですので、これも該当しない と考えます。

それから、開発の跡地はどういうものができるのかという質問だと思いますが、 食品製造工場ができると聞いております。

それと、出入り口は、現在、工事で使用しております北側の1カ所となります。 地元説明はどこがするのかということだったと思うんですが、それは基本的に事 業者がやることになっております。

それと、市民の声を聞いているのかということにつきましても、最初に答えましたとおり、岩出市開発事業に関する条例で、隣接する自治会に説明しなければならないとなっておりますので、その条例どおり隣接の自治会に説明しているということになります。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の質問を行います。有害生物についてであります。

この問題については、最近、地球温暖化に絡んで、多少影響があると思うですが、マダニにかまれて、感染により熱が出たり重症化して、重症熱性血小板減少症候群という、SFTSを発症することがあると言われております。

和歌山県においても、5月ごろから10月をピークに、11月ごろまで発症していると報告をされておるんですが、私たちの身の回りにおいても、それが主な原因か明確ではありませんが、ご家族3名の方が那賀病院に入院をされ、そのうちお年寄りの女性の方が7月ごろ、入院と同時に死亡されたという悲しい出来事が発生しております。

また、近年には、これに関連して、ヒアリとかセアカコケグモとか、そういうものが問題になるんですが、そういうものに対する、岩出市として市民の命と健康を守るためにどうしていくのかということが、1つ大きな課題になろうかと思うんですが、そこで、岩出市におけるマダニ、ヒアリ等の対策について、どのようにされてきているのか、されようとしているのか。

それから、現状認識について、岩出市ではどう認識をされているのか。

それから、今後の啓発及び方針について、市のほうからご答弁をいただきたいと 思います。

- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の2番目について、通告に従い一括してお答え いたします。

まず、マダニにつきましては、森林や草地など屋外に生息する比較的大型のダニで、日本全国に昔から生息しており、ダニ媒介感染症の原因となる病原体を保有していることがあります。毎年、ダニ媒介感染症を発症される方は全国で発生しており、岩出市内でも発生が確認されております。

市としましては、現在、市ウェブサイトに、ダニにかまれないためのポイント、 ダニにかまれたときの対処法を掲載しており、また、10月広報にも同様の記事を掲載する予定となっております。今後とも岩出保健所と連携を密にし、住民への注意 喚起に努めてまいります。

次に、ヒアリにつきましては、特定外来生物に指定されている害虫で、和歌山県内では、現在のところ発見されておりません。今年度、市内において数件通報がありましたが、県を通じて確認したところ、ヒアリではありませんでした。ヒアリを発見した場合、一次処理として、殺虫や殺虫餌設置の処理をし、岩出保健所を通じて国に通報することとなっております。

市としましては、市ウェブサイトにおいて注意喚起を行っておりますが、今後と も関係機関と連携を密にし、住民への啓発を進めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。これは身近な問題ですので、敏速性という んですかね、特に、最初に申し上げたように、発生件数というのは、夏場に起きて くると。冬場には、ほとんどそのマダニというのは発生件数は少なくなるんだということなんですが、毎年のように発生しているということもありますので、適宜、いわゆる啓発の仕方で10月号に載せられて、終息をするという、過去の段階での広報ということになると思うんですが、来年は、できたら5月、6月、7月ぐらいに、いいタイミングをもって啓発をしていくと。

それとあわせて、マダニというのは、我々も小さいときから、マダニにかまれると、そのまま放置をしておけば、ぽろっととれるんだから、それを払い落としたりしないほうがいいんだという、おやじとか、じいさんのほうから聞いた覚えがあるんですけども、そういうことも含めて、この免疫態勢というんですか、駆除態勢というのは、どういうものが薬剤として適当なのか、ここら辺も含めて、岩出市民の皆さんに広報していただきたいなと、切にそのように感じているんですけども、どういう殺虫剤がいいのかという問題も含めて、広報の際には、そういう機関を利用して出していただきたい。そのように考えておりますが、市のご見解を伺いたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

もう少し早く広報したほうがよかったのではないか、それから、広報する内容を 充実させるべきではないかという主旨であったと思います。ことしに関しましては、 平成29年8月18日付で、岩出保健所より、ダニ媒介感染症に係る注意喚起について ということで、岩出市、紀の川市に対して注意喚起を市民に対してお願いしたいと いう通知をいただきました。その上での対応となりましたので、今回、10月の広報 に載せさせていただいておるというところです。

おっしゃるように、ダニの発生というのは春から夏に、温かくなるころということになりますので、岩出市内においても発生が確認されているということでありますので、また、来年以降の広報につきましては、いろいろ検討してやってまいりたいと考えております。

以上です。

- ○吉本議長 保健推進課長。
- ○広岡保健推進課長 尾和議員の再質問にお答えします。

尾和議員もご存じやと思いますけども、マダニについては日本古来の生物ですので、むやみやたらと生物を駆除することは自然界のバランスを崩すことになります。

どうしても駆除したいということであれば、岩出保健所のほうでマダニ駆除に対応できる民間団体を紹介してくれるということですので、市に相談があれば保健所のほうへ取り次ぐような形をとっています。薬剤がどれがいいかというのは、ちょっとわかりかねるところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 ヒアリ対策の件なんですけども、これも現在は和歌山県内で発生をしてないということを言われておりますが、このグローバル世界において、コンテナからよく発見をされておるわけですから、貿易の関係で、中国のほうからも直接コンテナで入ってくるということも考えられますので、このヒアリについても、マダニとあわせて啓発対策というのを強化をしていただきたいことをお願いをしておきたいなと思っておりますが、ご答弁をいただきたいと思います。
- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ヒアリに関しましても、特定外来生物ということで、こちらのほうは見つけ次第、 駆除するということになっておりますので、マダニと同じく、市民に対しては広報 等で十分啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員員の2番目の質問を終わります。 引き続きまして、3番目の質問を願います。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 次に、ストレスチェックに関してであります。

この問題については、過去、私も、この問題について要請をしておりますが、 2014年6月25日に公布された安全衛生法の一部を改正する法律によって、ストレス チェックの実施等を義務づける制度が創設されて、常時雇用する従業員50名以上の 事業所において、1年以内に1回、従業員の身体の健康状態だけでなく、心の健康 状態もチェックできる仕組みを導入することが事業主の義務となりました。

背景には、日ごろのストレス、精神疾患による労災件数が3年連続で過去最多を 更新している社会的問題であります。もちろん地方自治体においても同様であり、 従来の過重労働の緩和など量的な視察を加え、さらに包括した対策が導入されるこ ととなったわけであります。 2015年12月1日から施行に向け、新たに公表されたストレスチェック制度に関する省令・告示・指針にはストレスチェック制度を総合的なメンタルヘルス対策の取り組みの1つとして位置づけて、総合的な取り組みを継続的に実施していくことが強調されております。

もちろん岩出市職員においても、この問題については非常に重要な問題であります。義務化に伴って、岩出市職員においても、もう既に実施をされたと思うんですが、そこで質問させていただきたいと思うんですが、既に実施した結果について、どうであったのか。それから、対象者数100%及びいつ実施をしたのか。

それから、2番目に、実施をした結果を踏まえて、具体的な取り組みについて、 どのように方針を考えておられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 通告に従い、ストレスチェックに関してのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の実施した結果についてでありますが、平成29年度につきましては、現在実施途中でありますので、平成28年度の結果について申し上げます。実施につきましては、平成28年7月に実施をしてございます。正規職員、臨時職員合わせて対象者472人のうち410人が受検し、このうち42人が高ストレスと判定されております。

次に、2点目の結果を踏まえて、具体的な取り組みについてでありますが、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、高ストレスと判定された職員に対しては、医師による面接指導を受けるよう勧奨を行い、面接指導により医師からアドバイスを受けております。また面接指導の結果に基づき必要な就業上の措置について、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、職員の勤務状況等総合的に判断して、適切な措置を講じているところであります。

以上でございます。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今、ストレスチェックの結果を回答いただきました。472名中42名、いわゆる1割に相当する方が岩出市の職員の皆さんにストレスがあるということであります。これに対する対策として、今言われましたが、10条と17条において、面接指導の抽出の方法とか、そこら辺について、面接を実施をして、医者からその指導

した内容について、具体的にされてきているのか。医者の面接する場所等について、 どのような関係になっているのか、そこら辺について、まずご答弁をいただきたい と思います。

それから、ストレスであるということなんですけども、42名の内、現在、その方は就労できているのか、休業しているのか、そこら辺について、42名のうち何名が休業しているのか、そこら辺の具体的な分析をされて、ストレスといってもいろいろなチェックの中に載っている事象については、個々ばらばらでありますが、相対的にそういう実態についても、具体的に対策をしてこられているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

医師からの面接の関係ですけれども、医師から就業上の措置をとるようにという意見で、どのような措置かということでございますけれども、就業場所の変更あるいは作業の転換、労働時間の短縮等の措置から、職員の実情に合った措置を行ってございます。例えば、人事異動等の際の考慮の1つとさせていただいております。

それから、42人、高ストレスの者がおるが、その中で、今現在就業しているのか、 休業しているのかということでございますけれども、例えば、心の病で休業してお る者はございますけれども、その中に含まれているかどうかという答弁につきまし ては、個人が特定されますので、控えさせていただきます。

それから、具体的に、今後の策ということですけれども、職員の相談窓口の開設、 あとはストレスとうまくつき合う方法、そういうようなところを周知してございま す。

以上でございます。

- ○尾和議員 議長、休業している人数は言えると思うんです。人数については特定されることはないわけやから、個人名を言えと言っているわけじゃないんで、何名休業しているのか。
- ○藤平総務部長 尾和議員が再質問されました42人とは別に考えていただきたいんですけれども、現在、心の病で休業しておる職員は5名ございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。尾和弘一議員。

○尾和議員 罹患率と言えば、もっと少ないんかなと思ったんですけども、いわゆる 岩出市職員において、470名中5名がこのストレスチェックとは別に、心の病を持っているということですよね。やはり、これは真剣に執行部の皆さんも考えていただく必要があるんではないかなと。最悪の場合になりますと自死とか、そういうようにつながっていく可能性も起きてくるわけですから、心の病という状況の中における本人のケアですね、ケアをどのようにしていくのか。

具体的に、各市町村においても健康管理室というようなところもあって、そこに行けばいつでも相談できると、相談できる体制を組んでいるところの自治体も聞いております。だから、そういう意味では、今回のチェックにおいて42名の方がストレスに十分に罹患しているという疑いがあるわけですから、医者と連携をしながら、もっと具体的に本人の立場に立って、執行部の皆さんは対応する必要性があるんじゃないかなと、私はそのように思っております。それについてご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

実例を挙げていただいて、健康管理室、相談をする窓口を設けておるところがあるということでございますけれども、我々岩出市におきましても、この平成29年7月から毎月2のつく日に、市役所あるいは保育所を回って、にこにこ相談というそういう相談窓口を設けてございます。ここで気軽に相談をしていただけるようにさせていただいております。

それから、真剣に健康について考えていただきたいということですけれども、議員おっしゃるとおり、職員の心の健康は職員とその家族の幸福な生活のために、また、職場の生産性、活気のある職場づくりのために重要な課題であるということを我々認識してございます。メンタルヘルスの不調の対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化など、ここらを含めた中で、広い意味での健康づくりに引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

休憩 (14時30分)

再開 (14時50分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員、引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問を行います。

まず、岩出市庁舎についてでありますが、この市庁舎について、まず1番目に、 現在の市庁舎について、高齢者や障害者等への対応、市民サービス窓口対応につい て、現状どう認識されているのか。それから、課題について分析をされたことがあ るのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2番目には、庁舎に求められる機能として、人に優しいとか、環境に優しい庁舎にしていくために、どのようにしていくのかということであります。

さらには、市民も市職員も働きやすい庁舎にするための改善として、どのような ものを今まで実施をされてきたのかということであります。

それから、3番目に、インバウンドで、岩出市の周辺の市にも外国の方が来られております。それから、聴覚障害者とのコミュニケーションの手段として、多言語音声翻訳システムと会話が文章で表示される支援システムを取り入れている先進地域の実態が今あります。

同アプリは、外国語を日本語に自動的に翻訳したり、聴覚障害者との会話の手段として、市民サービスの向上を図ることができる唯一の手段であると言われております。もちろん手話通訳においてもそれは必要なことなんですけども、今後、岩出市において、他人種の外国人観光客や転入・転出も多くなるということが予想されます。これらの会話を円滑に図り、市民サービス向上のために、会話支援アプリと窓口でのタブレット端末を早期に導入して、市民サービスの向上に努めるべきではないかというように考えております。

もちろん、市サービスそのもの、市役所の機能というのは、第1番目には、市民にいかにサービスを提供するかということが求められております。窓口における市職員の市民への対応、これは以前に比べたら向上してきているんですけれども、やはりお役所仕事であるという意見もよく聞きます。やはり市民の皆さんが庁舎に来られて、市職員も幹部の皆さんもよくいらっしゃいましたというような気持ちで、温かい気持ちで受け入れをしていくということが波及をして、岩出市役所の中も大分改善したなと、向上したなという思いになられる方がふえていくのではないかと、

そのように感じております。

その点から、市庁舎に求められる役割というのは、どのように今日まで改善をしてこられたのか、そこら辺について質問をさせていただきます。回答をよろしくお願いします。

- ○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 ご質問の4番目、市庁舎についての1点目、現状と課題について、 通告に従い答弁をさせていただきます。

高齢者や障害者への窓口対応についてですが、市役所には、障害の有無にかかわりなく、加齢や傷病等に起因する心身機能の低下により不自由を感じておられる方、 妊産婦、ベビーカーを使用されたり、小さいお子さんを連れられている方など、さまざまな人が来られることから、これらの方々に適切な対応していく必要があります。

職員側の知識が十分でないと、結果的に不便な思いをさせてしまうことになりますので、研修の受講により知識の習得、適切な配慮、柔軟な対応ができるよう努めているところです。

また、庁舎設備においても、正面玄関及び東側玄関での音声案内や庁舎内の点字 ブロックの整備、多目的トイレの人感センサー照明の整備など誰もが利用しやすい 庁舎となるよう取り組んでいます。

次に、2点目、庁舎に求められる機能についてですが、市民サービス機能、行政 執務機能、議会機能、防災拠点機能等、それぞれの機能充実に取り組んでいるとこ ろです。

ご質問の案内看板等については、正面玄関及びエレベーター付近に庁舎案内板と 業務案内板を設置しておりますが、わかりやすい標示に改めてはどうかとのご意見 につきましては、限られた掲示スペースのため、文字のサイズに制限がありますが、 わかりやすい表示となるよう工夫してまいります。

また、課名表示看板等に外国語表示を併記することにつきましては、来庁者から 特段要望もありませんので行っておりませんが、多くの要望が出てくることがあれ ば対応してまいります。

なお、LED照明の一部導入などの省エネへの取り組みにより、環境にも配慮しているところです。

それから、3点目、外国人及び聴覚障害者向けの会話支援アプリとタブレット端

末の導入についてですが、現在、聴覚障害者への対応としては、手話通訳者の配置や磁気ループなどの設置により対応しているところです。また、外国人への対応としては、手続の際、日本語を話せる同行者がいることがほとんどでありますが、同行者がいない場合は、外国語を話せる職員が対応しています。

ご提案のタブレット端末等の導入につきましては、現在、その予定はありませんで、今後、ほかの市の導入状況等を注視してまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。庁舎に関して、市のほうでどのようにすれば 市民サービス向上につながるのかという形で、会議とか、そういうアンケートとか、 そういうことを実施を今までされてきていたのか、検討会議等で問題点を抽出して、 議論されて実施をしてきたのかということであります。

それと、今ご答弁いただきましたが、市役所は、北から入るのが正門ですよね。 それから、東からの出入り口、私が見る限りでは、北から入る市民の皆さんという のは非常に少ないんではないかなと。東からの車を置いて出入りされる方が非常に 人数的には多いんかなと。そういうデータについてもとっておられるのか。

それから、もう1点は、先ほど部長のほうから答弁ありましたが、そういう需要が発生したら、外国人に対して対応していくんだということでありますが、これは大阪周辺、泉佐野、堺、岸和田、それから貝塚、私も業務でちょこちょこ行く機会があるんですが、ほとんど表示が、窓口表示、市民課という下に、中国語と英語で、中には韓国語で表示をしている表示板がもう既に設置をされております。

これは、そういう需要があるなしにかかわらず、これからはインターネットのユニバーサルデザインの立場からいっても、別に需要が発生したらやるんでなくして、 先取りしていくということも大切だというふうに思っています。

それから、案内板の件ですが、お年寄りが来て、字が小さくて見にくいと言われることも聞いております。

それから、ワンストップサービスで機能できるよう改善をする必要性があるんで はないかなと。

それから、入り口から入りまして、ほかの市町村では、ラインを設けて、このラインに沿っていけば、例えば、教育委員会へ行きますよと、水道へ行きますよとか、そういう表示が、足元で確認をできるという表示もされているとこもあります。

そういうようなもろもろの改善をして、市民に親しまれる明るい庁舎にしていく ということが求められているんではないかなと思うんです。

それから、北から入りまして、車椅子が2台置かれております。いざ、あれであれば奥のほうに入っているんで、引き出すのに使い勝手が悪いと思うんですよね。すぐ使えるような状況に、やっぱりしておくということが必要ではないかなと私も考えておるんですが、総合的に、そこら辺も含めて、それと、年金課、福祉あたりもそうなんですが、カウンターの上に必要以上の書類を並べて置いてあると。東から入ってきたら、やはり、あれは市の職員の皆さんはどのように感じておられるかわかりませんが、あのカウンターの上に並べておくと、やっぱりそこから仕切りされているような、拒絶されているような感覚に、市民の皆さんはとられます。

だから、カウンターとかテーブルの上に置いておる一切の書類については、1カ 所にまとめて、必要なところにまとめて、そこで必要なものは持ち帰るというよう なシステムにしていくほうが、よりいいんではないかなと私も思いますし、その点 ではもっと改善する必要性があるというように思っておりますが。今回、南に庁舎 が建設中ですが、そこら辺で、総合的にもう1度見直して、庁舎自体のレイアウト、 そこら辺をどのように改善していかれるのか、もし検討されている事項があるなら、 ご答弁をいただきたいなと思っております。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点、北側と東側のお客さんの分析をしているのかということですけれども、 そちらから入ってこられるデータの分析、いわゆる人数のカウントはしてございま せん。

それから、市民のサービスにつながるための外国人向けの看板表示であったり、あと字が小さくて大きくすること、あとワンストップのサービスをしてはどうか、ラインを設けてはどうか、いろいろご提案をいただいております。それから、車椅子の配置の問題、それとカウンターにも書類を置いているじゃないかというようなことでございます。こういうようなことを一括して答弁をさせていただきますけれども、議員、今ご提案いただいて、我々も危惧しているところもございますけれども、議員おっしゃるとおり、市民サービスの向上に視点を置いた機能充実を目指します。

それから、年齢あるいは障害の有無にかかわらず、あらゆる人にとって使いやす

く、わかりやすいユニバーサルデザインを基本とした市庁舎となるよう、引き続き 取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

それから、南庁舎ができることによって、スペースも大きくとれますので、現在、 生活福祉部のあたりが、結構狭いところがございますので、そこらは十分改善をさ せていただきたいと考えてございます。

それから、市民サービスの向上の会議の件ですけれども、今後、市民サービス向上検討委員会、こういうようなものを開催して、協議進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○吉本議長 再々質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 私は、もう既に市民サービス検討委員会というようなものを庁舎内でやられてきているんやなという上で質問させていただいたんですが、それすらも設置もされていなければ、検討もされてないと。非常に残念だと。今からでも遅くないんで、そこら辺を含めて、総合的に。やはり職員の皆さんもそうですけども、やっぱり働きやすい環境というのは、職員の皆さんのストレスの解消にもつながりますし、市民の皆さんも市役所に行って、気持ちよく帰っていただけるということが求められると思うんですよね。

市役所へ来て、腹が立って帰るような状況を、やっぱり1人でも2人でも生み出さないと、こういうことが基本に求められるんではないだろうかと。一にも二にも市業務の仕事は市民サービスですから、この力点に置いて、いかにすれば、どのようにすれば、市民の皆さんが快適に庁舎を利用できるのかということを真剣に考えていただきたい。

それから、動線ですけども、先ほど答弁なかったんですが、できたら、入ってくると、足元に表示をして、そこを見れば、ああ、ここに生活福祉課や年金課があるなと、都市計画課があるなというような、土木課があるなというような形にすれば、それを見て、動線として行動できるということもありますので、総合的な市民サービス向上に向けた市庁舎の改善を早期に立案していただいて、一歩でも二歩でも前向きに改善をしていただくということを求めておきたいと思います。

ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。 ○藤平総務部長 尾和議員がご提案をいただいております検討委員会、いわゆる職員 間の検討ですけれども、今後、市役所に来られる方々、気持ちよく来られて、また、 気持ちよく帰られる庁舎を目指して、検討をしていきたいと思います。

足元への表示の件につきましても、今後研究をさせていただきたいと思います。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問をさせていただきます。これが最後ですので、もうしばらくおつき合いをしていただきたいと思うんですが、教育諸課題について、6月にもこの問題について質問をさせていただきました。

岩出市における教育課題について、事前に5項目について質問の要旨を提出をしております。

まず第1に、総合教育会議、これが設立されて、もう1年以上たつと思うんですが、この間、総合教育会議等岩出市の教育委員会において、何回開催されて、どういう議題が、どういう課題というんですか、議題が持ち出されて、それに対して議論をされてきているのかという点であります。その報告を求めたいと思います。

それから、2番目は、8月、9月にかかって、中央教育審議会の答申が出されました。これは学校における教職員の長時間労働をなくしていくための改善事項として、実施計画について出されてきたわけでありますが、これに伴って、岩出市教育委員会として、この答申が出された上における提言をどのように実践をしていくかということになろうと思うんですが、そこら辺について、現時点で計画をされている改善事項がありましたら、まずご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、教職員の岩出中学校・小学校の正規と非正規、非常勤職員の講師の先生、これらについて学校別に現在何名おられるのか、及びそれらの人の賃金体系、正規と非常勤教員との間の賃金体系については、どのような開きがあるのかということについて、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、4番目に、小中学校の徴収業務についてですが、これは過去からも問題になって、過重労働の1つの要因になるということで、今回も取り上げてみたんですが、まず、小中学校の修学旅行、これについて入札ではなくして、随契で契約をしているんじゃないかと。公平公明な入札制度によって修学旅行というのが企画されていないんではないかというように各学校で問題になっておるわけですが、岩出市において修学旅行における契約の方法、これはどのようになっているのか、ま

ずお聞きをしておきたいと思います。

それから、修学旅行についてもそうなんですが、父兄が負担をしているその積立 金というんですか、それについての問題、それから、これら全ての徴収業務にかか る業務については、誰が、どこでやっているのか。

それから、これは2回目のとき、また質問させてもらいたいと思うんですが、岩 出市小中学校における徴収業務に対して、統一したマニュアルというのはつくって おられるのか、この点について、どういう実態になっているのか、これをお聞きを したいと思います。

それから、最後になりますが、5番目に、平成27年度に起きた事件、2件発生をしております。これについて、支払負担行為について、情報公開を求めますと、支払負担行為の、あれはないんだということで、情報公開請求で公開できないと、行為はないんで公開できないということでありますが、当然、金の流れについて具体的に、これはどのような形で支払いをしてきているのか、日時についてお聞きをしたいと思います。

もちろん、今回提案をされている平成28年度の決算の中にも、この決算について はどこを探しても計上されてないという実態にあるんですが、これについて、どの ような処理をしているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 尾和議員ご質問の5番目、教育諸課題の1点目、総合教育会議と岩出市 教育委員会について、お答えをいたします。

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4の規定にある総合教育会議を設置し、教育委員会と協議・調整を行い、今まで3回の会議で岩出市教育の大綱を策定し、また、重点的に講ずべき教育施策について協議を行っています。

平成27年度中に2回、平成27年6月30日、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の骨子案について、本年度の開催予定、平成28年2月24日、大綱の策定について、その他、平成28年度、1回、平成29年1月19日、平成28年度重点業務についてとその他を行うということであります。

以上です。

- ○吉本議長 教育部長。
- ○秦野教育部長 私のほうから、ご質問の2点目から4点目までお答えをさせていた

だきます。

まず、ご質問の2点目、中央教育審議会の提言を受けてについて、お答えをいたします。

ご質問の中身につきましては、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの緊急提言の内容であろうかと思いますので、そのことについて回答をさせていただきます。

同提言につきましては、教育委員会といたしましても、課題意識を持って既に取り組んでいるところでございます。本市の教職員の出退勤の管理につきましては、県の規定にのっとり出勤簿で確認しております。今後、本提言を受け、文部科学省や県教育委員会からの通知なども参考にしながら、出退勤の管理システムについて研究してまいりたいと考えてございます。

教職員の業務改善につきましては、既に、市費による適応指導教室の開設や特別 支援教育にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っておりま す。

また、県費を活用して、問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置してございます。

また、中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としてございます。

さらに、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託、そして、 各種調査の精選することなどで、教職員の業務軽減に努めているところです。

なお、本提言にあります給食費の公会計化や口座振替納付等、既に教員の業務で はなく、いち早く改善をしているところでございます。

次に、3点目の学校の正規と非常勤の教員数及び賃金体系ということについてで ございますが、各学校別の正規の教員と非常勤講師の数について、正規教員数、非 常勤講師数の順で、学校ごとに申し上げます。

岩出小学校、22人とゼロ人、山崎小学校、34人と3人、山崎北小学校、32人と2人、根来小学校、26人と2人、上岩出小学校、24人と2人、中央小学校、28人と2人、岩出中学校、45人と1人、岩出第二中学校、49人と2人となってございます。

なお、この数字は平成29年5月1日現在の数字でございます。

賃金体系につきましては、教員は県費職員であるため、市町村立学校職員の給与に関する条例に定められてございます。初任者の例を挙げて申し上げますと、4年

制大学を新卒・新採で採用された場合の本給については20万6,400円となってございます。

それから、新採10年目ということでございますが、新採10年目といいましても、いろいろな方がいらっしゃいますので、現在33歳で、採用までに講師経験が1年ある新規採用10年目の職員を例に答弁させていただきますと、その教員の本給は30万4,400円です。

なお、諸条件により一人一人の年収は異なるため、年収についてはわかりません。 次に、非常勤講師につきましては、非常勤職員の報酬及び費用弁償支給規定に定 められており、時給2,780円です。この額は、経験年数に関係なく、一律となって ございます。年収につきましては、時給単価に1年間の勤務時間数を乗じた額とな ります。

次に、4点目のご質問、小中学校の徴収業務についての1点目、修学旅行契約の 方法はどうかについて、お答えをいたします。

中学校につきましては、和歌山県中学校長会の中に、修学旅行部会があり、それ に加盟することで、事務局が一括入札をしてございます。小学校につきましては、 各校が随意契約で行っています。

続いて、2つ目の全てのこの業務は、どこで誰がしているのかにつきましては、 主に修学旅行担当学年、小学校であれば6年、中学校であれば3年の担任と管理職 が各学校で行ってございます。

徴収に関しまして、中学校では、旅行業者の口座に保護者が直接振り込みを行っています。小学校では修学旅行説明会のときに、保護者が学校に持参する学校と1 学期から分割して集金している学校がございます。全ての学校に各学校の徴収金等のマニュアルがあり、それに基づいて会計処理を行ってございます。

私から以上でございます。

- ○吉本議長 教育長。
- ○塩﨑教育長 尾和議員ご質問の5点目、平成27年度に起きた事件について、一括してお答えいたします。

まず、プール事故についてでありますが、平成28年5月12日、保険会社から直接 ご遺族の口座に振り込まれていますので、負担行為はなく、市の決算にも計上され ておりません。

次に、学校事故につきましては、損害賠償ではなく、死亡見舞金として、平成28 年6月10日に、独立行政法人日本スポーツ振興センターから市を経由して、ご遺族 に支払われています。これにつきましては歳計外現金として処理していますので、 負担行為はなく、市の決算にも計上されておりません。

以上です。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 まず、教育委員会総合計画会議ですね、これについては大綱を決めてやられたということですが、この内容については公開をされているのかどうか。今後も公開して、その会議については非公開でされているのか。それから、その内容についてネットで公開をされるという考えはあるのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

それから、中央審議会の答申についてですが、教育部長は余り後ろ向きな答弁しかされてないんで、確認をさせていただきたいんですが、今回の中央教育審議会の中身は、勤務時間の把握、出退勤を管理しているというのは、現在は何人出てきて、印鑑を押してということでしょうけども、やはり実際の勤務時間、これを把握しなさいよと。勤務時間の把握をやるためには、タイムカードの導入をすべきだということですから、これは小中学校押しなべて、早期にタイムカードを設置して、実際の実働はどれぐらいあるのかという把握をやっぱりやっていく必要性があるんじゃないかなと。

それとあわせて、留守番電話の整備とか、それから、部活動の休養日とか夏休み、 休養日については週1回設けられているということなんで、夏休みについても閉校 日を設けて実施をしなさいということも、審議会のほうから文科省の大臣のほうに 提出をされているわけですから、この答申を受けて、早期に実施をしていくという ことが求められているというふうに思うんですが、その実施時期について、今わか るんであれば、ご答弁ください。

それから、小中学校の正規と非常勤の講師の先生、今ご答弁をいただきました。 正規の方については、賃金体系というのはほぼ確定しておると思うんですが、非常 勤の教諭、臨時とか、特別に、出産に間に合うために非常勤で入ってくるという方 については、時給で2,780円ですか、これは実働で1時間ということなんで、時間 数に応じてやと思うんですが、非常勤の先生たちの言われるのは、やはり非常に安 いと。何年たっても昇給がないんですよね。昇給がない中で、業務は正規の先生と 同様の学校における業務をしていくということになるわけですから、ここら辺につ いては非常勤の講師の先生には、正規で採用し直すというような、正規を求めない 先生もおられると聞くんですが、そうでなければ、長時間にわたって非常勤で先生をやっておられる方については、労働条件を一日も早く正規に合わせていくという ことが求められるんではないかなと、私はそのように思っております。

それから、4番目の徴収業務ですが、今聞きますと、中学校については、校長会で入札として契約をしていると。小学校については随契で修学旅行を契約しているということなんですが、小学校における修学旅行については、随契じゃなくして、やっぱり公明正大な形で入札制度を推進をしていただきたい。そうすべきであると、私は思っておりますので、再度ご答弁をいただきたい。

それから、徴収金取扱マニュアルについてでありますが、今聞きますと、マニュアルはつくっているんだということでしたよね。それについては、また後ほど情報公開で求めたいと思うんですが、なぜ、私はこれを言うかといいますと、和歌山県において不正な流用が発生して、12年でしたかね、高校における不正事件が発生をして、それから、和歌山県の教育委員会もマニュアルをつくったということであります。

全国的にも、学校業務におけるお金の流れ、これについては非常に雑多な形で、学校業務の徴収金については、積立金として、いわゆる修学旅行、それから卒業アルバムの代金積み立て、それから部活動費、給食費、実習費、それから学年の学級費とか、PTA会費、それから保護者、教職員から成る団体会費、PTAの会費について、事件が発生したのはPTA会費から学校の校長がほかに流用しているという事件があります。

それから、これ統計なんですが、14の府県で200校がPTA会費等学校の経費を 流用しているということが発覚をしてきております。

そういう上で、徴収金についての取り扱いマニュアル、これは厳格なものにしておかないと、そういう不祥事が発生をするわけですから、それをどうしていくのか。それから、その徴収金を集めたお金を学校の先生たちが、それを管理をするというのは非常に業務がふえるわけですから、そこら辺について、教育委員会で再検討が必要ではないかなという新聞のコラムも出ておりました。そうしますと、教育委員会に職員が必要になってくるということも発生してきますので、そこら辺については、教育委員会と執行部のほうで調整して、早期になるべく学校の先生の業務を減らして、いわゆる教えるほうに頑張っていただきたいというように考えておりますので、それについてご答弁をください。

それから、平成27年度に起きた事件についての収支についてですが、負担行為は

ないのでということなんですが、これは大阪市の監査員が、平成25年に歳入歳出外 現金等の取り扱い事務ということで、大阪市に監査業務を見直せということを提言 している監査報告があります。そのやり方についてですが、非常に不明金というの があって、どこに金があるのかということで問題になっております。

歳計現金については、地方自治法において、支払い資金に充てることができない現金であるということで、地方自治法第235条の4項の2号で、歳計現金として扱われておるんですけども、しかし、歳入歳出決算の中に出てこないからといって、決算の中に計上しないということで取り扱いをしているんですが、その歳計外支出調書というのは、完全に調定されて、作成されているのかということをお聞きをしたいなというもんですが、それと、この補償金、見舞金、これらの問題について、これに類する取り扱いをしているものは、ほかにあるのか。

今回の事件については、そういう取り扱いをしておるんですが、具体的に、ほかに歳入歳出外現金として、利子をつけなくて、保証人も相手方に返還するときに、 公共団体が利息をつけなくて返還をするという現金がほかにあるんではないかとい うふうに思うんですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

一般企業であれば、会計帳簿に複式簿記とか単年度簿記なんかで言えば、一般企業では、それは違法として摘発をされて、公認会計士が、これは一般の企業では問題になるとこなんですけども、だからといって、決算の中にも出てこない。会計簿の中で歳計外として徴収をすれば、素通りして、遺族の方に支払われるということがされているというふうに理解しているんですが、しかし、だからといって、その調書をきちっと岩出市は管理をされているのかという点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 尾和議員の再質問について、お答えをいたします。

まず、大綱とは何か、内容はどのようなものか、公開はしているのかについて、 お答えをいたします。

岩出市の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が大綱を策定することとなっております。

本市におきましては、平成28年2月24日の総合教育会議にて策定をしております。

大綱の内容、項目は、1つ、策定の主旨と内容、2つ、計画期間、3つ、策定に当たっての考え方、4つ、基本的な方針、5つ、基本的な方針と施策の展開方向の5本の柱となっております。内容は、閲覧にて公開しております。

それから、第2回目、第3回目の周知は行っておりません。議事録については、 いずれも策定しておりますので、閲覧により公開してまいります。

○吉本議長 教育部長。

以上です。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

教員の勤務時間についてでございますが、タイムカードによって、実際の勤務時間の把握をということでございますが、これにつきましては、県のほうで定められている要綱がございますので、現在のところ、それに基づいて出勤簿の体制ということになってございますが、勤務実態調査というものを年に1度実施して、教員の勤務実態を把握するようにしてございます。

それから、この緊急提言の中にあります留守番電話の整備の件について触れられていましたが、やはり保護者と学校との関係性等の問題があり、この留守電の整備についてはハードルが高いんではないか、そんなふうに考えています。今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

それから、学校の閉校日を設けるというようなお話もございましたが、現在、8 月中に3日間、土日を含めて、連続5日間の学校閉校日を設けてございます。

それから、これらの改革の実施時期についてもご質問あったかと思いますが、体制が整っていくものから鋭意実施していきたいと考えてございます。

次に、教員の正規職員と非常勤講師との差ということについて、ご質問の中で産休等の先生というお話があったかと思いますが、これは先ほど答弁させていただきました非常勤講師とは別でありまして、臨時的任用講師と呼ばれる講師で、フルタイムの勤務をしている先生でございます。

ちなみに、その先生の給与につきましては、臨時的任用講師、いわゆる常勤講師と呼んでいる講師なんですが、4年制大学を出たての新卒の常勤講師の本給は、19万5,800円となってございます。

先ほど申し上げた非常勤講師の時給2,780円のまま上がらずに、正規教員との差が大きいということについてでございますが、そもそも勤務時間が根本的に違いまして、非常勤講師については、1日3時間程度の勤務で、授業のみを行うと定められてございます。そういったことで、時給の割には待遇がいいんではないかな。ま

た、退職されてからの先生であったり、採用試験を目指す勉強のために非常勤講師 につきたいというふうに希望される方々も多数ございます。

臨時的任用講師、いわゆる常勤講師の採用につきましては、できるだけ臨時的任用講師を減らして、正規教員を採用していただくよう、県教育委員会に常々働きかけているところでございます。

それから、修学旅行に関係してなんですが、小学校を随契していることについての透明性、それについては、今後研究していきたいと考えておりますが、学校が希望する日程、それから、学校が希望する宿を抑えるに当たって、なかなか、毎年、業者が変わっていきますと、抑えてもらいづらいという部分がございまして、現在、随意契約をとっているところでございます。

それから、PTA会費のことについても触れられていましたが、PTA会費につきましては、PTAの組織の中に監査委員がございまして、PTA会費については、きちんと監査を受けた上で、総会にて承認をいただく、そのようなシステムをとっております。

集めた金の管理につきましては、学校は子供たちが使う教材などにかかわる費用を集金したりしているわけですが、学校ごとにそういう集金額、集金内容は違いますので、市のほうで一括管理するというのは、非常に課題が大きいと考えてございます。ただ、学校のほうで集めたお金につきましては、すぐに金融機関に預ける、そういったことはマニュアルに盛り込んで対応しているところでございます。

- 〇吉本議長 教育長。
- ○塩﨑教育長 5点目の平成27年の事故についての再質問について、お答えいたします。

歳計外の調書は作成しているのかどうか、保管しているのかどうかというご質問ですけれども、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金、この制度における見舞金というのは、その保護者の所有に属する現金でありまして、センターから市を経由して保護者へお金が行っているんですけれども、まさに、これは市の所有じゃなしに、歳計外で処理する現金であります。ということで、市で一旦は保管するわけなんですけれども、歳計外払出通知書という正規の予算でいう支出命令のような調書なんですけれども、これを作成した上で、現在もきちっと保管しております。

そして、こういうふうな処理をした現金というのはほかにもあるのではないかと、 こういうふうなご質問ですけれども、教育委員会で扱っているこの種のお金につい ては、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度による給付金のみであります。 これは特に、学校の中での児童生徒のけがした場合であるとか、かなり頻繁に給付はされている事例があります。

以上です。

- ○吉本議長 会計管理者。
- ○井神会計管理者 尾和議員の再質問にお答えいたします。

歳入歳出外現金でほかにどのようなものがあるかというご質問だったと思います。 まず、歳入歳出外現金というものの1つとしては、債権の担保として保管している もの、もう1つが、法律または政令の規定により保管しているもの、この2種類が ございます。

まず、債権の担保として保管しているものでございますけども、現在、岩出市では契約保証金、それから、指定金融機関の提供する担保、それから、納税の徴収に係る担保、公営住宅の敷金などでございます。

それから、法律または政令の規定により保管しているものとして、債務者に属する権利を代理して行うことにより、受領すべき現金または有価証券、これは地方自治法施行令第168条の7第1項の規定によるものでございます。

それから、2つ目として、災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金または有価証券、これも地方自治法施行令第168条の7第1項に規定するものでございます。まず、スポーツ振興センターの災害見舞金はこれに当たると思われます。それから、あと、共済組合の掛金、給与の所得税、それから県民税、それから特別徴収に係る住民税、こういったものを現在、歳入歳出外現金として取り扱っております。歳出の際には、歳計外支払調書を作成し、歳出をしております。

- ○吉本議長 再々質問を許します。
  - 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 小学校の修学旅行の件なんですが、これについては、やはり宿とか、それは制限はあると思うんですが、やはりそこら辺は随契じゃなくして、やはり入札で十分耐え得る業者があると思うんで、そのような取り扱いをやっぱりすべきだなということで申し上げておきたいと思います。

それから、歳計外支払調書なんですが、これ、私、調べれば調べるほど、今回の 平成28年の決算には表面立って出てこない金なんですよ。

これ、金額を見ますと、大阪の例なんですが、現金の歳計外残高で、大阪で199億9,500万ぐらい出ているんですよね。莫大な金額やと思うんですけども。岩出においても、そういうような表面に出ないお金についても、きちっとやっぱり管理を

していただきたいと思います。管理をすべきだということで、今回初めて取り上げをするんですが、今、管理者が言われたように、入札の保証金、これも入ると思うんですよね。それから、契約保証金、職員の給与にかかわる所得税、住民税、公営住宅の敷金、これは言われたとおりなんですが、そこら辺の歳計外現金というものについて、やはり明確に調書として捉えておると思うんですが、そこら辺については、きちっとされているのか、ちょっと心配になってきたんで、確認をさせていただきたいと思うんですが、最後に、ご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部長。
- ○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

小学校の修学旅行にかかわった件ですが、随意契約という状況でありますが、国のほうの通達で、関係業者を利用する場合には、業者に任せ切ることなく、学校が主体性をもって計画実施に当たること、また、関係業者については、信用度等を十分調査した上で利用し、また、これと不明瞭な関係を持つことのないよう、厳に注意することとされておりまして、これをもとに業務を進めているところでございます。

また、各学校におきましては、小学校同士、金額等情報の交流をすることで、ある学校のみが特別高いとか、そういうことのないよう情報交換を進めているところでございます。

なお、議員ご提言の中身につきましては、今後研究してまいりたいと考えてございます。

- ○吉本議長 会計管理者。
- ○井神会計管理者 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

歳入歳出外現金のことなんですけども、これは議員おっしゃられたとおり、大阪で100何億というような、まさに膨大な金額を保管しているということでございますけども、岩出市においても、毎月何億というものが動いてございます。これは県へ払い込む県民税、市民税と同時に徴収した県民税などがございますので、それは毎月、億は超えております。それの歳計外の歳入歳出でございますけども、歳入伝票、歳出伝票、それはきちっとそろえてございます。それで、毎月、残高を合わせてございます。毎月ではないんですけど、監査のほうにも定期的に報告はいたしております。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これをもちまして、平成29年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。



地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成29年9月21日

岩出市議会議長 吉本 勧曜

署名議員 田中 宏幸

署名議員 松下 元